

第六十五回 参議院内閣委員会會議録第十号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)
午後一時十八分開会

委員の異動

三月二十三日
辞任 浅井 亨君 補欠選任 黒柳 明君
峯山 昭範君 藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員長 田口長治郎君
理事 塚田十一郎君
安田 隆明君
足鹿 覺君
上田 哲君

委員

植木 光教君
源田 実君
佐藤 隆君
長屋 茂君
山本茂一郎君
渡辺一太郎君
矢山 有作君
藤原 房雄君
峯山 昭範君
松下 正寿君
岩間 正男君

国務大臣

外務大臣 愛知 揆一君
国務大臣 西田 信一君
国務大臣 山中 貞則君

政府委員

内閣参事官兼内閣総理大臣官房会計課長 川田 陽吉君

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長 青鹿 明司君

内閣総理大臣官房広報室長 松本 芳晴君
総理府統計局長 関戸 嘉明君
科学審議官 石倉 秀次君
外務政務次官 竹内 黎一君
水産長庁官 大和田啓氣君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

内閣官房内閣調査室長 川島 広守君

本日の会議に付した案件

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日、浅井亨君が辞任され、黒柳明君が選任されました。

○委員長(田口長治郎君) 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 山中長官は十八日の陳謝のことばの中で「総理府の広報の在り方について、一月一日附「フォート」に見るごとき憲法軽視の事実については深く反省し、再びこのような誤りを生じないよう厳重に注意いたし、御指摘のような問題の生

じないようにいたします。」と述べられております。それなら再びこのようなあやまちを生じないようにはどんな具体策をとられるつもりか、その後のいろいろ検討されたことと思いますが、その具体的な方法をここで明らかにしてほしいと思います。国民の聞きたいことは、陳謝のことばなどではなくて、問題解決のための具体的な策だと思ひます。そこでお伺いします。

○国務大臣(山中貞則君) 陳謝のことば自体は、委員会の与野党でおつくりになったものを、私もそのとおりだということで申し上げたわけでありまして、そのことばについての論争はいたしません。

その後、出版をしておられます関係者に来ていただきまして、今後は事前二カ月の協議だけでなく、実際の出版物になるゲラを広報室の責任において、点検というのをおかしいんですが、見せていただいて、不穏当な点は、私の申し上げましたとおりの方針に従ってやめてもらう。さらに執筆をされた方々の問題点については、今後その方は執筆をしないということのお約束をいただきました。

○岩間正男君 当面の問題についての二、三の手を打ったというだけのことであって、問題は、いまのような御答弁では非常に不十分だと私は思うのです。この問題は相当根が深いし、背景もある、そういう点から私は、再びあやまちを繰り返さないためには、少なくとも次のような方法を早急に講ずる必要があると思ひます。そこで私は、内閣広報の民主化について次の五点にわたって質問いたしたいと思ひます。一つ一つお聞きしますから、これは印刷物もあけてありますから、お答えを願ひたいと思ひます。

まず、第一点は基本的態度の問題です。とかく

国民に疑惑を持たれる内閣広報のあり方を根本的に再検討し、憲法と民主主義の精神に徹し、いしくも憲法を否定し、これに背反する軍国主義、超国家主義の復活、謳歌等につながる疑いある要素を安全に払拭すべきであると思ひますが、長官のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) とかく国民に疑惑を持たれている内閣広報のあり方という問題については、国民に疑惑を持たれたといひます。しかし、全指摘をされた刊行物もございまして、しかし、全体が国民に疑惑を持たれておるとは私どもは思っておりませんし、今後疑惑を持たれないようにするには、いまそのあとのほうの「憲法と民主主義の精神に徹し、いしくも憲法を否定し、これに背反する軍国主義、超国家主義の復活、謳歌等につながる疑いある要素を完全に払拭すべきではないか。」この点については同感でございます。

○岩間正男君 第二点としては、これは組織、構成上の問題です。内閣広報室の組織、人的構成、運営等を民主化して、そうして(1)の目的にふさわしいものに改編すべきだと思ひます。あります、この点についてはいかがでしょう。

○政府委員(山中貞則君) 御意見の第一点は基本的な姿勢でございますから、ただいまのそれを受けての御質問の指摘された点につきまして、私どもの組織、運営等がそぐわない点がありますれば、改めるにやぶさかではございませんが、これはどのような問題点があるかについて今後検討をしてみたいと思ひます。

○岩間正男君 これは、問題は十分にあなたたち検討されて、いままでの論議の中からもくみ尽くして得ているものが十分あると思ひます。問題は結局これを運営する機関、組織そのものの問題なんですから、このところ検討のメスを入れるというところは、これは絶対必要だと思ひます。

次に、第三点ですが、これは、この問題に対してどれだけの一体真実さを持っているか、ほんとうに長官がここで約束されたものを実践するかどうかという問題にかかっている。したがって、自己点検の問題が必要であると思う。自分のいままでのあり方について十分に反省し、そしてこのあやまちを直すという方向に行かなければならぬ。そのためには私は次のような問題が必要だと思ひます。それは、すでに発行された文書、出版物、放送等の内容をここで全面的に再検討する。そして不適格なものについては即時これを廃棄する、そしてその結果を公表すべきだと私は思ふんです。ここまですでにかなければ、いままでにたくさん問題を起してあります。この問題に真に解決することにはなりませんので、この点についてはどうお考えになりますか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これは私も若干、総理府の教多くの仕事の中で、過去の惰性と申しますか、過去行なわれてきた方法を踏襲してまいりました。広報のあり方について、私自身も検討の足らない点があるにあらうとあります。したがって、今後の基本的な方向としては、政府が責任を持つて国民に広報を行なうべき分野と、そしてその分野における刊行物、出版物、放送というものと、民間の広報その他で、政府がときによつては買い上げ、あるいは広告紙面を掲載し——等の処置によつて、広報のふえん的な補助手段というものと採用することが可能である、あるいはそのほうがよろしいと思ふもの等に分類を一本してみる必要があるように私も思ひます。ただ、その結果の公表というものは、そういうことは結果的にどうなつたかというとはわかるわけでありまうから、そういうことについて委員会等で御質問や、あるいは報告等の形でできるわけでございます。そういうつもりで検討をしてみます。

○岩間正男君 私は、分類もさることながら、結局は内容の問題です。政府の責任で編集発行したもので、あるいは買い上げて民間に委託した、あるいはこれを買い上げたもの、こういうものだらう

うが何だらうが、とにかくいままで出された文書そのものをここで十分に再検討する、そして正しいもの、先ほど述べました(1)の目的に反するもの、あるいは不適切なものは、はつきりこれを指摘をして、再び繰返さない。したがって、これとこれとこれは廃棄するんだという方向が明確にされなければ、私はこの問題を真に解決することにはならないと思ふのであります。ですから、この点には、これに対する熱意と、それから実践の尺度というものは、この広報そのものを民主化するかどうかというこのパロメーターに私はなると、こういうふうな思ふんですが、重ねてこの点をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 廃棄という意味がよくわかりませんが、これはやはり文書、出版物でございまして、出てくるものを回収、廃棄と言つたつて、できないものもあるであらうし、あるいはできる可能性のあるものもあるかもしれません。問題は、過去の実績というものの論議を踏まえて、今後あやまちがあるとするればそれを直し、あるいは政府が直接責任を持つて刊行する広報であるならば、もちろん憲法九十九条の定めている政府あるいは国会議員、公務員の順守すべき範囲を越えた出版物等出せるわけはないわけでありまうから、そういう範囲においてはあり得ないこととして分類をきちんとしていく、あるいは民間の出版物等で部分的に政府の広告として紙面掲載された場合は、その分野において政府は責任を持つわけでありまうから、したがって第一点で御質問になりましたような御意見に背反するような記事というものは、今後はないことになるということよろしいのではないかと考えます。

○岩間正男君 私が特にこの問題をお聞きしているのは、これは過去の点検がどうであるかということが今後の問題につながるわけですね。今後正しくさせなければいけません。こういう形でこれはこの問題の真の解決はあり得ない。したがって、廃棄というものは、回収してどうやった、締めくくると、そういうことを言っているのじゃなくて、た

とせば何月何日号のこういう記事についてはあやまちだつた、こういうものは今後これはもう広報として抹殺するとかなんとかという措置を、これは広報ではつきり明らかにするということが必要である。少なくともそれだけの自己点検がなければ、その上に立たなければ、私はこの問題の真の解決はあり得ないというふうに考える。これは先ほど申しましたように、あなたたちの熱意のパロメーターですから、重ねてお聞きをします。

○国務大臣(山中貞則君) 過去の出版物について抹殺をせよとおっしゃつても、出版はされているわけでありまうから、そういう具体的な処理についての御意向はわかりまうけれども、やはり、今後そういうことのないようにするということについて申し上げているわけでありまうので、たとえば、問題になりましたから、そのことについては例をあげられると思ひますが、一月一日号の「フォート」というのは抹殺するということ、実際上できない相談でありますし、そのことがもとになつて、今後の広報のあり方というものをきちんとしていこうということであれば、私はそれでよろしいと思ひわけでございます。

○岩間正男君 たとえば、これは不適当だつたということを指摘することはできますね。それを公表すれば、それはそれだけの政府の態度ということになるのです。そのところ、明確にならないで、その上に立つての議論はどうにもならぬ。公表はできるわけでしょう。すでに一部に言われているように、これは不適当だと、何月何日の何は不適当だ、こういうものを指摘されて、そして、いま申しました、いわばあなたたちの過去の自己点検ですね、これが厳密に行なわれなくて、まあ先にいってございましてというだけでは、これはいままでの国会論議というものはこのところがルーズになつておるんです。やっぱり、ほんとうにあなたたちの熱意のパロメーターですから、再三重ねてお聞きしたいと思ひます。これは不適当だ、この指摘をして、それを公表することはできるだらう、こういうことを言っている。それを

集めて全部焼けとか、そういうことではありまう。○国務大臣(山中貞則君) それはあらう、これからどうすべきかについては、過去の問題を全部点検すれば反省もよし、検討もして、今後のあり方をきめるわけでありまうから、もちろんそのことは含まれているわけですから、即時廃棄とかなんとかいう表現について、具体的にそういうことはちよつとできかねるということを申し上げているだけのことでございまして。

○岩間正男君 そうすると、不適当なものを指摘して、それを公表することは、これはお認めになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、たとえ憲法とか教育勅語の問題とか、そういう問題は明らかでございますから、これは先般の国会の当委員会において私が三カ条の文章を読みました、そのとおりでございますから、それについては別段問題はないわけでありまうから、その事柄自体がすでに大きく報道もされましたし、そのことによつて憲法のあり方、あるいは政府が憲法に対して持つていなければならぬ基本的な姿勢、それをはずれた場合にはどういふことになるか等の議論は公的になつておるわけでありまうので、それをまたさらに、どのような手段をとるかということについての御意見があらうますが、私としては責任ある者として正式に発言をいたしましたことに従つて、今後処理するということをやつていきたいと思ひます。

○岩間正男君 廃棄ということばが強ければ、指摘し、これを公表するということだけでつこうです。これをとりあへず何段階に分けて、憲法について、これは第一段階、こういうものは、こういうものは正しくなかつたということを明らかにする、これはできるでしょう。これはできるでしょうから、廃棄が、ことばが、これに拘泥されるなら指摘でもいいんです。即時こういうものを指摘して、その結果を公表する、その公表するかしらないかということが私には非常に重要なのであ

ります。それでなければ、過去のそういうようなあやまちの上に立つて、それをそのままにしておいて、今後はどうしようといったって、この問題の真の解決はあり得ないわけですから、特にこの点念を押しているわけです。それはできるだけでしょう。とりあえず、いままでここで発言されたものだけでもこれはできるでしょう。その次に第二段階の問題で、自己点検の問題、この問題に対する自己責任があまりにも不明瞭なんです。あるいは感覚がある意味では麻痺していると思われれる点があるわけです。だから私はこの点をどうしても明確にしなければ、真に民主的なありようはできないと思います。こう考えるから特に念を押しているわけです。こう解釈してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) 公表ということ、どういうふうに具体的におっしゃっているのかわかりませんが、すでに適当でなかった点については、明らかに国会の速記録、あるいは私自身の答弁等について明らかにされているわけでありまして、新聞報道等もされておるわけでありまして、それに伴って、今後のあり方について、一応その問題については具体的なその後とった措置についても申し上げたわけでありまして、これは明らかに公表されておると私は思うわけでありまして、これを公表した何か政府のほうで、これはけしからぬことであつたということ、さらに公表するということまでする必要はないと考えます。

○岩間正男君 私たちの見ているものは非常に一部分なんです。そこにたまたま目に触れた、それだけが問題になった。しかし底に沈んで重くよごんでおるその全体について、あなたたち自身がこれを再点検する、再検討する、そうして今後の正しい運営のこれは材料にするということが必要なんです。そこを私は否定される長官だとは思わないわけでございます。だから、すでに問題になった二、三のその問題だけで、態度は明らかだ、これで済まないわけです。それはよろしゅうございませう。そういう方法をとられるという点、今後

そういう自己点検についてちゃんとやる、組織的にやる、こういうことは確認してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) その点は、点検をし反省をし検討をし、今後そのような指摘がなされないようなものについて、政府が責任ある刊行物にしなければならぬということ、申し上げておるとおりでございます。

○岩間正男君 その結果については国会に報告をいたしたい、当委員会に。できませう。たとえば三カ月時間を見ましょ。そうしたら、こういうものを点検して、こういう結果になったという、そういうことにならなければ、公表というのも、いま言った国会を通じてのこれは要求として、当然なされるべきではない。ここだけの、この場のがれの答弁では、この問題解決をしないのです。よろしゅうございませう。これを確認しておきま

○国務大臣(山中貞則君) それは予算でどのような形の購入にするか、広告にするか、委託にするか、いろいろの予算形式もありますから、それらの問題も踏まえて明らかにしていることとございしますから、質問があれば、質問に私答えないというものではありませうから、逐次その問題は明らかにしていくことであらうと思ひます。いま、この時点で、それをどういうふうにするというのを全部網羅的に申し上げるまでの準備はいまだできておりません。

○岩間正男君 それでは、その具体策は今後、この次あたり御検討いただいて御報告を願うこと、いたしませう。とにかく、そのような方法をとるといふことについて、これは確認しておいて進めたいと思ひます。

第四には、宣伝物の企画、編集、出版、発行等は、直接、政府の責任で行ない、いやくも委託編集などの責任を回避するあいまいな方法はやめべきだと思ひますが、どうでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) この点は、原則としては、政府広報は政府自身が行なうということが当

然の原則だと思ひます。しかし、政府が直接それらの行為を行なわなくとも、一般誌等においても交通安全キャンペーンに伴つた対談記事とか、あるいは交通安全のポスター等を掲示する場合等もあり得ることありますから、これらの問題はやはり仕分けがきちんとおれば、全部政府がやるということも、また逆に弊害を起すことにもなり得るもので、あるいは政府が全部をやるのであれば、一定の分野以外はやれないということもあり得るもので、やはりものによつてはそういうこともあり得ると思ひます。

○岩間正男君 どちらに主点を置きますか。

○国務大臣(山中貞則君) 政府が国会に対して責任を負い、国民に対して責任を負う分野は、なるべく政府がみずから出版すべき刊行物の中に含まれるのが原則だといふふうに考えます。

○岩間正男君 責任のあいまいな態度、いままで指摘されましたようなそういう問題については、これはどういふふうに対処されますか。

○国務大臣(山中貞則君) ちよつと御質問に答えているのかどうかわかりませんが、今後、責任の所在を明確にし、それに伴つて予算措置その他もきちんと仕分けをしてまいります。

○岩間正男君 第五に、出版物の大量買い上げ等によつて、国費を使つてのいかにわしい反動的な、そういう出版が育成されていると思ひます。ね。こういうものは正しくないと思ひます。ね。こういう点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 憲法とか軍国主義とか、そういうものの等については、これはもう大原則の平和国家として意見が一致しますが、反動的出版と言われると、これは共産党の方々から見られた反動的なものであるかもしれませんが、私たちがら見たら、国民のよりい意味の伝統というものを維持し育てようとする企画のものによつておるもので、結果意見が合致しないものもあり得るかと思ひます。これはお互いの党の立つておる思想基盤、そういうものの違いもございませう

から、一がい政府の広報は反動であるというところが国会全体の意思であるということにはならぬいのではないかと思ひます。

○岩間正男君 それはまあ一般的に戻されてはいけません。反動的な出版についての育成を、これはやっちゃいかぬということを言っているのですから、それはいかげすか、その辺は。

○国務大臣(山中貞則君) 反動とは、何に対して反動であるかということでありませう。それらの点については、私どもはこれはすなおな政府の広報物であると考へましても、岩間先生の党の立場からすれば、それはわれわれとしては反動であるといふふうにおとりになるかもしれませう。われわれが現在の日本は軍国主義ではないといつても、それは軍国主義の方向に実質向かつておるといふ議論が国会でなされておるわけでありませうから、これらの見解の相違といふことはあり得ると思ひますので、反動といふことばをつかまえて議論をしておるわけではありませうが、反動的と言われている定義というものが、おそらく見解の一致しない点もあるだろうといふことを申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 その点の基準が結局は究極的に憲法になると思ひます。ですから憲法の問題が非常に重大、むろん言論の、出版自由の問題はあります。その辺のものを侵すとは考へていない。ただ問題は、国費をもつて買い上げて、政府の公的な機関が公的な態度をとりながら宣伝しているところに問題があるわけです。そこをどう区別して、同じちゃまずいわけですね。はつきり別して、政府のなすべき任務というものは明確だと思ひます。だから、私もいま質問応答しましたが、必ずしも答弁は十分だとは思ひません。まあいろいろな点でこれからの努力をされる点も出されましたが、私たちはいま申しました五つの点は少なくとも必要だ、特にあらためて言うよりありますけれども、佐藤内閣は現憲法によつて成立し、また現憲法によつて保障されている内閣だといふことを忘れないでほしいと思ひます。その政府が、事あらう

にみずからのよって立つ基盤を握りくずすような憲法否認の態度をとる。そうしてこれを、そのような態度をとり続けることは、これは自殺行為だと思ふ。まさに天につばする、そういう行為だと言わなければならぬ。いやしくもそれが国民の血税によつてこれを行なうことは、まさに国民へのこれは反逆だと思ふのです。そういう点での態度を即刻改めるべきだと、ここにやはり基本の精神を置かなきゃならぬと思ふのであります。この点であらためて長官の決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 佐藤総理は、憲法改正論に対する答弁において、憲法を改正する意思はないといふことをはっきり言つてゐるわけであり、現行憲法の順守の義務はもちろんのこと、これを改正する議論をすることもまた自由なことですけれども、憲法に反する、現在の憲法に反することを佐藤内閣においてやるという方針はやつておるわけではありせんから、したがつて、もとに戻つて、憲法に抵触するやうなもの、反するやうなものについては、今後そういうことのないやうにいたしますといふことを申し上げたのは、佐藤内閣の姿勢でございますから、佐藤総理が憲法を否定する論者であるといふことは、公的な議会において、質疑応答においてさうでないといふことが明らかになつておるわけでありまして、その点は少し見解の相違ではないかと思ひます。

○岩間正男君 見解の相違、そんな点はありません。私は性格を言つたのです。佐藤内閣は憲法によつて成立している。そういうとき、実際広報の、政府の情報機関の中でそういうことが、それに反するやうなことが行なわれておる。これはいかぬじやないかと、この点を明確にすべきだ。しかも、国民の血税によつて行なわれておる。この点を明確にすべきだ。これが自民党の宣伝機関で行なわれるなら少し性格は変わります。むしろその問題について、政策論議の点では、私たちはこの憲法、改憲を戦つておるし、そういう点について

ではこれは見解を異にするわけです。しかし、自民党がやるなら、そのことについて私はまずとやかく言つてないわけだ、方法としては。しかし、いやしくも国民の血税を使つてこのやうなことを政府の公的機関が行なつてゐるから私は問題にしているのです。そこを間違えないようにしてもらいたい。

それでは次に具体的な問題に進みたいと思ひますが、「フット」の問題ですが、「フット」に対する措置の問題を具体的にお願いします。本年一月一日号のごときは、これはどうするのですか。それからまた、これは今後委託編集など、どうなさいますか。

○政府委員(松本芳晴君) 一月一日号の「フット」に論文が掲載されたことは、たいへん遺憾でございます。ただ「フット」は、ここ十年來実績を持ちまして、しばしば行なつてゐるアンケートでもかなり好評なので、引き続きこれを続けていきたいと思つております。ただ、先ほど長官が申し上げましたやうに、今後はチェックシステムを非常に厳重にいたしまして、内容の検査もしていくつもりでございます。なお同時に、必要に応じてアンケートをしばしば実施し、読者の意向も反映させたいと思つております。

○岩間正男君 この教育勸諭の問題で、長官は先回りして言われましたけれども、これはどうですか。「団体」といふことになれば、どうしても教育勸諭を徹底から引つ張り出して、国民こそつて読み直す運動を起さねばなるまい。さらにまた、「真憲法」、真といふのはまこと、真情に通ずる真ですが、「真憲法制定の大前提として、教育勸諭を復活したいと思ふ」、これは長谷川才次氏の論文です。こういう出版物が世の中に流れてゐる。こういうのはこのままにしておきますか、このことを私はさつき言つてゐるわけだ。具体的な処置、このままにしておきますか。これは結局政府の責任で出されたのですから、これはこのまま、何らかの処置がとられない限りはこれはこのまま生きているわけです。どうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) そのことが問題になつて、そして国会の速記録にもきちんと残り、国民の目にもそのことも問答も触れ、そして新聞の報道も、新聞テレビ、その他のマスコミ報道にも報ぜられたわけでありまして、そのことが担当大臣の三カ条の委員会の作成した文章を読んで、それによつて遺憾の意を表したといふことによつて私は明らかだと思ひますので、これはすでにもう出回つて、あるいは保存してゐる人もほとんどないくらいなものだと思ふのですけれども、それはいまさらどうしようがないのではないかと。今後そういうことの起こらないようにするといふことが問題だらうと思ひます。

○岩間正男君 あなたのことはの中に、しばしば委員会の作成した三カ条なんだといふことが出ます。これは長官のことばとちがふので、あるいは委員会はかりにさういふやうな趣旨を作成して出したけれども、あなたが承認しなければ、読まなければよかつた。そういうことを言われちゃいけない。これはあなたの意思です。それで、ここにきて委員会で作成したものを何だなんだと言ふことは、これはいけないと思ふ。これは取り消される必要あると思ひますが、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) じゃ、経過を省略して、私が読み上げました三カ条について明らかにいたしたわけでありまして、結局あなた

○岩間正男君 答弁おかしいですね。結局あなたの責任においてあれは読んだのでしょ。

○国務大臣(山中貞則君) 国務大臣が委員会において発言する限りは、その大臣の責任において発言をしてゐるわけでございます。

○岩間正男君 だから、おかしいことは言われないこと、みつともないです。あなたももうおとなしくやらないで。私男だと思つて私質問しておるんです。いいですか、そんなこと。山中さんというのは男だと思つておるんですよ、いいですか。その点ちょっと確かめておきます。

○岩間正男君 そこで、結局これは新聞やテレビでやる。ところが、それは新聞を見ない人、テレビを見ない人がたくさんおるんだから、こういうものをとにかく全部配らねばならぬわけですから、さうするとさういふものが残つておるわけですが、これは廃棄すべきだと、私は明確な趣旨でこの公的な機関においてやる必要があると思ひます。これはやらねばいかぬ、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 手段の問題でもございまして、これは問題になつたわけでもございまして、それから、その結末も先ほど申しましたとおり、所管大臣の、担当大臣の責任における陳謝といふことまであつたわけでありまして、そのことをさらに追つかけてどうこうするといつても、これ以上、公的な權威ある場所における、その文章についてふさわしくなく、かつまた憲法順守の精神に欠け、そして憲法、教育勸諭そのものの国会の決議にもとるものであるといふことを明確にしておるわけでありまして、私としてこれ以上どうせよといわれども、私の立場において責任を持つて陳謝を申し上げたといふことが公的になつておるわけでありまして、その点はそれでよろしいと思ふわけでございます。

○岩間正男君 それじゃこれは不当だと、不適当だ。憲法違反のやういふ疑いのあるもの、さういふ点について明言されておるから、公的な発言の場でありまして、公表されたといふふうに考えます。

次に「今週の日本」について、これはいままでも問題になつたと思ふのですが、これは何部買い上げておるんですか。

○政府委員(松本芳晴君) この三月まで平均十七万四千でございまして。

○岩間正男君 予算の状況ですね、予算は年度でどうなつておるんですか。

○政府委員(松本芳晴君) 今年度の予算は二億七千三百万円でございまして。

○岩間正男君 配付先は、

○政府委員(松本芳晴君) 配付先は、直接郵送に

私党なんだ。この一党の私物化されておるから問題としておるのだ。こういうやり方ではないかぬ。公私混淆だ。こういうことを明確にされるのは、明敏な山中長官の朝めし前の仕事じゃないですか。ここで逕疑逡巡というのはあなたらしくない。○国務大臣(山中貞則君) 逡巡も逕疑もいたしておりません。だから来年度予算から改めますということを申し上げておる。

○岩間正男君 とにかく、まああなた言にくい

そいでしょ。

それじゃ次の問題をお聞きします。やはり「今週の日本」ですが、昨年の四月の第二週号、これは私ごらんだったと思います。これにはこう書いてあるのです。「ヨヨギの微笑は単なる戯術」「共産党をならむ秦野警視總監」、こういう記事です。これは「よぎ号」のあのハイジャック事件が起ったとき、京都知事選の応援のために自民党の田中幹事長は京都に行つておる。そして二日だったと思いますが、京都の宇治において、あの赤軍派は共産主義者の一味という演説をしたのでございまして、これが大量に京都に配られた。ところがそれと前後してこの「今週の日本」が出された。この配布は少なくとも二日から三日でありました。ハイジャック事件が起つたのは、ちょうど私は参議院の予算委員会が質問しておつたときでありまして、いまだに記憶は明確であります。これは三月三十日から四月一日の間に起つた。こんなに早く編集して出した、これは非常に問題になったわけですね。この中にも赤軍派の問題に触れておるのです。五日号になっていきますけれども、この発行はもっと早いわけです。そうしますと、私は実はあの赤軍派の問題というものはないかと知つた者がこれは編集したものじゃないかという疑問を持ったわけです。こういうものを買い上げてこれを配るということは差しつかえございせんか。

○国務大臣(山中貞則君) 田中幹事長の演説については責任を持つところではありませんが、「ヨヨギ」の微笑云々は、まあ岩間先生もたいへんにこやかなお方でありまして、それはどういふつもりで書いたのか知りませんが、しかし、そのことが契機となつて問題にされましたから、その直後に問題にされましたので、そのことを契機として、来年度予算から変えようということで、昨年度末の予算編成の際に方針を変えたということでございます。

○岩間正男君 その内容についてまず問題にしたのですが、とにかく、インタビュでも出た模様でありますけれども、時の現職の警視總監であつた秦野氏がこの中で反共デマ宣伝をこれは展開したわけですね。これは大量に配られた。当時わが党はこれに対して抗議をした。同時に、民主的な立場をとるならば、反政文を出しなさいと、編集長はこれを了承した。そこで不敏当時の政策委員長の名前で文書を送つて、ゲラ刷りまで出したわけでありまして、ところがその間に、なつて、これに対して、掲載できない、「赤旗」のほうで反駁しているのだからたくさんでしやうというふうな返答をして、これを断わる、こういうことまでこれやつてきたのです。

私はそこでお聞きしたいのですが、当時現職にあり、公正を旨とすべき立場にある警視總監がこうした事実無根の、ためにするデマ宣伝の中傷記事、政府機関である内閣広報室が国費を使つて公然と買い上げて、大量に配布することは、これは差しつかえないとお考えなんですか。これを正しいと山中長官はお考えになるのでしょうか、お聞きしたい。

○国務大臣(山中貞則君) そのことは共産党の国會議員の方々の直接の申し入れも、抗議も、善処方も受けました。したがつて、私としてはそのことも念頭に置いて、来年度の予算から変えた、繰り返し申し上げておりますが、編集はこれは政府がしておるわけじゃありませんので、編集当局との間における共産党の公党としての御接触の経過というものがあつたのでございまして、それは私どもの関知している範囲外のことでございます。

○岩間正男君 とにかくあなたは、前非を悔いて変えたのだという答弁で、その事実に対する判断を避けておられるが、どうもそのところは私はいつもの山中長官らしくないと思う。あなたはぜひすりばりものを言うので山中の値打ちがあるわけでしょう。それを何かあれみないになつて、官僚のまねなんかやめたほうがいいと思うのです。そうすると山中の価値というのは下落だ、暴落だ。ずばりと言いなさいよ。こういうことは正しくないでしやう。どうです。この現職の警視總監

がこんなことを一体、反共デマ宣伝を、事実無根です。時間の関係から私は反駁しないけれども、ここであなたを相手にして反駁してもしょうがない。しかし、こういうことをやるべきじゃありませんよ。こういううきやうきをやつてはいけません。これは確認されているものだと思う。そこでお聞きしたい。「今週の日本」は何部買い上げておられますか、その金額は。

○政府委員(松本芳晴君) 先ほど申し上げましたが、二十五万部発行のうち十七万四千部買い上げております。

○岩間正男君 この中で、四月の第二号、昨年の四月第二号……

○政府委員(松本芳晴君) の買い上げですか。大体十五万くらいだと思いますが、いま詳しい資料が届いておりませんので……

○岩間正男君 だからさつき言つたでしやう。そのうち京都に何部配られたか。

○政府委員(松本芳晴君) 特に京都には配っていないと思ひます。

○岩間正男君 だからそこを具体的な数字を示して……

○政府委員(松本芳晴君) それはあとから数字はお届けいたしますが、特に配つておりません、京都には。

○岩間正男君 これは資料を出してください。それからその前後の、四月第二号を中心とした号数と、どこどこ、何県、何県、何県というのを、前後十カ月くらいの配布の部数があるでしやう、これを資料として要求いたします。

○政府委員(松本芳晴君) あとでお届けいたします。

○岩間正男君 このような悪質宣伝物を厳密に再検討して、不適格なものはこれを指摘する、そうしてほんとうにひどいものは廃棄処分にする、私は公的な政府機関である内閣広報室としては、当然とるべき措置であると思ひます。しかも、これは自分です。これは刈り取るべきじゃないですか。そう思ひませんか。あなた方が

まいた種でないと思ひますか。

○政府委員(松本芳晴君) その四月第二週号が出たあとで山中長官から呼ばれて、これは非常に誤解を与えていかぬ、今後気をつけるようにというところで、内容の指導についても、それ以後非常に注意しています。それから四月から、先ほど言つたように、予算形式を変え、そういう形をとつてきたわけで、その以降にはほとんど問題がなかつたと思つておるのでございまして。

○岩間正男君 とにかくあなたの方の態度をもつと厳正に公的な、そして憲法の関連でも明確にしてほしいと思ひます。次いで、山中長官とここでもいろいろな交渉を持ったわけですから、あなたに最後にひとつ、これは忠告になるかどうかかわからないが、ひとつやつておきますが、これは日本経済新聞に、総理府広報室提供という沖繩の経済問題に対する対談を載せているのです。昨年の三月一日の朝刊です。これは政府の責任でしやう。

○政府委員(松本芳晴君) 広告のページと書いてあり、総理府と書いてあれば、私どもで提供した広告かと思ひます。

○岩間正男君 これは私は写してちゃんと書いてあります。「提供 広報室」、それでしやう、あなたの方の責任でしやう、企画編集全部が……

○政府委員(松本芳晴君) これは新聞社の編集局と相談して載せるわけでございます。

○岩間正男君 編集の責任はどこにあるかと聞いているんです。

○政府委員(松本芳晴君) 新聞社です。広告ですから。

○委員長(田口長治郎君) 私語は困ります。発言を求めてください。

○岩間正男君 これは長官どうなんです。責任は半々だ、こういうことですか。最終責任を聞いています。この前の委員会でも最終責任はどうかと言つたのです。

○国務大臣(山中貞則君) あとで問題点の御指摘があるのでしやうが、総理府広報室あるいは総理府

提供とか書いてあれば、それは私どもに第一義的な責任がございます。

○岩間正男君 それはそのとおりですね。これは大来佐武郎氏との沖縄の経済問題についての対談が載せられているわけです。これは日本経済研究センター理事長ですか、大来佐武郎氏、その中であなたはこういうことを言っている。「沖縄はハワイ、米本土、南方の要州からインドネシア、あるいは中近東、欧州、こういうところからみて占める位置は、空からみたウエートが大きなものがある、そうすると「必ず沖縄に寄るんだ。沖縄に二晩いて本國に帰る」なんの用事だい」そこに問題があると思うんです。そういう魅力のあるものをつくるのが第一に必要だ。それからまたこう言っている。「外人客が必ず降りる島にする。ここから先がちょっと発表できないんで(笑)」。こういうふうに書かれている。これは明らかにあなたが主張されたフリーゾーン構想について触れたのだと思います。

○岩間正男君 一年前のことですが、いまでも持っておられるのかどうか。それから広報費を使った、こういうような形の宣伝というのは適当とお思いになるのか。私は長官のためにあまり言いたくない問題だと思うのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは不穏なところがないのじゃないですか。私は沖縄の復帰後のあり方について、自分で自分なりに一生懸命にいろいろのことを考えております。その際のフリーゾーンというものは、やはり沖縄にとつて、一番南方にあるという、日本列島の最南端にあつて、しかも海や空や美しい列島でありますから、そこらに対して観光的な問題としても、第一次要綱等でドル受け取り制度なんかも考え、あるいはショッピング、観光税制は据え置くとか、いろいろなことをしております。本日決定しました第二次復帰対策要綱でも、自由貿易地域というものを明確に打ち出しておるわけがございまして、これについては沖縄のためによかれかしと私は念じてやっております。

おるのでございまして、このことについては不穏な点は私はないと思います。

○岩間正男君 いまのこの議論の内容をここでしよると思わないのですが、あなたのこれは自由な気持ちで書かれたのかもしれないけれども、この文章には私は極端でない部分があると思うのです。「二晩いて本國に帰る」なんの用事だい、こういうようなところですね。それから「外人客が必ず降りる島にする。ここから先がちょっと発表できないんで(笑)」、こういう形の、いわば不謹慎に近いようなこういう発言というのは、あなたかまわないので、総理府総務長官がね、やはりこれも国費を使ってやられるPRの中でこういうような発言は、私はここで多く申しませんけれども、山中長官という人を使うがために、こういうことはやめたほうがいいのじゃないか。どうでしょう。こういうことはやはりいいですね。こういう態度では、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 岩間先生から見るとその態度がいかにいいことであらう、それはあるいはいいのかもしれないけれども、しかし私は、沖縄をどのような魅力ある島にしよるかということでは一生懸命考えておりますから、フリーゾーンその他のことも決定までにはちょっと表にも言えませんが、要するに私の考えは、沖縄を復帰後、過疎島の魅力のない島にしてしまいたくないということの一念で申し上げておるだけでございます。

○岩間正男君 魅力にもよります。その辺はやはり沖縄の県民が何を心から望んでいるか、こういう心の奥底に触れてもらいたいんですよ。こういう発言で魅力のある島をつくらうと思いませんか。かつての上海とか香港、マカオとか、こういうフリーゾーンというものを一体沖縄の県民が望んでおると思いませんか。あなたがそういう答弁をされるのであれば、私はあまり多く触れようと思つてないのですけれども、やはりその点については、これは国策上の問題として真剣に討議せざるを得ない問題ですね。私は長官の大成される、そういう

立場からいってやはりうまくないと思う。そういうことをたしなめていけるのです。

○国務大臣(山中貞則君) これは政策論争のことになると思いますが、私どものほうで本日閣議で決定いたしました第二次復帰対策要綱は、現地の琉球政府あるいは立法院並びに主席が持つておられます県民会議等の議を経て、それぞれ沖縄県民の代表の方々の同意を得たものとして発表いたしましたので、それについては現地側の希望もあるわけがございまして、すでに現在もあるわけがございまして。

○岩間正男君 この問題は議論を残しておきましょ。最後に私が明らかにしたいことは、沖縄返還に伴う今後の日本の情報のあり方の問題です。といいますことは、いま返還交渉に伴つて、沖縄のボイス・オブ・アメリカ放送のことや、第七心理作戦部隊の問題、さらにSR71戦略偵察機の問題、その他いろいろの特殊部隊の問題がある。これは沖縄にこのまま存続させるかどうか、これは非常に大きな問題になっておるわけですね。これは政府の態度として、米側にこの撤去を求める方針だといふふうに、けさほどの閣議じゃないだろうが、政府の外務省あたりの方針としてそういうことを言われていますが、しかし、先ほどの分科会で私は外務省のアジア局長のことは聞くと、これはきめていない、こういうようなことであつたかと思ひますが、これはどうですか。山中長官はどう思ひますか。こういういわば明らかに謀略機関で、こういうものについて沖縄にそのものを存続させることを、これをいいと考へておられるか、あるいはこれに対して反対なのか、この点をお聞かせたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは外務省の外交交渉の分野において提起されている問題の一つであります。そうして国内法では郵政省の電波法によつて外国人の経営するやういふものは許可できないことになっておりますから、郵政省も態度を明確にしておるわけです。私は沖縄県民の希望を

くみ上げる責任のあるただ一人の所管大臣として、そのようなボイス・オブ・アメリカの施設というものが復帰後も存在することの必要性を沖縄においては認めませんし、あることのマイナスのほうをよけい認めますので、外務省に対して折衝するときに、そういうものは置かないように折衝してもらいたいということを申し上げておるわけがございまして。

○岩間正男君 第七心理作戦部隊、こういうものはどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) そこの分野までまいりますと、これは日米安保協議会の構成員である外務省、防衛庁の専管の事柄になりますので、私のほうから郵政電波法等の關係に關連してと同じような立場でもって私の意見を申し上げる範圍外のことであると思ひます。

○岩間正男君 そう言われますが、情報の責任になうのはあなた、それから沖縄の担当大臣もあなた、そして第七心理作戦部隊というものは、これは安保の目的外の特殊部隊であることは明白です。そういうものの存在を、これはVOAの放送について、いまでもとそう違ひはないと思うのです。さらにまたもう一つ、SR71戦略偵察機、これは中国大陸を継続的に偵察して、かつてのU2機なんか、これをスパイするやうな、そういう能力を持った、これはアメリカのスパイ機であることはまぎれもありません。まあ第七心理作戦部隊は、これは朝鮮民主主義人民共和国あるいはインドシナなどに大体一カ月に六機、七機、七機、こう言われておりますね、こういう紙の弾丸をまき散らしている。この問題と、やはり内閣のこれは広報のあり方というのは非常に深い關連を持つ。ことに沖縄返還を中心としてこういうやうな存在を許すというところは、今後の日本の情報のあり方にとつて非常に深い關連を持つ。いままでの關連から言つたつてそうでありましかつても、この点を私は問題とせざるを得ない。こういう現実的視點に立つてこの問題をお聞きしているんですが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは明確に内閣広報とは違質の問題であり、さらに私が申し上げました国内法以外に、これは米軍の問題ですから、日米安保協議会の正式の議題として議論すべき問題である。しかしながらVOAの場合は、これは国務省でありまして、軍ではありません。したがって、問題が提起されるとすれば外交交渉、あるいは撤去のための経費云々という議論がもし起これば、それは財務省と大蔵省との話し合いであり、国内法の問題があれば郵政省の問題ですから、国内法の問題として私がこれに対して意見を申し述べることとは当然だと思いますが、別途構成者の違う協議会がある。これについて私がここで批判をする、あるいは意見を述べるとは、さつきから仕分けをして申し上げているわけでございます。

○委員長(山口長治郎君) 時間が超過しておりますので、簡単に結論を出してください。

○岩間正男君 その点は了解されます。しかしあなたは今後の情報のあり方というものを、これはまさに明確にする立場にいられるわけですか。そして軍情報とか、こういうような軍の偵察機関とか、それから謀略工作、宣伝、こういうものと無関係じゃない。これはすでに日本の情報のあり方が、内閣調査室ですか、こういうものがつづられるときから、すでにその背景にはアレン・ダレスが引いておったことは事実です。ダレスは、単に弾丸だけを撃っているんじゃない、このような情報活動というものは非常に重大な戦略の一環だということも提起しているはずですよ。そういう中でこれは内閣情報機関ができて発足していることはまぎれもない事実です。

私は時間の関係から、この問題についてはあらためて時間をもらって明確にしたいと考えておるわけですよ。なぜかというのをいま私は問題にしているか。これはまさに安保のワケ外であるし、それから憲法の精神に違反しているということ、それからアジアの社会主義、民主主義諸国を敵視して、挑発行為をやっている。日本の主権の面目

にかけても、これを撤去させるべきだと私は思う。毎日新聞ですか、昨日の主張で、この問題を単に郵政省の技術的な問題なんかはるかにこえて、日本の外交上の重大な問題、ことに中国との接触がいま問題になって、国際的世論が高まっている、国内の世論も高まっている、そういう中においてこのような挑発をし、依然として沖縄に残すかどうかということは、これは重大な民族の将来にとつて影響を持つ問題であります。このような問題は、当然国策としてこれは論議されるべき性質のものでありましょ。そして私はそういう立場から、それとともに特に重視したいことは、内閣情報連絡会の問題、その事務局ともいふべき内閣調査室の動き、こういうものも決してこれは無関係であり得ないです。ここにいろんな詳細な記録がありますけれども、これをやっておると時間がありますから、あらためてやりますが、内閣広報のあり方が、憲法を否定したり、また旧憲法を謳歌し、改憲の宣伝を繰り返して、このようなやり方の根を断たないのも、沖縄返還を契機として軍国主義を復活し、日本全土と全国民をニクソン・ドクトリンによるアメリカの新たな戦略に切り離したく結びつける、日米共同声明体制を再編強化する、そういう策謀があり、その策謀とは決して無関係でない私は考えるからです。本土と沖縄の一体化というふうに言われているが、しかし情報においても、より緊密なこれは一体化が始まるだろうというのを私は想定するんです。だからこのような危険について指摘するということとは、当然私の国会議員としてのこれは任務であります。共産党の議員としての任務でもあります。こういうような問題、従来とかく問題のあった内閣情報のあり方に、国民の批判の目を向けて、その実態を明らかにすることが重大な課題になっていくと思うのです。こういう点から、私は質問を申し上げているのです。だから私が今まで繰り返しました議論の背景には、まさにこのようなアメリカの侵略体制との関連があるんだというところ、これを抜きにして、やはり内閣情報の

あり方、こういうものを論議しても、実はこまかされる危険があるから、この点について特に明確にしたいのだと思います。まあお答えがなければ……

○国務大臣(山中貞則君) いや、しますよ。

○岩間正男君 いや、やってもいいでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) 岩間先生の御意向どおりにはなかなかならないわけですよ。VOAについては、そうしないで、撤去してほしいということをお願いしているわけでありまして、また、内閣情報室の問題は、これは総理府と関係がございませ

○岩間正男君 内閣調査室の方、見えておりますね。まあ時間ないから資料要求をお願いしますから、資料を出してほしい。大臣、内閣調査室にお願いしたい。これは速記に載りますけれども、確認いたしたい。

第一に、その機構と部門別の人員数を出してください。第二は、調査室の予算、これは六八年から七一年度までのものを提出していただきたい。第三は、調査委託団体の一覧表、イとして、団体名と責任者、その他の構成員、ロ、各団体への委託予算、これは六八年から七一年度まで。ハとして、各団体への委託内容。

ついでに総理府広報室をお願いします。これは第一として、広報室の機構、部門別人員数、第二に広報室の予算、これはやはり同じく六九年から七一年度まで。第三として広報委託団体の一覧、今週の日本社を含む。イとして団体名、責任者、ロ、各団体への委託予算、六九年から七一年度まで。さらに、これはどういうことになりますか、総理府の仕事になりますか、各省庁の広報活動の一覧、一、広報活動の内容、七〇年度の広報活動の内容を具体的に報告を願いたい。第二には広報の予算、これも六九年から七一年度まで、これは広報室にそういう担当任務があるわけですね。

以上の資料要求をいたしたいと思ひます。これをお願いできますか。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまの各省庁のそれぞれ行なっております広報については、総理府広報室はタッチいたしておりません。

○説明員(川島広守君) ただいまの資料は、委員長を通じてお届けいたします。

○政府委員(松本芳晴君) 各省庁の広報活動は詳細にはわからないわけですよ。これは原局に分かれていますところ、非常にございまして、広報課の所管の数字だけはわかるかと思ひますが、各省庁、たとえば文部省の社会教育局等はわからないわけですよ。

○岩間正男君 自分の広報室の資料を出してください。

○政府委員(松本芳晴君) 広報室の資料は、それはお届けいたします。

○岩間正男君 各省のほうも一応あなたのほうでこれは関連を持っておられることでしょ、ちゃんとあるわけですよ。いまちょっと資料持つてこなかったけれども、あるはずですから、そのところは名義だけでもだめです。この資料をもらつて、私はいまの調査室の問題なり、日本の情報の新たな段階におけるあり方について質問をいたしたいと思ひますが、これは他日に譲らせていただきます。

これで私の質問を終わります。

○足尾忠雄君 私は、法案並びにこれを取り巻く背景等の重要な問題について総括的に総務長官、科学技術庁長官、内閣官房、水産庁長官等について質問をいたします。

ちょっと左足を痛めておりますので、すわったまま質問いたしますが、どうか長官その他においてもすわったままでけっこうでありますから、よろしくお願ひいたします。

最初に本法案の中心の問題でありますから、国立公文書館関係を上上げ、最後にまたそれへ戻つて、官房との関係等について御質問をいたします。その間に海洋開発の問題に関連をいたしまして、科学技術庁長官並びに水産庁長官にあわせて御質問をいたす予定でありますので、御了承をお願いいたします。

最初にお尋ねを申し上げたいことは、三十四年の十一月に日本学術会議から勧告があつて、かなりの月日がたつてゐるとはいへ、今回総理府本府の付属機関として国立公文書館が設置されるということはけっこうなことだと思ひます。すでに各委員の質疑で、規模がやや小さ過ぎるのではないかと、公文書館の職員が少な過ぎるなど、いろいろ御質疑がありました。そこで午前中に今月完工の予定である国立公文書館を現地に見学いたしました。同時に内閣文庫も、だいぶ腐朽しておりますが、見学をいたしました。そういつた点も含めまして、具体的にお尋ねをいたしたいと思ひます。

各委員からも指摘があり、要望もあつておりますが、問題は建物もでき、公文書類の移管の方法等もきめられ、開館をするばかりになつた今日、やはり今後の公文書館の運用について問題があると思ひます。で、総理府長官としては、どういふ方面に重点を置いて運用をなさる御所存でありますか、将来のビジョンもあわせて明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) まず、日本が非常に歴史の古い国でありながら、反面においては近代国家としての歴史はまた逆に浅いという性格も持つております。しかしながら、諸外国においては、日本と国情を異にいたしますが、おおよその国において国立公文書館に匹敵するものがない国はないと言つていいぐらゐ常識としてすでに存在をしておるわけでありませう。わが国においては、本日御視察もいただいたと思ひますが、内閣文庫の博物館行きになるような建物のところに、保存状態もあまり良好でない環境の中で、古文書等も含めて一応の保存がなされておりますが、しかし大切なことは、やはり歴史の歩みを公文書から正確に依存をし、あるいは公開をし伝えていくという機構がどうしても必要であります。したがつて、十年以上前の学術会議の勧告というものを、予算化は一応三十九年から開始をいたしました、たいへんおそくなりまして、ようやく完工

の運びに立ち至つたわけでございます。その意味ではわれわれの反省としては、諸外国に比べていままで恥ずかしい立場に置かれていたことのひとつである、たいへんおそまきではありましたが、今回発足する国立公文書館については、その運用その他について誤りなきを期していかなければならぬ、また当面は百万冊を収録する予定でありませうけれども、これは無期限に収録が続けられていくものでありますし、すべての人々に公開をするという原則のもとに収録していくものでございませうから、諸外国の人々からやはり、日本の国立公文書館といふものはどのようなものであるかについて専門家の間等において注目を浴びておるところでもあらうと思ひますので、その運用については誤りのないようになしたいと思ひます。将来において日本の国にふさわしい公文書館たる内容等については不足な点があれは、これはやはり補充あるいは増設等の措置を講じ、人的な面においても不足する面があればそれを補ひ、あるいは専門職を養成し、そして運用等について広く江湖の意見を聞きながら運用していく、あるいは諸外国のありさまも絶えず参考にしながら反映していくという、いわゆる日本の国として諸外国に比してふさわしいものになしたい。単なる国内的自己満足に終始してはならないという意味のビジョンを持つておるわけでございます。

○足鹿覺君 具体的な問題を一つ提起しますが、せっかく公文書館ができて、ただいまのような御構想であります、各省庁から公文書の移管を受け、すべての公文書類が移管されるわけではなく、むしろ、先日も質疑があつたわけでありませうが、各省に残された公文書の中にならざるものがある、近代史研究家の研究の材料になるものがある、これは含まれていない場合があるだらうと思ひます。したがつて、国立公文書館の運営にあたつては、専門家による運営委員会等も必要になつてくるのではないかと、かようにも考えられるわけでありませうが、そのような御構想はございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) さしあたりは、三年間の

で戦前の公文書を全部収録したい、こういうことではございまして、純粹の仕分け作業、収集あるいは各省との連絡、こういうことの事務に終始する期間が最初の間はやむを得ない期間として存在するだらうと思ひます。しかし、将来これが逐次整備されてまいります。先ほど私が申し上げましたような基本的なビジョンといふものに沿つていくために、ある意味の今後それをどのようにして運用すべきかといふ問題等について、有識者等の意見を承るといふような考え方といふものが将来は考えられなければならない時期になるであらうと思ひます。

○足鹿覺君 いまも長官が述べられた中にも含まれておると思ひますが、終戦時、昭和二十年末までの公文書、約二十三万冊を三年計画で移管するというわけですね。今後の問題としては、私は終戦後の公文書を移管され、保存されていくものだとおられる。そこで、昭和二十年までの、終戦までの戦災で消滅したと思はれるもの、それから敗戦によつて意識的に焼却をしてしまつたものといふわけておるが、実際はどうかかわらないといふものが、かなりいろいろあるものは官庁の手では目が見えないではないか、関係官庁間のお互いのお役人さん等の打ち合わせでは、したがつて、私は将来ではなくして、この公文書館が発足を契機として、これらも含めた当面必要と思はれる、最も日本史の上に重大な一つのエポックを画した終戦前後のこれらの調査、資料の収集、そういう意味から含めて運営委員会のごときものをつくり、そして専門家な民間の資料の収集等の協力体制をつくつていく必要があるのではないかと、こういう趣旨で私は申し上げてゐるものであります。何か、近い将来なのか、遠い将来なのかはつきりいたしません、そういう意味で御検討いただかせんか。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまの足鹿委員の御意見は、確かに終戦直前あるいは直後、この時期は日本の歴史にとつて大きな、将来も消すことのできなない足あとであらうと思ひます。それが

戦災なり、あるいは占領という異常事態を初めて体験する事態のもとでは、急遽焼却、隠匿、そういうこと等が行なわれたであらうこれらの文書は、できるだけ存在するものを追跡してさがしていかねばならぬと思ひます。また、丁寧に保存し残さなければならぬものであると思ひます。

一例として、たとえば広島原爆の直後に日本人の手によつて撮影されたまなまらしいフィルムが全部アメリカに没収されたことになつて、た。ところが最近になつて、実はそのときにアメリカ側に没収されたことになつて、こつそりしまつておいたのがあつたのだといふこともあつて、紹介もされました。これらの事実を見ますと、やはりこれらのものがどこかにそういふふうにして残つておる場合は、これは国立公文書館にお納めいただくのが一番いいと思ひます。しかし、最初の仕事は、そういうことも含めてではございませうが、まず各省のものを移しかねるという仕事が大分ございませうので、常置するような委員会を置いて運営を相談をしていくといふことにはなかなかまいらない。たとえ置いてみて、それらの仕事をお願いするような時期はもう少し先になるのではないかと、これを考えますので、これは貴重な御意見でございますから、十分承つて今後検討したいと思ひます。

○足鹿覺君 十分に御配慮いただきたと思ひます。で、いよいよ店開きを前に控へました中で、きよら規模を聞いてみますと、四十六年度はとてあえす三十八人いますね。しかも古文書を取り扱う。そういたしますと、かなり専門的な知識が必要になると思ひますが、将来どういったことはきわめて済みでありますけれども、後世に残すためには、専門的知識を持つ職員を養成、こういうようなことについて必要ではないか。手薄いことも手薄いが、精銳な分子であれば、ある程度の目的は達成できると思ひますが、将来にわたつてそういう職員を養成についての配意はありませうか。

○国務大臣(山中貞則君) 現在はその意味の専門

家という意味では定員の三十八名中、公文書課に二名、それからきょうごらんいただきました内閣文庫に二名、まあ大体世間で言う専門家にふさわしい諸君がおります。それらでやっていると申しますが、将来はやはり国際的な問題も私申し上げましたけれども、そういうことも考えながら、専門職の養成というところは考えていくべき一つの分野であると考えておるわけでございます。

○足鹿覺君 先ほど保存、公開をまず当面考えておるといふことでありますが、公開はまあ原則として認めるということでありまして、閲覧についてはどういふ方針をおとりにいたしますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは原則ということばを使わなくても公開ということでもよかったです。ただ国立国会図書館法で二十歳以上の者は全部だ、それ以下の者については館長の許可を得た場合と書いてあるわけですが、なぜそんなことが書いてあるかといへば、たとえば修学旅行みたいのにぞろぞろ、一つの所をみために通られたのでは、国会図書館の静けさなり、研究、読書の環境を破壊するといふことが配慮されたのだと、私も議論等におりまして経過を知っておりますが、そういうこともございまして、そういうことを念頭に置いて公文書館もそういう配慮はしておくべきではなからうかといふことを考えておるわけでございます。

○足鹿覺君 この収集される、また、あそこに保存される公文書についてですが、現在聞くところによりますと、一定の期限、期間は保存する。それを過ぎたものは出入りのくず屋に製紙原料として流出している云々と、こう言っておる説があるんです。これはたぶん事実でしょう。そこで政府から出された資料を見ても、各省でそれぞれ文書管理規則というのが置かれていて、区々まちまちのようになっています。公文書の取り扱いについては区々まちまちのようになっていますが、いよいよこへ統一して保存、公開をされるということになりますと、何か一つの各省が区々に行なっておるものに対しては総合的、統一的な基準と申します

か、さういふものが必要になりはしないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 各省の公文書の保存のしかた等については事務局から説明させていただきますが、将来収集、整備をいたします際に、それぞれの原局において各省庁が保管すべき書類の、たとえば極秘扱い、秘、あるいは永久秘、期限秘、あるいは普通文書の保存期間、そういうものはやはり統一する必要があると思っております。そういう面については今後の研究課題として進めてまいりたいと思っております。

○足鹿覺君 その秘とか極秘とか、そういうのも公開されますか。

○国務大臣(山中貞則君) これはそれぞれによつてこの秘の限度がありまして、たとえば外交文書などが一番いろいろなものがあるわけですが、それと、そういうものの中で、交換公文が発表されるまでは秘であるというふうなものもあるわけですが、そうすると一方には相手方が公表してしまいたくないという永久秘という件でメモランダムみたいなものを交換しているものもあるやに、私の役所じゃありませんが、想像するわけですが、それぞれの役所においていろいろ違う扱いをしておるようでありまして、これらについては、私どもの役所でもやたらと何か秘と書いてものがくるわけです。たとえば今日の閣議で第二次沖繩復帰対策要綱をききました。しかし新聞記者の皆さんには事前にもうレクチャーもしておるわけですから、これは一応秘扱いというふうなことにしておりますけれども、そういうふうなものはごく時間的な問題でございまして、これらの問題は種々雑多でございまして、公文書館の発足に伴い一段落いたしましたならば、各省庁の公文書の取り扱いに關してというふうなものについて一定の基準を定めて、各省庁がそれに従つてもう、そういうものはぜひ必要であらうと考えます。

○足鹿覺君 秘についてですが、こうやってお互いがやりとりやりましますね。そうすると想定問答集

というマル秘の文書がありますね。昔は私もよくちょこちょこ見たわけですが、このごろはなかなか手に入りませんね。たとえば安保条約の審議の際に想定問答集というふうなものは、これはなかなか資料としても価値があると私は思うんですね。ああいう歴史的な条約を審議した場合における国会の想定問答集というふうなものが、いわゆるこれは政府の公文書ですからね、極秘でしょうが、永久極秘になるのか知りませんが、そういうふうなものは一体どういふ取り扱いになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは公文書ですかね。私も想定問答集というのを、各部局の諸君が御苦労でつくって本にして机の上にこう積んでくられておりますが、私は読んでおりません。自分で勉強をして、そして足らないところは数字その他役人に聞くといいことを私はやっておりますから、別に想定問答集が足らな先生渡つたからといって、私が窮地に立つようなのは私の役所として私は自身はないと思ふんです。しかし、場合によつては役所で、これは純然たる公文書の範疇に入るのかどうか、これも私は疑問に思ふます。ということは、想定問答集に対して、こう聞かれたらこう答えるといふことを一応やって、一生懸命それを勉強しておるわけでありまして、自習、復習書みたいなのでもありまして、しかし、私の役所に関する限りはそういうものは別段私自身が目を通さないくらいでございますから、そんなに秘密な書類だとは思いませんし、まあ、あまりこういふ、こう聞かれたらこう答えるんだというふうなものを読み上げるというのを、私はあまり好きじゃありませんから、そういう扱いをしておりませんが、役所によつては神聖質に質問、答えを先取りされるわけですから、そうすると大臣が立ち往生するといふようなことも心配して、外には漏らさないようにしておる役所もあるかもしれません。ただいまの安保条約の問題は重大な問題であるからそういう点があるからかもしれませんが、これは私から批判の限りでないと思ひま

す。そういう点、ひとつ想定問答集の点はおか

べんを願ひます。

○委員長(田口長治郎君) 委員の異動についてお知らせします。

峯山昭範君が辞任され、藤原房雄君が選任されました。

○足鹿覺君 一例をあげたわけですが、山中長官は頭も切れるし記憶力も確かです、油の乗り切つたところですからそれでしようが、他省になると必ずしもそうではない。特に外交関係になると慎重を要しますから、やはりこれは絶対にないといふことは言えないと思ひます。そういうふうな点を一例をあげたまでのことでありまして、とにかく文書管理規則というものがこれを機会に統一されるということについては御賛成のようでありまして、これ以上は申し上げません。

そこで横書き、縦書きの問題、官公庁の文書の問題があります。この公文書館に各省から移管されるとして、大部分の役所で永久に保存を定めておる文書が、政府の資料によると出てくると思ひます。そうしてその具体的なものとして閣議の問題とか、あるいは国会に對する資料が十項目ばかりあがっているように聞いておりますが、国会に出されてくる政府の資料等を見ておると、縦書きのものもあるし横書きのものもありまして区々であります。この点について当委員会でも、かつて昭和四十三年五月二十一日ですが、当時の木村武雄行管長官は昭和二十四年四月五日の閣議で、公用文の作成基準がきまり、官房長官から各省に依命通達が出されていると答弁しております。この閣議了解によるいろいろなありますが、横書き、縦書きのところが横書きが原則になっているように聞いておりますが、どうも守られていない。国会は出てくる文書もそうなんです。他の官庁ではお互いのポスト、ポストで違つていふと思ひます。今後公文書館というものができたら、こういうものについての保存管理等について各省はらば

らで足並みがそろわないと、私は十分な保存管理
ができないと思いますが、その点はいかに措置
されるつもりですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは内閣官房のほう
でありますから、私からの答弁はどうかと思いま
すが、はたしてその当時の環境が、日本政府の自
主的な意思によって、横から、左から右へという
ことで決められたのかどうか、日本の文章、
日本文字といふのは、私は縦書きのほうがどうも
すくいやすいのじゃないかというふうに思いま
す。しかし、いまそういうふうに一応の閣議了解
による各省庁への指示がなされておいて、それに
従っておるようでもありますから、一応その方向は
統一されておるべきものだと思いますが、資料に
よってはやはり縦書きの資料も出ておることも私
も承知いたしております。はたしてその閣議了承
みたいなのがずっとそれが永久に日本語の文書
として定着すべき性格のものであるかどうかとい
う点も、私は少し疑問に思います。しかし、こ
れは私がおいて、そしてまた内閣官房のほうでき
めたときの立会い人でもありませんし、よくつま
びらかにいたしません。日本語としてはいいか
でしよう。私は縦書きがなじんで書きやすいので
はないかと思ひます。思いますが、しかし公的に
はそういう立場にあるとすれば、やはりそれを改
めるなり、あるいは改める必要がなしとすれば、
なじんでいるとすれば、横書きのまま統一するな
り、やはりいづれかの形にして、公文書として保
存すべき場合はきちんとしてということになるだ
らうと思ひます。

○足鹿寛君 結局、稟議を得る場合に横書きで出
てくれば、これは印刷に付す場合には横書きにな
るでしよう。稟議が縦書きで出てくる場合には、
そのまま縦書きで出るでしよう。私も明治の
年間にへその緒を切った関係上、横書きは読みづ
らい。やはり長官と同じように、日本の文書とい
うものは、古文書をはじめ重要なものはすべて縦
書きになっておる。だから、国立公文書館という
ものができた機会に、前の木村長官の発言はとも

かくとして、これは内閣全体としてやはり意思統
一をされる必要は私はあると思う。その点は御
善処いただけますかどうか。

○国務大臣(山中貞則君) 私も事情をつまびらか
にいたしませんから、いまちょっと聞いたのです
が、私が疑問を提起したのは、疑問を提起して聞
いたのですけれども、第一、国会に出す法律が縦
書きですね。法律案といふものが縦書きです。そ
れで今度は普通の文書については左から書くの
だ、横書きだということ、今度は法律のほうに
逆にはずされておるんだそうです、その閣議了解
が。このところのことは少し問題があるようです
から、これは私の仕事だけでもございせんが、国
立公文書館をつくることに関連して、今後日本の
少なくとも公文書について、法律も普通の公文書
も含めて、そういう問題をどうすべきか、少し検
討させていただきます。

○足鹿寛君 とにかく新聞を読みましても、われ
われが雑誌を読みましても、やっぱり民間で発行
されておるもので横書きといふものはありま
せん。現在、日本で何億の印刷物、新聞その他が
出てるものでしょうが、新聞、雑誌等横書きにな
ておるものはきわめてまれです。われわれが日常
接するものはみな縦書きです。ことさらに官公署
において異を唱える必要は私はないと思う。やは
り国民の常識に従って、日本語のよくなじんだ
やっぱ縦書きが私は好きではないか。そう
いう意味から私は申し上げたわけでありまして、
やはり民間の印刷物にまでこれを適用するとい
うことになりまると重大な問題になります。小学
校の教科書を読んでも、新聞を読んでも、雑誌を
読んでも、みんな縦書きなんです。それなのに
官庁から出てくる国会への資料一つ見てもめ
めちゃんなんです。これはやはり縦書きなら縦書
きといふものに少なくとも官庁においては、いま
長官が言われたように、早急に御善処をいただき
たいということを強く要請を申し上げておきたい
と思ひます。
そこで、きょうもいろいろと委員で現地調査の

結果、話題になり、先般も他の委員からも御指摘
がありました。事後承認と国会の審議権につい

て私どもはどうもふに落ちないのです。聞いてみ
ますと、これは国立公文書館に限ったことではあ
りませんが、建物は数年前から建てたことではあ
る成ると法律案が出てきて、付属機関として御審
議願いたい、こういうことになるんです。すな
わち、公文書館の工事を見ますと、何か建物があ
たものを取りこわした。聞いてみますと、三十九
年です。調査段階で四十二年、四十三年から着
工で本年三月竣工、八億三千万の相当な金をかけ
られる。蔵書のたのキロ数は四十キロにわたる
と、こういうまあ御説明なんです。しかし、いろ
いろ海外の事情に精通しておられる委員のお説を
聞きますと、現在のものではとても間に合わぬだ
らう、海外のものに比べたならばとても見劣りが
する。こうやはり専門的な研究をしておられる委
員さんは言っておられる。したがって、先ほども
この拡大、増設は妨げないと、将来のビジョンを
述べられました。が、どうももういったことにつ
いて、昭和三十三年には相当な規模だったが、現在
になってみると、十年以上もたっておりま
すから、非常に規模が小さい、こういうことになる。した
がって、これらの問題は、別に与党野党の別を問
わず、事後承認にひとしいような法案の提出のし
かた、これをどう今後取り扱うかというところに
ついては、私は国会の審議権ともからんで非常に問
題のあるところだと思ひます。そういう点につ
いて、事後承認というふうな形にならないようにす
るにはどうしたらいいか、問題は、予算で国会審
議を経たからというのでしょう。まあ官僚の考
え方としてはそういう考え方でしょうが、建物の建
設費が予算に計上され、初年度に一べんに完了す
るならば、それはまあその限りにおいてはいいで
しょう。しかし、十年も継続するといふような場
合は、やはり国庫債務負担行為の問題とか、いろ
いろな点でもう少しふりか、改善をしていく余
地があるんじゃないか、そういう気がいたすのであ
りますが、その点について大臣の御所見はいかが

でありますか。

○国務大臣(山中貞則君) これはどちらにもこだ
わって議論するほどのことでは私はないと思いま
す。ということはいわゆる官僚答弁でなくとも
も、予算をつけた場合には、それはどういふふう
に将来なるんだという議論は、当然、そのとき
わけですが、設置法という形で正式に入条機関と
しての国立公文書館を設置いたすという場合
は、やはりそれに伴って人員とか機構とか、館長
以下それぞれの人員選とかいふことも伴って開設
の運びに至る時期が法律としてはどういふので
はないか。まあ国立劇場なども三十九年からあれ
はたしか何年かかかってつくったわけでありま
す。四十年まででありましか、そうして法案は
そのでき上がったところに提案をしたというふう
なこともありまして、あんまり早く設置法だけ提案
をしまして、予算がまた一向つかないというふう
なことでもありましか、これは一体何をしておるん
だということにもなります。また、設置法がで
きた以上は、機構、定員、人事その他もやはりあ
わせ行なっていく過程といふことも必要でありま
すから、こういう方法も国会軽視ではないとい
うか、当初に国立公文書館をつくりたいとい
う法律を出して、そしてそれに対して年次計画
がどういふふうになるかという計画書を出して審
議してまらう、そしてあらためて設置法の中身
についてまた最終的に国会に御相談をするか、政令
にゆだねるかというふうな方法もないわけではな
い。いずれでも私は国会軽視にならないような方
法であれば、いってどちらがよろしくない、よろ
しいという問題ではないのではないかと思ひま
す。

○足鹿寛君 大体この問題は別に私どもこだわ
っておりませんが、実情そのものがさういふふう
になっておるのでありますけれども、国会との関
係、その他の点について十分検討する余地があ
らうと思ひます。本日は時間もありませんし、これ以上
は申し上げません。問題点としてわれわれも検討
いたしますが、政府においても御検討いただき

科学技術庁の長官、お入りになったようでありますので、総合的な総理府長官に対するだけの質問は若干あとへ回しまして、海洋科学技術審議会関係についてお尋ねをいたします。

質疑を通じて最も問題になっておりますことは、海洋開発が軍事的に利用されないかという点だと思っております。現在の審議会には防衛庁事務次官が委員として入り、関係各省の官房長で構成する、こういうふうになっております。海洋科学技術開発推進連絡会議には防衛庁の官房長が加えられておるが、新設される審議会の委員の中にはこれらの人は予定されておらず、ただ幹事会的なものに、事務的なものに協力してもらうという答弁でした、先日は。総務長官が私の直接タッチする問題ではないとの趣旨の答弁が行なわれておりますので、技術庁長官に御出席をいただいたわけでありましたが、現在の審議会の委員の任命は政令で内閣総理大臣が行なうことになっておるようであります。職務は科学技術庁が行なっておる総理府の付属機関である。内閣総理大臣が総理府の長として委員を任命する以上、総務長官としても内閣総理大臣を補佐する責任があらうと思われまして、海洋開発について軍事的な利用は一切約束しないと、こういうことをこの際御確約願いたいと思っておりますが、いかがでありますか。

○国務大臣(西田信一君) お答え申し上げます。今日までございました海洋科学技術審議会のメンバーには、御指摘のとおり防衛庁事務次官も入っております。これは従来の海洋開発の技術は、わりあいと防衛庁と申しますか、古い軍関係でかなり技術の蓄積がございます、その蓄積を大いに平和的に海洋開発に吸収しようと思っております、そういう気持ちで入っておったように承知をいたしております。そこで、海洋開発に対しまして政府の基本的な態度であります、何と申しましても、海洋に依存いたしますところの水産資源あるいは鉱物資源、あるいはその他の諸資源を大いに

に開発をいたしまして、また、海洋エネルギーを大いにこれからこれを活用していく、あるいは海洋空間の有効利用をはかる、こういうことをはかることが、国民経済的に見まして非常に重要な課題である。こういうような考え方で従来もこの課題と取り組んでおるわけであります。したがって、海洋開発の技術の振興にそういう姿勢でつとめてまいりましたが、今後その点については全く変わりございません。昨年十二月に国連総会で海底の平和利用に関する宣言というものが採択されました。その際にわが国もこれに賛成をいたしております。今後ともこうした国際的な動きとも十分対応しながら、これを踏まえつつ平和的な方面におきますところの海洋開発を推進してまいりたい、こういうふうな所存でございますので、御質問の御趣旨に沿うような海洋開発をやりたいというふうにおとくく下さつてけっこうであります。

○足鹿豊君 私が聞かんとしているのは、防衛庁には相当技術の蓄積がある、こういう御趣旨の御発言がありました。そういうことについて、その職責を御活用になる、それが一つの誘発していわゆる軍事的利用につながるのではないかと、そういう点が先般の委員会でも懸念されました。しかし山中総理府長官としては、これは自分の所管外であるからという御答弁であつたので、あらためて私はこれを確認しておるのであります、私も軍事的な利用は一切しない、こういうふうなただいまの御答弁を理解してよろしいですか。

○国務大臣(西田信一君) 私どもが行なおうとする海洋開発は、先ほど申し上げましたように水産資源、鉱物資源等のいろいろな資源の開発、それから海洋エネルギーの活用、あるいは海洋空間の有効利用、こういう全く平和的な開発をやり、それを大いに国民経済に役立たせていきたい、こういう考え方でございますので、軍事的な目的を持つての海洋開発は全く考えておりません。したがって、海洋に依存いたしますところの水産資源あるいは鉱物資源、あるいはその他の諸資源を大いに

まで平和利用ということに考えておりますので、軍事的利用ということ考えた海洋開発は全く考へておらないということでひとつ御了承願いたいと思ひます。

○足鹿豊君 御明確な御答弁でありますから先に進みます。問題をひとつ具体的に掘り下げてみましょう。海洋開発については、すでに海洋資源の問題に関連し、あるいは尖閣列島の問題、海洋汚染の問題等、論議をされましたが、問題はいかに一元的に海洋開発が行なわれるかという点だろうと思ひます。原子力に關しては原子力委員会があり、宇宙開発については宇宙開発委員会があつて、しかもこれは單純の法律でできておる。委員はいずれも国会の承認を得て任命されておるわけでありまして、いわゆる第八条機関である。平和目的のみに限定した法制化等についてお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(西田信一君) 海洋開発は原子力あるいは宇宙開発と並んで重要なわれわれはプロジェクトであると考えております。科学技術の成果を大いに駆使いたしまして、精力的に推進しなければならぬ国家的事業であるとも考えておるのであります。

そこで、宇宙開発などと異なりまして、海洋開発は、これは産業のかんりの分野におきましてすでに具体的に着手されております。それぞれの所管官庁の行政対象として推進されていることは御承知のとおりだと思ひます。

そこで、また最近の海洋科学技術の進歩に基づくとところの新しい開発の分野につきましましては、まだ十分にその方向も明らかになつていない分もございまして、十分に調査審議を尽くしました上で、慎重に対処していかねばならぬこの海洋開発であると考えております。したがつて、当面はこれらの事情を十分考慮しながら開発の総合的な、ことに基本的な基礎となるような諸問題と取り組んでいかねばなりません。また、それを明らかにすることが先決であると考えておるの

でございます。

これによりまして、特に開発を推進をしなければならぬ分野が、はっきりとしてまいりました。そして、その推進方策がだんだん検討される段階で各方面からの御要請等も高まつてまいりまして、委員会をつくるのが適當であるという時期がまいりますれば、また検討してよろしいのではないかと考えておりますが、現在は各省庁にまたがりますところのこの海洋開発を、総合的に基礎的な調査検討、そして方向を定めていく、こういうのが今日の審議会の目的でございますので、将来の問題としては検討していくべき問題かと考へております。現在は審議会でも十分に基本的な問題を各般にわたつてひとつ検討して方向を打ち出していききたい、こういう気持ちでございます。

○足鹿豊君 重ねて申し上げますが、ビッグサイエンスとして非常に重視されてきました海洋開発についても、原子力なり宇宙も同様に——私の言わんとするところは、もっと権威の高いものにしていくべきではないかと、こういうことを申し上げておるんです。しかも、これは日本海の島根、鳥取の沖合においては西日本石油開発がすでにボーリングを、大陸だの線に沿つて石油資源のボーリングを行なつておるという事実もございまして、この問題について、海底生活の実験という名目で下田沖でそういう実験も行なわれておると聞いております。これは、そのこと自体は私はいよいよボーリングを始め、海域を決定する、こういうことになつてます、農林省の所管である漁民、漁場、操業補償、海域の汚染、こういった問題がからんでくるわけなんです。したがつて、原子力や宇宙の問題と違つた意味において複雑多岐な性格を持つこの委員会は、非常に重要な任務を持つと思われれるのであります。そういう意味から、総合調整がやはりどこで行なわれるようになるのか。今度のように第八条委員会ではなしに、まずそれで発足するといふようなことではなし

に、もうその段階にきておるとわれわれは思うのでありますので、総合調整なり経費の配分計画なり、もつと権限を持たせたものにしたらどうかと、こういうことを私は重ねてお尋ねを申し、御所信を承つておるのであります。この点はあなたの御一存ではいくまいと思ひますが、よくひとつ総理府総務長官とも御相談をして御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(西田信一君) 先生の御趣旨はよくわかるんであります。宇宙開発なども、その経過におきまして、やはりその前にちやうどこの審議会に相当するような検討過程を経て委員会に進んでまいつておるわけでございまして、海洋開発は確かに各省にそれぞれまたがっておりまして、総合性、斉合性というものが大事であるということはおよく理解をいたしております。したがいまし、科学技術庁は全体的な見取り、調整等の立場におきましてこれらの総合的な推進をはかつておるわけでございまして、何と申しましても海洋開発はまだこれからでございまして、基礎的な、総合的の方策というものの検討、これがまず第一の今日の課題であると思ひます。そういう立場から今回審議会をつくりまして、そして各般にまたがりました基本的な方針をひとつ見出して、こう、こういう考え方をとつておるわけでござい

います。もちろん、この審議会のいろいろな検討の結果というものは、科学技術庁が窓口になりまして、これを政府の立場で一括して受ける、そしてこれをそれぞれの各省庁においてひとつ実施をしていくというふうな考え方をとつておるわけでございまして、それらの基本的な総合的な方針といふものがまず立ちまして、そして将来の方向がきまつて、その後には委員会の要否といふものは検討されていくべきじゃないだろうか、こういうふうに思ふわけでございまして、いきなり行政的な権限を持つところの委員会に回すということ、これは、経過的に見ていかなるものであろうか、こう考へております。将来の問題として検討したいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまの開発面からする科学技術庁長官の御見解を受けまして、足鹿委員のお尋ねの中に入つておりました具体的な問題として提起されておる大陸だの油田の開発、試験あるいはその他の海底開発に伴う水産動植物等の被害、自然環境破壊、こういうものについて、環境庁が発見いたしました、海洋汚染防止法等を根拠として、各種環境破壊行為に対しては、環境庁長官の持つ権限として、報告を求め、協議をし、あるいは勧告をし、勧告をした場合には、その勧告を受けた大臣は環境庁長官に、勧告を受けた結果とつた行為を報告をしなければなりません。そしてそれが環境庁長官として環境保護上の確でない判断をいたしました場合には、内閣法第六條に定める総理大臣の各省庁の長たる大臣を指揮する権限の行使を発動するための意見具申の権限を与えてございまして、それらの開発に伴う行為の環境汚染あるいは天然水産動植物等の被害については、環境庁が活発に指導権を持つことによつて事前の措置が打てるものと私は信じております。

○足鹿君 水産庁長官、いまの大臣のいしは長官の御答弁をお聞きになつて、私が具体的に指摘いたしました西日本石油開発が日本海域に採掘権を得た、膨大な水域がすでに設定されております。水産庁は御協議を受けられませんでしたか。また近くボーリングを開始し、海底にその施設をおろすということも具体的に進んでおります。沿岸ないし近海漁業の面から見まして、漁場の問題、漁業権の問題、業務の開始に伴う海水汚濁の問題、いろいろな問題が出てくると思ひます。また、将来パイプライン設定の構想も聞いております。それを行なわれるということになります。もうほとんど海域全体にわたつて漁場問題は大きな問題になってくると思ひます。それに、水産庁としての御所見は何かございまして、この一点からふえんして基本方針なり、従来協議を受けられた経緯なり、具体的に御所見があれば承りたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓君) 大陸だの石油資源の開発をめぐることで、漁業といわば鉱業——マインニングの開発の調整の問題が今後とも大きな問題になるだらうと思ひます。で、私も、この件につきましては、通産省とかねてから相談をいたしまして、役所同士の基本的な方針をいたしましては、通産省側では、漁業に対する公害が起らないように、できるだけ施設について措置をする。それからさらに、万一被害が起りました場合は適正な補償をするように企業に指導をする。私どももいたしましては、そういう両者の調整につきまして、漁業者に対して円満に話し合いに乗るよう、いわば土俵づくりについて努力するということを基本としてこの問題に対処いたしておるわけでございまして。

また、法制的な問題といたしましては、総理府長官からお答えがございましたように、先般国会で成立いたしました公害関係諸法を十全に活用いたすわけでございまして、水産だけの立場から申し上げても、実は今国会に海洋水産資源開発促進法案というものを提案をいたしておるわけでございまして、水産資源の開発という観点から、沿岸につきましては、増養殖にとつて非常に大事な海面を水産資源開発区域と指定をいたしますし、また沖合につきましては、重要な漁場を政令で指定をいたしまして、そこでは石油の開発等を、漁業に非常な大きな影響を与えるような工事をいたします場合に、都道府県知事あるいは農林大臣に届け出をさせまして、その様子を見まして必要な勧告を都道府県知事あるいは農林大臣が行なうという形で両者の調整をはかつていくつもりでおるわけでございまして。

○足鹿君 西田長官にいまの水産庁長官の御発言を受けてひとつもう一点だけ。今度新設をされる海洋開発審議会の委員数は二十人というところになっておりますが、現在の海洋科学技術審議会の委員数も二十人以上ということになっており、この中には水産業界代表者、海洋問題に詳しい法律学者、新聞等の論説委員であるということを開

いておりますが、現在の審議会のメンバーを見ますと、東海大学の速水さん、香川大学の農学部の大島さん、東京水産大学の佐々木さん、あるいは業界としては日本水産の中井さんというふうになつておりますけれども、いまま水産庁長官は万全を期したいというお話でありますけれども、やはり漁民関係の全国的な統一機関であるたとえば全漁連とか、そういうような実態に海で生きておる者の代表者というふうなものがこれに入つておりません。で、今度の予定されておる二十名の中には、おそらく、私はそういうものが配慮されてしかるべきものであらうと思ひます。これは一例でありますから、必ずしも全漁連が適当であるかはいかは別として、考え方としては、この海洋科学技術審議会をさらに発展的解消をされる海洋開発審議会でありまして、相当權威のある人材を吸収されたいと思ひます。

○国務大臣(西田信一君) 海洋科学技術審議会と違ひまして、今度は広範な各般の審議をいたすわけでございまして、したがって、委員の人数も大体そういう考え方に立つことになつてと思ひます。いま考へております構成メンバーを申し上げます。まず、海洋理工学、あるいは海洋生物学、あるいは国際法など、各分野の学識経験者、これは一例を申したわけでありまして、さらにまた実際に海洋資源の開発利用に携わる方、これは先生のおっしゃいました水産関係等もこの中に入るわけでありまして、さらに、海洋開発に非常に識見を持った言論人でありまして、広く各界の意見を反映させる、非常に広い視点から、海洋科学全般にわたつて審議するにふさわしい識見の高い方にお願ひをいたして考へておるわけでございまして、先生の具体的にお話しになりました水産代表者というのはいささか私の上り下りしたところの海洋資源の開発業務に携わる方という範疇に入らなかつたと思ひます。こういう方につきましては、水産庁とも十分協議をいたしまして、適当な方にひとつお願いすることにならうかと思ひます。

○足鹿覺君 そこで水産庁長官に伺いますが、現在の科学技術審議会よりも発展的に改組して、權威あるものに一応なるわけでありますが、いままでのような、ただ単なる海洋科学の技術じやない、少なくとも海洋開発を審議するのだと、こういうふうな幅になつてくるわけでありませう。したがって、問題は具体化してくるわけですね、実際に動いてくるわけですね。で、いわゆる漁業関係との調整は、海に生きてゐる者は海が生命でありますが、そういう点について私は先ほどから指摘しておりましたが、どのように私の質問を受けとめて——いま長官は、農林省と水産庁との協議をして決定したいと言われますが、どういふあなたの構想でありますか、御所信のほどを明らかにしていただきたい。やつぱり漁業関係の立場の者を入れるべきであるかどうか、水産庁長官としてひとつ所見を伺いたい。

○政府委員(大和田啓君) 私どもまだ具体的な人選の御相談は進めておりませんけれども、水産業あるいは漁業関係者の立場が十分主張できるような人選ということをお願いをいたすつもりでおるわけでございます。

○足鹿覺君 それでは、いま言われました点について、私は一例をあげたまででありますから、私の質問の趣旨にかなうような人選を十分にさせていただきたいと思ひます。

当面、山中長官、あなたが總括的な立場においてになりますか、いま私が述べたことは御了承いただいたものとしまして、十分御対処いただけますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は総理府総務長官として、総理府の外局の書類の決裁は総理にかわつていただきます。しかし、その人選の、この人はいけない、この人はいい、あるいはこういう人を入れろという形の発言は、これは閣僚としては対等の立場にありますので、よほどのことでない限り異論は差しさえないで決裁をしておりますが、全部目は通しております。ときには出張等で、ちょっとおかしいじゃないか、あるいは兼職等

で、どうも兼職としてふさわしくない兼職ではないか等について、二、三私が念のためにチェックをした事実もございますが、所管大臣の責任における人選について決裁をするにあつて、それに對して可否を述べることをあまりしない、書類上の決裁という立場を守つてゐる次第でございます。

○足鹿覺君 お立場はよくわかりましたが、いわゆるその進行過程においては、いろいろな情報も入るでせうし、意見の交換も行なわれるであらうと思ひます。あなたがつんぼさじきにあられるはずはない。したがつて、いま私が述べたような、いわゆる開発に伴ういろいろな海に生きる人たちの立場を具体的に代表する者が委員の中に含まれることが、この審議会の機能を果たす上から言ひましても私は適切ではないか、こういう意見を申し上げておるのであります、あとのよつて生ずるいろいろな問題は、これは環境庁その他の問題について今後処理するといふ御発言でありますから、これ以上は申し上げませんが、その辺の意のあるところを十分に御了承をいただいております。とならば先に進みますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) むしろもうここで私からお願ひしておきましょ、科学技術庁長官に。人選にあつては、私のところに決裁が上がつてまいりまするまでに、ただいまの水産関係者が当然入るべきであるといふことについては私も賛成でございますので、そのような人選方を御願ひいたしておきます。

○足鹿覺君 いかがですか。

○国務大臣(西田信一君) 十分心得ております。

○足鹿覺君 けっこうです、お忙しいところを……。

うに聞いておりますが、事実でございまいしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) これは沖縄担当の大臣という立場で申し上げます。外交ルートの問題は別に外務大臣にお聞き願ひしたいと思います。事実関係について申し上げれば、私の承知している限りで、その事実は存在いたしておりますが、台湾政府が与へたといふことよりも、正確には台湾——中華民國の政府の石油公社、實際は國營ですから同じだと思ひますが、が与へたといふことは聞いております。

○足鹿覺君 このことは、世界におきまして海底石油開発の競争の激しさを端的にあらわしておるものだと思います。この当否なり論議は、事外交上の問題になりますので、先日も矢山委員から御質問があつたことは御承知のとおりでありますから、しばらくおくとしまして、尖閣諸島が沖縄に帰属することは歴史的に見て明らかであらうと私は思ひますが、いかがでありますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは明治二十八年の閣議決定並びに明治二十九年の勅令によつて明らかに尖閣列島は沖縄県であり、そして石垣市であるといふことが明確でございます。戦後は米軍の、米国の施政権下に入りましたために、その施政権の版図が布告によつて明らかにされておりますが、その米軍の施政権の版図の中にも尖閣列島は明確に緯度、経度をもつて示されて入つておるわけでございます。領土論争に關しまする限り、外務大臣の御答弁にございまして、どの国とも領土問題について議論する余地はないし、議論するつもりはない、確定した日本の領土であるといふ点において、私も全く同意でございます。

○足鹿覺君 その領土問題について私はここで議論をしておるのではございません。政府の見解をただしておるにすぎません。

○国務大臣(山中貞則君) その点はちよつと聞いておりませんが、現在申請をいたしておりますのは沖縄県——現在の沖縄に居住しております者が個人で先願者として提出してゐるものが一件、さらに石油資源開発株式会社、現在施政権のある沖縄でございまして、そのダミーと申しますか、代理人としてのような形において沖縄県に在の方を申請者として立てておるものが一件、したがつて、これは石油資源開発株式会社そのものでございまして、さらに現地に於いて民間人がもう一件申請をしておられますが、これは先願者と鉦区その他がダブつておりますし、先願優先の立場からはやや問題が少し権利の取得の面においてはおくれておるのではないかとと思われる節がござい

○足鹿覺君 いずれにいたしましても、大陸だなの問題は、中国、台湾、沖縄、すなわち日本、こういう問題、三つの国の関係がありますし、また日本海の問題、三つの国の関係があります。これは矢山君が先般いろいろと外務大臣にお尋ねいたしました。私は事実関係についていま聞いておるわけでありまして、事の当否といふことについてここで論争しておるではありません。事実関係について率直な御答弁がございましたので、これは矢山委員に譲りたいと思ひます。

そこで、現実の問題として、石油資源の大半を海外に依存しておるわが国が、自主開発しようとしておる自国の大陸だなに、アメリカ資本がいわゆる進出し、こともあらずに、国府側に鉦区申請をしておる事実を知つたときに、海底石油開発競争の激しさといふものを私はあらためて再認識いたしました。わが国の石油資源開発の現状について同時に憂慮せざるを得ない。一方新聞を見ますと、リビアに火の手が上がつたOPEC——石油輸出機構の原油値上げ攻勢が世界の石油消費国をゆるがしておる。こういう場合に、大陸だなに對しては沿岸国がこれを探索し、その資源を開発す

る主権的な権利を行使すべきことはおのおの主張しておるわけでありませう。国際慣習法上認められておると私は思うのでありますが、いずれにしても、国土が狭くて陸上資源が乏しくて、しかも資源需要が急激に拡大したのが国にとって、海洋こそ残された石油資源の自主開発の場であると思ひます。その点については十分にこの海洋開発審議会が機能が発揮するように対処をお願いしたいということを申し上げるにとどめておきたいと思ひます。

ところで、海洋開発問題に關連をいたしました、海洋汚染の問題が最近わが国でもかなり問題になっておりますが、海洋汚染の防止については、公害担当大臣としての総務長官。また水産担当として農林省水産庁長官に、海洋開発との關連においてお尋ねをいたします。

まず水産庁長官に伺いますが、あなたは先日予算委員会において委員の質問に答えて、流域別海区の汚染状況を報告なさいましたが、その中間報告なるものは一体いつ結論を出されるおつもりであり、今後いかに対処なさる御所存であるか、この機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉) 私ども、海洋汚染が進みまして、漁業に相当な影響がありますので、まあ田子浦みたいな状態になりましたから汚染の防止ということも言ひましてもあまり効果がありませんで、できるだけ事前に打つべき手を打とうではないかということ、昨年の九月ごろから全国にわたりましたやや警戒すべき海域についての汚染の調査をやったわけでございます。それは海面で百三十七水域、内水面で九十水域でございますが、その水質、底質及び水産動植物への重金類の蓄積ということも調査いたしましたわけでございます。まあ各県の衛生試験所その他が相当いろいろの問題で分析に追われておりますので、私どもの調査が十分予定どおりには進まないのでございますけれども、大体ことしの六、七月ぐらいには重金類關係の調査もでき上りまして、全体的な鳥瞰ができるのではないかと、うふうに思ひます。

います。その結果に従ひまして、まあ第一次の行政の責任は当然都道府県知事でございますから、それぞれの海域につきまして、どういふふうに今後処するかということについて、都道府県と十分の打ち合わせをいたしたいというふうに考へております。

○足鹿覺君 いずれにいたしまして、六、七月ごろまでには結論を出したいということでありませうが、総務長官が今度責任者となるでありませうが、環境庁の問題は、私どもは内容を精査してぜひ成立させたいものだ、かように考へておりますが、私どもはもととも環境庁設置論者であつたわけなんです、党として、それを私どものアイディアもある程度、党派にこだわらなく、やはり見識を持って環境庁に踏み切られた態度には敬意を表しておりますが、まあいずれにいたしまして、環境庁と農林省との、いわゆる水産關係ですね、これは非常に密接な問題でございますので、この点については、農林省が六、七月ごろに出すであろう問題については、今後の問題でありませうが、十分御対処願へるものとして、嚴重な規制措置、その他必要な措置が講ぜられるものと、かように解釈して先へ進みたいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 環境庁が発足後も私が責任者であらうという御推測でございますが、大体それは当たらないであらうと思ひます。したがって、私はそれらの問題点は申し継ぎをしておきたいと思ひます。今度は専任大臣が、しかも閣僚の定員を一名増員してまで置かれるのでありますから、これはそのためにのみ存在する大臣として、これも私も、諸外国から見ても、また国内の各種被害の立場にある陸や海から見ても、十分にその分析に耐え得る行政を発揮しなければ、法律その他の整備は全部整つて、そして環境庁長官に引き継ぐわけでありませうから、のんびりしておられてはこれは困るわけでありませう。その意味で現在の、昨年御審議いただきました、成立しました海洋汚染防止法は、國際条約の海洋油濁防止に關する

國內法整備ということ、今国会の批准が進みますればアイスランドに次いで二番目に日本が加盟いたし、國內法が整つたということでありませうけれども、さらにこれに加ふるに廢棄物処理の規制まできちんと盛り込んで、一応海水を汚染する問題については世界で一番進んだ法律であらうと私は確信を持っております。ただ問題は、まだ尿処理その他について問題が残つております。これらについても今後それを含めながら、総合的に重要な沿岸漁業等に対する影響というものが、今後これ以上の汚染が食いとめられないうために生ずることのないように、環境庁の責任において各省庁にそれらのことを勧告もできるわけでありませうから、積極的な活動の期待できることを祈つておる次第でございます。

○足鹿覺君 海洋開発問題については、先を急ぎますからこの程度にとどめます。次に本案の二項に提出されております統計職員養成所に關連をいたしまして、その背景なり、またその運用なりについて伺いたいと思ひます。これはただ単なる名目の変更では私は無意味だと思ひます。そんなことをなさんと考へておりませうが、しかし政府の説明によりまして、研修者の対象を國なり地方の統計事務に従事している職員だけに限つていたのを、広く一般の職員にも広げる、こういうことであるようであります。ところが、最近コンピュータの発達、情報化社會の進展に伴ひまして、統計の知識及び利用方法をより多い人に研修を受けさせるのはけっこうだと思ひますが、ただこれらの關係において対象を拡大しても、研究生の数なり研修体制といふものが、そういうものは従来と同様であつたのでは私は意味がなくなるのではないかと、そういふ最近のコンピュータの発達や情報化社會の進展に見合ふような研修体制をいかようにお考へになつておりますか。この点を明らかにしたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 今回は内容とそれに見合う名称変更ということに重点を置きましたため

に、研修人員等についてはさしあたり現在の人員程度ということでありませうが、しかし、内容が多目化し、養成分野が広がるわけでありませうので、當然教官等の委託その他については予算上も措置いたしまして、内容の充実した研修ができるように、さらにこれから先はもちろん、養成する職員も単に統計専門職員ばかりでない養成をはかつていくわけでありませうから、これらについて予算上対処する必要人員等の確保にもつとめてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○足鹿覺君 現在文部省には統計数理研究所があるし、統計技術員養成所があり、統計技術員をそれぞれ養成しております。統計研修の一元化と言ひますかね、そういった見地からも、もう少し機構が私は整備されなければならぬ、かういふふう、しるうとでありませうけれども、まあ思ふわけなんです。現在各省でそれぞれ統計実施部局を持つておりますが、行管が総合調整しているかどうになつております。少なくとも統計職員を養成とか研修については内閣、統計局といふものを所管しておられるあなたのとところが元締めになるべき私は性格のものだと思ひます。あとで触れませうが、いわゆる物価指數の問題にいたしまして、重要な問題が出てくるのです。含んでゐるのです。その点いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私もその点は就任直後にさういふ感想を持ちました。ことに總理府統計局が一番實際上的國の權威ある統計機關で、各省それぞれ、農業センサスその他の統計、各省所管の統計のものは別として、最も權威あるものとして、國の各種の施策の前提に、ことに經企庁等の景氣指標、物価動向等について使われてゐるわけでありませうから、當然行管等の機構はもちろんのこと、一元化すべきであるという考へを持つたわけなんです。ことに外國との統計關係の接觸については行政管理局が当たるというふうなことになつておりますし、このところはどうも行政管理局としてはそぐわないことではないのかと思ひまして、内々の話ですが、荒木さんに、あなた

のところの統計関係は私のほうに一元化して、統計事務は全部私のところが一番きちんとそろっておりますから、一元化された形でやったらどうでしょうかと申し上げて御相談したのであります。やはりなかなか役所の機構を、一方をひっぱがして一方に持っていくというところは、今回の環境庁設立でいやというほど私も体験をいたしましたけれども、容易なことではない。かといって行政管理局に総理府の統計局まで全部持っていくのは、これはあまりにも行管としてはもてあますだろうというような感じもいたしておりますので、これはやはり検討課題の一つであることは、私も同感でございますが、いさぐ解決できそうにないという実感を持っておりますのでございます。

○足鹿覺君 なかなか官庁のなわ張りというのはめんどろです。これ以上申しませんが、私の意見と長官の意見とまあ大体一致しておりますので、そういう方向でこの際総合調整一元化という方向へ向かって、こういう機構改革をなさるときにはやはり一歩前進の姿勢を示していただきたい、今後も御努力をお願いしたいと思います。

そこで関連して一つ尋ねておきたいと思っておりますが、これは人事院でも検討しておるといふことでありますけれども、統計局の職員の処遇に関連をいたしました。統計局の職員にはキーパンチャーといいますが、こういう職種があります。この頸肩腕症候群とかという、日本流にいうとそういうものですが、いわゆる職業病が出てくる、長いことやりますと。二十四歳までしか使えない。私もコンピュータ・センタール等をたびたび観察しておりますが、あのガラス張りのじんあいのない、人けのない中で作業をしてる姿を見ておきますと、孤独というか、とても耐えられただけではない。ああいうところで何年も何年も生活をしておれば、一つの精神的な私は支障が出てくる。事実聞いてみますと、二年以上はなかなかむずかしいという話です。いわんやキーパンチャーにこの職業病が出てくると、こういうことになり

ますと、白ろろ病に似たような症状だろうと思われまが、この種の疾病の現状とその対策というようなことについて、人事院等とは何か打ち合わせ、御協議、対策を練っておいでになりますか。うか、このことを関連してお尋ねしておきます。

○国務大臣(山中貞則君) 人事院と協議という問題について、私はちょっと関知いたしておりましたが、しかし私も職場を見まして、単に孤独感のほか、やはり単調な労働の繰り返し、さらにキーパンチャーの場合には指の、指先だけの非常な力を込めた作業をしているのだというところはよくわかりました。現に労災の認定を受けた職員等もござります。

そこで、それらの改善等についても、よく現場の管理者あるいは局長あたりとも話をしておるわけでありまして、だいたい最近では改善をされまして、休養の時間のとり方、あるいは休養室の設定等というふうなことで、改善の状態に向かいつつあるというふうなことでおるわけでございますが、一応事務当局からも補足答弁をさせていただきます。

○政府委員(関戸嘉明君) ただいま長官が御答弁申し上げましたように、キーパンチャーという職種につきましましては、先生御指摘のいろいろの健康問題を当然重視しなければならぬというところがございます。私もいたしましては、一般の職員が受けます定期健康診断二年一回のほかに、専門医によりましての整形外科あるいは眼科等につきましましての特別検診というものをこなしております。人事院との協議云々ということがございまして、人事院と協議ということではございせんが、人事院自体がこのキーパンチャー職種につきましましての災害の防止ということについて総長通達というものが出ておりますが、これにのっとりまして、私もいたしましては、キーパンチャーの勤務時間というもののつきまして、この基準ののっとって一日、人事院は大体三百分以内という基準を出しておりますが、私もそれはそれ以下で勤務をさしております。また休憩時間等につきましても、人事院からの基準によりましますれば、三十

分ないし四十五分働いたならば、その次に十五分ぐらいの休憩を置きなさい、こういうような話もございまして、私もそのとおり順守して行なっております。

なお、勤務環境につきましましては、ただいま長官御答弁になりましたように、従来非常に環境の悪いところにおりましたけれども、四十三年に新庁舎ができました。ただいまではキーパンチャーのおります事務室のルックス等につきましましては、一般事務職員のおるところよりもずっと明るい照明度をとっておりますし、また休憩室等も設けておりますし、それから防音ということが当然考えられますので、その処置をいたしましては、事務室内にじゅうたんを敷くというふうなこともしていただきまして、万全を期しておるわけでございますが、今後ともこのような職業病が生まれぬように、私も常に健康管理を進めていきたい、このように考えております。

○足鹿覺君 いわゆるキーパンチャー等が疾病を起す頸肩腕症候群というものの実態をお調べになったことがあります。現在はその程度のものなんでしょうか。

○政府委員(関戸嘉明君) 統計局におきましては、職員からどうもそのような故障があるというところで、自分のかかりました医者の診断書をもちまして当局のほうへ持ってきた者が、昨年で大体二十名ばかりいたのでございますが、なおよく統計局の診療室におきます精細な健康診断を受けまして、大体これは必ずしも頸肩腕症候群と認定はできないというふうなことになるようにして、結局これは公務に起因するものだという主張もございまして、私もいたしましては、職員の健康の問題でございまして、積極的にそういう健康問題という面からいたしまして、第三者の労働衛生センターというところに診断を仰ぐという処置をとりました。その処置に応じた者は四名でございました。

と、いずれも公務に基因する特別の疾病とは認められない。ただ一名につきまして多少の疑問があるが、なお将来の健康を管理すればいずれか決着がつくであろう。こういうふうなことで、大多数の、二十名ばかりが自訴をしてまいりましたけれども、大半におきましてはそういうような第三者の診断を受けておるといふのが実情でございます。

○足鹿覺君 情報化社会に適應して生ずるかような疾病対策については、またときをあらためまして、厚生省その他等に質問の機会もあらうと思っておりますので、これ以上申し上げることを省略いたします。

ところで、総理府統計局で作成しておられます消費者物価指数の問題についてお尋ねをいたしますが、国民がはだで感じておる物価の動きというもの、これを正しく反映しておらないというのが国民の実感であらうと思っております。これは物価指数の中に住宅の購入費の経費が加えられていないとか、耐久消費財の品質の変化を指数に織り込んでいないとか、あるいは物価指数の品質のウェイト、消費構造の変化に応じてつとつとひんばんに変えなければならぬとか、いろいろいわれておることは御承知のとおりであらうと思っております。ところが、このような社会経済の急激な変化に即応しない消費者物価指数を五年ごとに改定作業が行なわれるというところは、私は矛盾ではないかと思うのです。昭和四十五年を基準時として、いわゆる家計支出の動きをとらえ、指数をつくり直すとか、そういうことになっておると聞いておりますが、そういう十分な対策は進められておりますか。

○国務大臣(山中貞則君) まず、五カ年に一ぺんという問題ですが、これは確かに問題があります。ので、一応形式は行管長官より統計審議会に諮問という形で、五カ年に一ぺんということをするのかという諮問はいたしておりますが、私の考えではもう少し、いまおっしゃったような時代の流れという、生活態様が急速に変わっていくつから、毎年というのはいさぐ無理だと思っております。

け、まことに遺憾千万であるとか、よりに存じておる次第でございます。

○矢山有作君 次はね、私はきのうからのいろいろな状況の経過を見て、政府委員室というのは一体どういふ役割りを果たすところなのか、どういふ位置づけを持っておると理解したらいいかわからなくなつたわけでありますが、政府委員室の位

置づけたり役割りというものを、外務省でどう理解しておられるか、大臣から承りたい。

○国務大臣(愛知揆一君) この点かねがね私もたいへん心を配っておるつもりですが、率直に言います、なかなかうまく動かない、これをぜひ改善したいと思っておりますが、御承知のように外務省においては、通称のことばですが、国会班というものを置きまして、官房の総務参事官がこれを統括いたしているわけでございます。同時になかなかいい、言いわけがましくなつて、そういうことあまり申し上げたくないわけなんですけれども、非常に外交の相手方が多くなりまして関係があつて、政府委員室あるいは国会班の確に常時コンピュータ的にきちんきちんと連絡がとれなかつたことがある。そういうことが、先ほど申しましたようなたいへんな不始末をでかした原因である。この点は深く考えまして、そういう点がないように根本的に考えていかなければならぬ、これを痛感いたしておる次第でございます。

○矢山有作君 具体的にお話を申し上げぬと、どういふことであつたかということがわからぬと思うので、具体的に事柄の経過というものを申し上げたいと思ふのです。

委員会が開かれ、質問者がきまつてまいりますという、必ず政府委員室のほうから大臣の出席要求の有無なり質問要旨をいつてくれというところで連絡があります。私は委員部を通じて大臣の出席を要求したわけですが、委員部から外務省の政府委員室に、私の大臣出席要求を伝えたようでありました。そうしたところが、秘書官、これはもう名前を言つてもいいと思うのですが、名簿には大臣官房の書記官ということで載つております村岡邦男氏のほうから政府委員室に対して、本日の委員会に大臣は出席できないという返事があつたようであります。なぜ出席できないのかという、理由を明らかにしなければならぬそのままで済む話ではありませんから、おそらく常識として、外務省の政府委員室の人は、どういふ理由で出席でき

ないのかというのを聞いたと思います。ここは、私は外務省の政府委員室の人から直接話を聞いておりませんから、私の推察です。ところがそれに対して、大臣の出席できない理由を言う必要はないという村岡書記官の回答であつたようでありました。そこで政府委員室の担当官は困つて、内閣委員部に、そういうことなので、大臣の出席を要求するのなら内閣委員部のほうから交渉してもらわなければやむを得ぬという事態になつたことを伝えたのだらうと思ひます。内閣委員部の担当者が村岡書記官に電話をいたしました。そして出席を求めましたところが、出席はできない。出席できない理由は何かと言つたら、理由は言う必要はないという、これが一つであります。

それからもう一つは、外務委員会ですら一人の委員の質問時間は大体三十分程度なんだ、そういう内閣委員会に外務大臣が出席はできない、こういう意味のことを言つたようであります。それが第二点。それから第三点は、たまたま出席要求をしておつたのが私であります。しかも、十六日の委員会で外務大臣に対する質問をまだ保留しておりましたから、それに対して村岡書記官のほうには、矢山委員の質問に対しては一時から外務大臣はすでに出ておる。したがつてこれ以上出る必要はない。こういう意味のことを言つたようであります。このことを考えてみると、これはまさに一秘書官、一書記官が国会審議に容喙をしたことである。しかも国会審議をさせまいという態度が露骨に出ておるわけでありました。この経緯をはたして外務大臣が知つておつたのかどうか、これが一つ問題であると思ふのです。外務大臣に秘書官が私の出席要求を連絡をし、そしてそういう回答をしろというのを外務大臣が秘書官に言つておるとするならば、私は外務大臣の責任は許されないうことであるし、外務大臣に何らの連絡なしに、秘書官が自分の独断でそういう返答をしたとするならば、これは一秘書官として、はたして許されることなのかどうなのか。

政党政治といながら、大臣は政党政治という

名前の上で踊つておる単なるサル芝居のサルであつて、おせん立てを全部して動かしておるのは官僚であるということになるだらうと思ふのです。こういうことをいかに与党としても見過ごしにしておつて国会の立場が成り立つのかどうか、これは私はいへんな問題であらうと思ふのであります。したがつて、一議員の出席要求に対して不都合な回答をしたから云々ということでは問題にしておるのではありません。国会と政府のあり方、この基本的な問題に対して、いわゆる官僚の認識にとんでもない誤りがある。官僚の思想の中に国会を全く無視した考え方があるということを私は問題にしておるのであります。こういう情勢が続いた場合に、私どもは戦前のような官僚的な国家、警察的な国家あるいはまた、いまやかましく言われておるような官僚と軍部と結託してくるんじゃないか、そういう方向に日本がいつておるんじゃないか、そのことも私も結構びつておるに似ておるような姿勢を正していくという努力が必要であらうと思ふのです。これを抜きにしておいて国会の場でどんなに論議をしてみたとところで、それは形骸化された論議であり、何ら私は国政の進歩にも発展にもならないだらうと思ひます。こういう点で、私はその間の経緯をいま申し上げましたから、大臣の御感想なり、大臣の決意を承りたいんです。

○国務大臣(愛知揆一君) 一々その事柄をあげてお尋ねで、私はそういう点におきまして、冒頭から申し上げておるように、たいへん私どものやり方といひますか、言動が適当でなかつたというところについてはひたすら遺憾に思つておる次第であります。私がこういふ理由をあげて出席を拒否しているというふうなぐあいにお取りになられると、私としては非常に——同時に私の考えではございませぬので、その点はまず第一に御理解いただきたいと思います。

それから、実は先ほどもちよつと申し上げましたが、一々事例を申し上げませぬけれども、本日

も実は相当一ぱいに日程が詰まりまして、もちろん国会に優先的に行動しなければならぬわけでございますから、そのとおりにはやっておりますけれども、きょうもまたたいへんなまでに至ります。それからこれからは、ちよつとこれは内容を申し上げることをはばからしめたのだかと思ひますけれども、できるならば差し迫つた案件でもつて、外国の使臣と少し話を詰めてみたと思つておつたこともございませぬけれども、これはまあ夜でも、あるいは明早朝でもよろしゅうございませぬから、こちらのほうもいろいろ事情が——私としてはつい先ほど、率直に申しまして、その経緯を承知したわけですから、これはたいへんなことと思ひまして、そのほうにはキャンセルいたしました。それから、おまえは知らなかつたとして、こういふやうなやつがけしからぬではないか、これはまたそのとおりであると思ひますが、それについては、私がそういう意味では監督の責任者でございますから、その責任者の立場に立ちまして、重々たたいまのお示しのごさいたしましたことを体しまして、私としては十分今後の行動等につきまして善処をいたすべきことであると、かように存じております。

○矢山有作君 外務大臣、私どもは決してあなたの公的な仕事というものを無視して出席要求しておるんじゃないのです。たとえば私個人に關して言うならば、十六日の質問で残しておるわけですから、十八日にやりたいというものは、質問をやつておる者としては当然であります。十八日に要求いたしました、これはあなたにのほかに公務がある、いろいろその他の委員会もあるというお話がありましたから、それではけつこうですと言つてはいたしません。したがつて、私どもは道理をはつきりさしてやらせて、こういふぐあいで出席ができないんだとおっしゃつていただければ、あくまでも私どもは国会審議優先の立場をとつてはおりますけれども、できるだけ大臣のお仕事に、特に対外的な仕事の場合には差しつかえないよう

に私どもにしても考えておるつもりであります。それがただいま申し上げましたような秘書官の態度というのは、これは私は一秘書官の問題でなしに、外務省にある国会に対する見方、国会に対する空気じゃないかと思うんです。しかも、これが大臣官房書記官であり、秘書官であるということになると、常識的に考えて、外務省における要するにエリート的なコースを歩んでいる人物でしょう。こういう人物が将来の日本の外務省の幹部として、しかも外交の責任者となっていく、私はそのことがおそろしいのです。そういう考え方を持った者が外務省の幹部になり、日本の外交を背負っていく、そういう地位になる、そのことが私は非常におそろしいことだと思っております。そういう点では、あなたは外務省の最高責任者として、今後外務省の職員に対する私は国会との関係、あるいは議会制民主主義をあなた方が強調されるのであるならば、それに対する理解を深める努力を私はされる必要があるんじゃないかと思えます。しかも、私は腹に据えかねるのは、昨日をいう経過をたどって、そうして私が、それではという秘書官の言動というのはけしからぬではないかと、それこそまさに国会と政府との関係においてたいへんな問題であるということ、そういう意味のことを言った。おそらくそれが伝わったのでありましょ。きのうの夕方になって、実はこういう日程で出席できないということ、私のところには政府委員室から言ってまいりました。十時から十二時までは参議院の外務委員会、十二時から十四時三十分までは宮中午後さんでエチオピア、豪州、タンザニア各大使と会うのだ、十五時から十六時三十分まではネパール大使との会議、十六時三十分から十七時三十分まではシンガポール大使との会議がある、こういうぐあいですからお許し願いたい、こう言ってきたのです。なぜ私はこれを最初におっしゃらぬのかということです。政府委員室に対し、あるいは内閣の委員部に対して、出席できない理由を言う必要はないと言っておいて、問題がこれはいへんことに発展しちゃうのだと

という事になったらどういふことを言ってくる。そうして私は、それは承っておきましょと、こう言っておきました。そうしたらけさの段階になって、大臣に何とか都合をつけてもらつて十六時から出席させますから質疑を続けてくださいと、こう言う。このようなことができないと、さう言ふ。誠に私は軽率だと思ひ、一体外務官僚といふのは何を考へておるのか、私はその真意を疑うのです。きのうの段階でそこまで問題がいつておるなら、そうしてこれだけ混乱を出したのなら、度胸をきめて、きょう何も大臣が出席なさる必要はない。それを問題が混乱し出すと、いままあなたが出席しておられるように、こういうふうな何とか都合をつけて出席するのだと、こう言う。私はこれは実に外務省のあり方としては問題があるのじゃないかと思ひますね。

で、私は、したがってこういうようなおさざりの、便宜的な、しかも国会の存在というものを全く無視したような空気の中であなたと幾ら議論をしてみたところで、この問題の決着がつかない限りは私は単なるお芝居のような気がしますから、私はきよりはやる気がいたしません。ただ、この問題はすでに議運の段階に上げてありますから、私はきよりも言っておきましたが、これはただ単なる遺憾でありますとか、すみませんということでは私は処理できない問題だと思います。こままで問題が発展した以上は、私は外務省として具体的にどう処理するのかという方針をきちと出していただきたいと思っています。そのことはきよう議運の理事懇談会ではつきり、官房長に出席をしていただいで申し上げておりますから、その問題が決着がつかまして、あらためて私は機会を持って外務大臣にお聞きしたいことはお聞きし、あなたから真摯な御答弁をいただき、お互いに日本の外交というものをまじめな気持ちで考えていく努力をしていきたいと思います。

○政府委員(愛知揆一君) 先ほどからるる申し上げておりますが、まあ要するに私といたしましての真意が通じないようなことになりましたことを

非常に遺憾といたしますし、また、こういうことになりました。非常な問題が起こりましたことについて、私としても非常に遺憾であり、残念に感ずる次第であります。

なお、先ほど申し上げたように、議運におけるいろいろの御論議等についても、十分ひとつ私も検討させていただいて善処したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○足鹿覺君 總理府長官に最後のお尋ねをいたします。

私もたびれておりますから、あなたも同様と思いますが、おつき合ひ願いたいと思います。総理府の機構の問題についてこの際若干意見交換しながらお尋ねをしてみたいと思う。

現在の総理府の機構を見ますと、多くの外局あるいは審議会あるいは対策本部、今度よりやく環

境庁で公害関係が持たれるというよりなことではありますが、その間に於ける非常な努力を私どもは

されておったということを知っております。また宮内庁のごとき、今日いづれの省庁にも属さない

ような困難な業務を執行している機関があり、経済企画庁、行政管理庁、科学技術庁のごとき調整

機能を果たす機関がある。それかと思うと、北海道開発庁のような業務官庁が混在している。昨年

私どもは北海道を国政調査に参りましたが、あれを見ますと、実際上は建設省ですね。一部運輸省

の港湾関係がこれに混在しておるといふものです。これはかつて社会党に属する田中知事が北海

道知事に三選をされたときに、いろいろないきさつから設けられた業務官庁でありまして、二重行

政のそしりは免れませんが、そのことの可否をここでいま論じようとは思いません。防衛庁のよう

なまた軍事的、政治的問題を含んだものも一時は混在しておりました。こういうことについて、環

境庁を総理府から外局に離され、先ほどのお話によりまして、自分はそれをやらぬであらう、こう

いう確かな御発言があつたと思いますが、これは予想であらうと思うのです。この困難な仕事を一

体だれがやられるかについては、私どもには私どもの見解もあり、意見もありますが、長官の御意向はそういう御意向だと承っておきますが、こういう複雑多岐にわたる調整機能から業務官庁あるいは特別の官内庁関係というような困難なものまで全部あなたのところにきておる。災害対策本部のごときは、参事官といつても各省庁の課長クラスと対等で話のできないような参事官が主宰をしておる。さだめし運用には苦勞をされると、私は災害対策をやっているときに想像いたしました。こういう状態に対して、もとの総理府長官から、現在は國務大臣としてのいわゆる立場に改組されたわけであります。もとの総理府長官という時代の姿がそのまま継承されておる。このような複雑多岐な問題に対してどのような対処をされようとしておられますか。ひとつこの際御所見を承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 総理府の場合には、官庁職員録で内閣総理大臣佐藤榮作、そうしてその次に私ということで、はなはだ不愉快な役所でありますが、しかし、それは冗談といたしまして、要するに総理府たる役所はどういう役所なんだという問題が基本的にあると思ひます。その意味では御指摘のように、閣僚を増員して國務大臣を充てたということにおいて、完全に総理府の所在と意義と価値が変わらなければならぬと私は思ふのです。就任以來、私は實質上そういうことを実行するためにやってきたつもりであります。一例をあげられました災害対策本部等について、私が中央防災會議の事務局長という形に國務大臣がなつていて、構成メンバーは各省の事務次官という変な形でございましたので、これは総務副長官というものを充てるようにいたしましたして、政令を改正いたしましたわけですが、一例でありますけれども、私は基本的に総理府は、いままでも各省庁の専管で、他の省との関係でまずい問題の調整等の機関であつたような感じがいたします。ことに審議室中心にそのような雑務が多うございまして、しかしながら、今日の時点においては、総理

府は内閣総理大臣たる立場の閣僚が統率し総理する、政治家たる総理大臣たるものが国政の基本方針というものを示して、それを実行に移す役所であるというふうに一歩前進しなければならぬ、あるいは換骨脱胎すべきであると考えたわけであり、また、いままで各省庁間で話がつかない問題とか、あるいは話がつかない形で、から総理府に上げておくとかというような形で、各種審議会とか各種協議会とかいうものが一ぱいございまして、これらは総理府が預かっておりまして、これらから総理大臣の政治の基本的な姿勢を打ち出して、それを各省庁に実行せしめる役所という形に主体性をつくり変えていかなければならないと考えているわけでございます。

これは単にこの遊びではございまして、事実上、就任以来そのようなつもりで取り組んでまいっております。特殊なものとしては、公害対策本部的な産業さんをやり、緊急機動隊みたいな形に結局なつたわけでありまして、そういうものは臨時的なものとして例外でありまして、恒久的に総理府の機構として今後運営されていくべきものは、総理府専管の恩給その他の問題は別に、やはり各省庁に対して、総理府がかかるといふべきだ、あるいは行政の分野についてこのような方向に各省庁が行うべきだということ、を、総理府がそれを具体的な行動として内政面において主導権を持って推進していくという役所であらなければならぬと考えます。そのために私になりまして、各省庁からの人事交流等については十分にその任に耐え得るものであることを確認をし、場合によってはクレームをつけたらなどもいたしまして、最近非常に充実もいたしてまいっております。私は考えておりますが、そのような新しい使命を与えられた総理府というものが、どうしても今日の複雑多岐にわたる行政の元締めとしてその価値を発揮しなければならぬということを、国民のためにそうあるべきであるということを考えておる次第でございます。

○足鹿寛君 御所見を承って、いままでの実績な

り今後の構想なりについてはわからぬわけではありませんが、重ねて伺っておきますが、たとえば先般、臨調の答申が出た。「総理府本府の総合調整機能ならびに行政官庁の組織管理および行政監察の機能を強化し、かつ、その結果を内閣の政策決定、予算編成等に反映させるため、総理府本府と行政官庁を統合して新たに総務庁を設ける。」という構想が一べん打ち出されましたね。

一方、昨年の秋ごろだったと思いますが、自民党の行政調査会が、公害、交通、物価など各省庁間にまたがる問題に対処するため、総理府の一部、行管、経企庁を統合した総合企画庁構想をぶち上げております。いまはなき川島さんも一役買っているいろいろな意見を述べられております。その成り行きを地下から見守ってござるかもしれません。その中に、とにかく総理府の機構がどうであらうと、そこに動く職員というものは、よく新聞種になると、どうなるのか、うちの官庁というものは、ほかに、そういう気持ちは私はあると思うのです。ほかの定着した官庁と違って、自分の職場機構というものについて何か常に不安という言い過ぎでありますけれども、落ちつきを持たない、実現するかもしれないかわけのわからない機構改革がばんばんと勢いよく上がっていく、相当の神経を使っておるのではないかと、そういうふうに私は見ておるわけでございます。こういう考え方からいいますと、一体総務長官は、今後総理府をどうされていくつもりか、これから山中構想なるものを相当期間長官として実績をあげられたわけでありまして、この際何らかの——ここで承らなくてもけっこうです。そう軽々にこれは結論が出るわけのものではないかもしれませんが、少なくとも私はあなた自身の今日のまでの実績の上に立つて出されてしかるべきではないか。そしていつもこのばんばんばんいろいろなものが出ていくというものについて、それらも一理屈はあるわけですから。その利害得失、あなたの経験、展望、そういうものをよく勘案なさって、ひとつ山中構想というふうなものを中心に見解をまとめられる必要があると思いま

すが、必要があるという、大体、これではいかぬ、何とかしなければならぬという、御努力になつた経過から踏まえて、今後いつごろまでにそういう構想を御検討になりますか。その辺はもう少し重ねて、いまの御答弁ではちょっと抽象的で、実際に触れていない感じがいたしますので、重ねて……

○国務大臣(山中貞則君) 参議院内閣委員会においては慎重にものを言おうというつもりでいます。また、せつかくの御期待に沿ひかねる答弁になるかと思ひます。しかし、これは事実自身の構想を離れて、そういうことでなくて、総理府という役所はいかにあるべきか、逆に言うと、現在の国の行政機構のあり方というものはこのままでよろしいかという問題の提起だと受けとめて問題を進めてみたいと思ひますが、確かにそういうような勧告あるいは党の構想等がございました。さらにまた、古くは編成権を内閣にというような意見、内閣というものは正確でありませんが、いまで言へば総理府にというふうなことになるのであります。そういうふうな見解等も過去にありました。しかしながら、いづれにしてもその求めるところは、この複雑多岐な社会情勢に対処して、たとえば交通でも運輸とかあるいは海上とか、あるいは鉄道、自動車、そういうものの全体でありますから、各役所にまたがり、生産面では通産省にまたがる。したがって交通対策本部は総理府がこれをあつかつて、全体を展望しながらやっていくというふうな、一例ではあります。が、全部そういう形にいまなっているわけでありまして、そこで、国家公務員の給与担当大臣でございますが、しかしながら、国家公務員のあり方、定数という問題等については、これは行管の問題であるというふうな問題なんかも、人事院の独立が別個にあるとしても、これなどもはたしてそれでよろしいかどうか。やはり給与担当は同時に国家公務員の定数、機構、人事、そういうものの等と一体のものであるべきだと思ひますし、よその役所のことにはあまり例をあげたくありません。

で、これ以上は申しませんが、総理府本府の仕事というものはもう少し独自のものがあつてしかるべきだと思ひわけでありまして。

そのためにはまず、先ほど総理府の職員の人数も落ちつかないだろうというお話もありました。確かに各省庁から、かつての官邸の中にもありました時代と同じように、出向しては帰る出向しては帰るという慣例がございました。はたして普通の省の事務次官である副長官等も、総理府の役人の中からなれるのかないのかというふうなことから疑問であるというふうなことであります。私が先般人事異動を行ないまして、今後は総理府もはえ抜きの職員というものが、職員の最高の地位である事務次官の地位に能力のある者は上がつていくんだということでも人事の刷新を行なつたわけでありまして。その意味で、総理府において適材適所の人事、自分たちの将来ということ、総理府できつすいのははえ抜きの職員たちがこれから職務に精励してくれるのではないかと希望が持たれたような気がいたします。これの一つの立証になるかと思ひますが、高級職公務員の試験に合格した者の希望する役所というものが、残念ながら過去の総理府は非常に低いランクでありましたけれども、ことしの採用に対してはそれがずいぶん、人事課長がどういうわけでありまして、言つてまいりましたが、非常に世間と申しますか、そういう大学卒の諸君が総理府のあり方についてそれなりのイメージを抱いてくれつつあるように思つてうれしかった次第です。

しかしながら、今日の体制ではまだその方針が完全に役所の体制として確立されているとは思ひません。できるならば、現在の公害対策本部が総理を長として私が副部長で、そして担当大臣であるという形のもとに、総理が内閣法第六条の閣議の決定を経て示される方針に従つて各省大臣を指揮する権限というものが、総理府そのものの権限として総理府設置の前提となり得れば、総理府という役所はもっと大きな存在の役所になり得るのではないかと考えるわけでありまして、これ

ました美濃部の物産政策について云々でございますが、その具体的な氏名は、私はいま資料を持ち合わせておりませんけれども、後ほどお許しを頂きますればお届けいたしたいと思っておりますが、いずれ

にいたしました。現在いまだ委託しておりますこの種の調査は、御案内のとおり、内外情勢調査会そのものが全国的にネット網を持っておりまして、十分なる調査能力を持っているものと私も思はれておるわけでございます。ただ、これらの意見を聴取いたします対象の知名人につきましては、問題ごとに選定をいたすわけでございまして、これは委託団体の自主的な判断にまかせておるような次第でございます。

○足鹿 委託団体の自主性にまかせているとおっしゃいますが、この物価問題についての氏名の報告は、あなた方は野方図に、報告も求めないのですか、そういう無責任な委託の方法でもよろしいんですか。

○説明員(川島広守君) 先ほどもお答えをいたしましたように、問題のテーマごとによりまして、いわゆる有識者の選択が違ふわけでございまして、今度の問題について具体的にどういう方にお尋ねをしたかということにつきましては、いま手元に資料を持っておりませんので、お許しをいたしますれば、後ほど委員長を通じてお届けしたいと思っております。

○足鹿 お手元になのでしょうか。片方では総理府が世論調査をやっておられる。あなたがたが有識者調査なるものをつくって、この有識者調査というものは何部、どこで、だれにお配りになっておりますか、それもわかりませんか。

○説明員(川島広守君) 問題ごとに、印刷いたしておられます部数等も違ふと思っております。後ほど調査をした上でお答えさせていただきますと思っております。

○足鹿 私が聞いておることをまともに受けて、後ほど後ほどと言わないで、物価問題という目下の国民の最大の焦点になっておるものを、どういふ有識者というものを基準において選んでいくかということすらあなたが答えられないほど、それほど簡単なものですか、そう理解してよろしいですか。

○説明員(川島広守君) はなはだ申しわけございませんが、先ほど来繰り返してお答えいたしておりましたが、名前を覚えておられたいという意図は毛頭ございません。お尋ねがありました聴取いたしておられます対象は、概括的に申し上げれば、いわゆる社会的に有名であるとおっしゃるか、いわゆる学者、文化人、あるいは財界人等の方々がその中に入っておるはずでございます。したがって、いま手元に、ここに持つておらないだけのことでございますので、後ほど委員長のお許しを得れば先生の手元にお届けするということをお答えを繰り返しておるわけでございまして、さよう御了解をいただきたいと思っております。

○足鹿 十一団体ですね。日本放送協会、内外情勢調査会、共同通信、ラジオプレス、共同通信社、開発局、海外事情調査所、世界政経調査会、東南アジア調査会、国際情勢研究会、国民出版協会、民主主義研究会などいろいろの団体がある。この中では権威のある、内外ともに評価を受けておる団体が相当ありますけれども、先ほど来当該委員会で問題になった内外情勢調査会というものの主宰をしておる人それ自身が、山中長官をしてあやまらざるを得ないような立場に追い込んでおるんですよ。これは出版が総理府ということになっておるけれども、あなた方もこれに委託しておられる。それで有識者調査というものをやられた。ただ総理府本府から出したか内閣官房から出したかという差で、書いておる人間は間違ひなく本人なんです。これは改められますか。総理府長官をしてこの委員会において陳謝をさせられる有識者立場に置かれた当の御本尊は、あなたの方の有識者調査というものをしておる。その間のいきさつは御承知であろうと思ひますが、そういう点について、いま電話をかけて、その有識者調査のメンバーを電話で調べて出してください。こんなことくらいわかるでしょう、出してください。こんなもの後日なんて言わないで。三十名くらいだ、出してください。

それから民主主義研究会というものが、これは

内外情勢調査会よりもたくさん金を使っておる。七千九百五十一万一千円、今年度は八千七百七十一万一千円ということ、その責任者は浅井清、もとの人事院総裁ですね。その人柄に対してとやかく言うわけではございません。その委託事項を見ますと、民主主義の観点からの政治、経済、社会、文化等に関する理論的、基礎的研究調査及びこれらに関する資料の作成となっておりまして、どういふ資料を作成して、どのように頒布されたか。私の手元にはありませんが、お示しを願いたい。どういふ実績をあげていらつしやいますか、明らかにしてもらいたい。

○説明員(川島広守君) この民研に委託しております調査は、いまお尋ねの中にもございましたように、いわゆる広い意味での民主主義の観点から、当面いたしております政治、経済、文化、社会等の万般の問題につきまして、一面におきましてはきわめて理論的と申しましうか、基礎的ないわゆる方々の学者に依頼をいたしておるわけでございまして。さらにまた他面、流動いたします社会の情勢に即応いたしまして、そのような基礎理論をもつてする応用的ないわば研究、大ざっぱに申して以上のようなものを実は委託をしておるわけでございまして。

現在まで委託をしておりますものもものを若干列記的に申し上げてみたいと存じますが、たとえば「東南アジア華僑社会の動向」、「日中関係打開の諸条件」、「一九七〇年代の日米関係」、「分断国家の類型についての研究あるいは現代大学生の意識」、「勤労者財産形成の政策」、その他もろもろの問題について以上申し上げましたような、具体的に申しましたけれども、当初申しましたような基礎的なものと応用的なもの、大きく分けて二つのカテゴリーに分けて委託をいたしておる次第でございます。

○足鹿 いまあなたがおっしゃったようなものは、総理府本府の広報室で明らかにやっておるのです。世論調査の対象は主婦の安全意識、四十四年七月十五日から七月二十一日まで、消防、現代青少年の意識と行動の特質に関する研究調査、四十三年度、青少年の海外旅行、日本万博、四十四年十月、時事問題(日米共同声明・安保条約・北方領土問題)、青少年グループ活動、以下名目だけあげますが、日本万国博覧会に関する世論の動向、青少年の意識(生活意識、社会意識、職業観)、自衛隊、産児制限に関する世論調査、札幌オリンピック、都市生活、大学生の意識調査、都市生活(交通問題、住宅問題、社会資本整備)、税金、中小企業、国民生活、海外移住、国際連合、対外経済協力、社会環境、子供の遊び場と学校開放、かくのごとく多岐多岐にわたって「月刊世論調査」によって総理府本府がやっております。世論調査によつて総理府本府がやっております。民主主義の基

本理念調査というふうなものをおやりになっておる。そのスタッフが、このスタッフはどういうスタッフですか。職員が何人おつて、その成果は、いまお読みになったが、私はよく理解できませんが、このようものがダブリダブって、一体内閣官房と総理府本府との調査、広報がダブっていく必要が一体どこにあるのであります。存在意義を明らかにしていただきたい。

○説明員(川島広守君) 私の説明が十分のため御理解を得られないかと存じますが、いま先生がおあげになられましたような、いわゆる世論調査というふうなものではないのでございまして。実はこの問題につきましては、それぞれ個人の学者、あるいは個人の学者を中心としたグループ、あるいは個人、いわゆるグループの研究、こういうふうなことで委託をいたしております。先ほどと読み上げましたような、例示いたしたようなテーマにつきまして、それぞれ数カ月、長いのは一年等の月日を費やしまして、いわゆるまとまった一つの結論と申しましうか、考え方が実は出てくるわけでございまして。これが私どもの内調が出ておられます施策の主要なる一つの情報、資料の一つとして実は活用いたしておる次第でございます。

○足鹿覺者 先ほど申し上げました電話で知らしてくださったのは、もろえですか、この民主主義研究会のメンバー。

○説明員(川島広守君) 先ほどお答え申しましたように、この有識者調査につきましては、くどいようにございまして、問題ごとによって御依頼をいたします。有識者の方が違つておるわけでございますが、これも御了解をぜひ賜りたいと存じますけれども、この種の調査につきましては、名前が公表されるということになりますと、十分忌憚のない意見を聴取いたしかねるというふうな事情もございまして、名前の公表につきましては差し控えていただきたい、かように考える次第でございます。

○足鹿覺者 委託団体なり、委託団体が行なつておる有識者と称するものの名前が公表できないというの、一体何ですか。国会の審議権が及ばないんですか。では浅井さんに参考人に出てもらいます。あなた方が言えないならそういうことにならざるを得ません。言えないはずはありません。浅井さんからも意見を承る必要がある。

○説明員(川島広守君) いま急いで持つてくることにいたしております。しばらくお待ちをいただきます。

○足鹿覺者 それからこの「日中間問題週刊」というのはどこへ委託しておりますか、これは。

○説明員(川島広守君) これは内閣調査室自身がやっております。

○足鹿覺者 これは一九七一年三月十一日、ナンバ四三であります、今国会において佐藤総理は、中国を中華人民共和国と正式に御発言になつておる。にもかかわらず、この内容を讀んでみると、中共というところば至るところに出てくる。一体、内閣総理大臣みずからが中華人民共和国と、名称の上とはいへ一歩前進の姿勢を示されておるときに、あなた方総理を補佐する調査室が出しておる公式な文書に中共ということばを使うな、んというところはもつてのほかではありませんか。不用意千万のそしりを私は受けられていいと思う

が、あえて弁明の余地はないと思ひますが、今後改められますか。

○説明員(川島広守君) 善処いたしたいと思ひます。

○足鹿覺者 こういう内閣に直屬する機関がこのやうな印刷物をみずから編集し、出すというやうなことは、非常に世論が高まり、国会にも超党派の議員連盟ができ、秋の国連総会をめぐつて非常に微妙な段階になり、用語等についても慎重を期しておられるときに、このやうな不用意千万なことをやられるということに至つては、いわゆる調査室の性格なり運営というのに対して私は疑念を持たざるを得ない。今後このやうなことのなきを期したいということでありまして、自今十分に注意をされ、再びこのやうなことのなきにこの際あらためて——きょうはあなたが官房を代表しておいでになつておるのでありますので、あらためて、これを訂正し、今後こういうあやまちのないことをあらためて確認をしておきたい。いま一度御答弁を願ひます。

○説明員(川島広守君) 先ほどお答えいたしましたように、お話のやうな線に沿つて善処いたしたいと存じます。

○足鹿覺者 それから民主主義研究会のどのやうな実績があるかということば、資料としていただきます。

○説明員(川島広守君) 委員長を通じて御答弁できるものはいたしません。

○足鹿覺者 最後に総理府長官に伺ひますが、いまお聞きのやうなやりとりがありました有識者調査なるものに対しては、私も一歩誤れば非常な、有識者でありながら片寄つた人選が行なわれておるのではないかと、さうな考え方も推定として持たざるを得ないやうな事態になつておる。やはり委託団体、委託事項についても公正に、政府として責任の所在を明らかにしていただきたいということ強く私はこの機会に要望しておきますが、去年に比へますと、去年は七億四百八十七万五千円、ところが七億四千九百八十七万

五千円という膨大な国費がつぎ込まれて運営されておる。しかも総理府本府と趣をほとんど同じくしたやうなダブリ重なつておる問題がたくさんある。これはきょうは保利官房長官の御出席をわづらわしたいと思ひましたが、一応問題を提起し、政府が今後どのようにこの種のものに対して対処されるかを見守りたいと思ひます。御善処を要望いたしておくと同時に、保利官房長官にこの旨をお伝えなされ、総理府本府長官とも打ち合わせをされ、ダブリを少なくとも調整整理をし、厳正公平を旨として運用される御用意がおりますかどうか。まずあなたから、その次には総理府長官から御所見があれば承りたい。

○説明員(川島広守君) 私の説明がたいへん先生の御理解を得るに不十分でございまして申しわけございませぬが、昨日来お話のございます内閣の委託しております仕事の内容と、総理府でやつておられます仕事とは、あえてダブつておるというふうには実は考えておらないわけでございます。ただ、御指摘がございましたこの内外情勢調査会そのものにつきましては、繰り返しに申し上げますけれども、この有識者調査をやつておる、それから総理府のほうでは世論調査をされておる、こういう意味合いにおいてダブつておるといふ点あるいは言えるのかも知れませぬ。いずれにしても、お話ございましたので、官房長官に申し上げることはもちろんでございます。お話を線に沿つて善処いたしたいと存する次第でございます。

○國務大臣(山中貞則君) 私のほうの調査はずいぶんたくさんあるやうですが、ほとんどが各省の依頼による調査で、委託調査でございまして、したがって、手続は総理府の広報室でございまして、それは、各省が調査してくれと言われた事務は施策に反映させるための調査でございまして、その役所に行政の役に立ててもらうために調査の勞をとるという仕事で大部分でございまして。総理府自身で「月刊世論調査」というやうな、こういうものをしておりますが、これは総理府自身の問題

よりも、各新聞社、NHK等、おもなる調査事項等を収録して一冊にまとめたものであるというやうなものでございまして、その意味では内閣調査室の調査とそうダブつていないではないかと思ひます。

○足鹿覺者 まあ形式的に言へばそういうことになると思ひますが、たとえば「東南アジア中東週報」なるものは、これはアジア経済研究所が——かつて東畑先生が所長をなさつており、現在小倉君がやつておられるものがあります。国際情勢は、外務省みずからがやりになつておる。膨大な機構をかかえておやりになつておる。特にソ連、東欧、国際共産主義関係についてお調べになつておるやうであります。きょうはあえてこれ以上は申し上げませんが、特にこの、先ほど私が指摘いたしましたやうに、膨大な人権になんかんとする予算が使われておる。一体、いま山中長官は、各省から委託されたものについて総理府はやつておると、こういうことであり、官房は独自でやらなければならぬ理由がどこにあるのであります。総理府本府は各省の委託を受けてやる、官房は独自にこれをやらなければならぬ根拠、理由は一体どこにあるんですか。

○説明員(川島広守君) 当室がやつております業務の内容は、いまさら申し上げるまでもございませぬけれども、いまお話にもございましたやうに、内外にわたります国の行ないます重要施策に関する情報の収集、調査、分析、こういうことであるわけでございます。その手段、方法といたしましては、いわゆる委託をして集めまふものと、それからいまお話をいたしましたやうに各省庁から提供を受けまふ資料、情報等も分析、判断いたします。それから調査室みずから手によって、いわゆる多くの民間の協力者から情報なり資料の提供を受ける。こういう三つの手段によつてあつて限り行ないます施策の遂行に役立てて、こういうのがわれわれの任務でございまして、あつて限り幅広くさまざまな手段を活用してやつてまいりました。

い、かような方針で実は仕事をやってまいって、おる次第でございますので、そのように御理解いただきたく存じます。

○足鹿覺君 これ以上——私は問題を提起するにきようはとどめておきます。長官にお願いしておきますが、「月刊世論調査」と有識者調査の問題のダブリというふうなものは、これは私は明らかにあると思うのです。また世論調査というのは、意識的にやればどうにも結論が出るような大体のものなんです。世論調査を公平にやっておる、こう言っても、見方なり批判する者に言わせれば、またそれなりの批判が出てくる。きわめて慎重に対処していただきたいと思いますが、いわずや特定の三十人の人間に限って、有識者なるものを選んでやるがときは、適当な世論を代表するものとは認めがたい。このようなものをとにして、官房が内閣総理大臣を、責任者を補佐する資料として提出されるということ自体について、私は疑義を持たざるを得ない。あえてこれ以上は申し上げませんが、少なくとも有識者調査のごときものはおやめになることが私は必要であらうと思う。また、再検討されて出直される他の点についても、かと思ふ。有識者の選定その他の点についても、やはり官房が責任を持って委託される以上は、公平厳正に有識者を選任する必要があるかと思ひます。いずれにせよ、ある一つの方向に世論を導こうとするがごとき疑惑を与えるようなことがあつてはならぬと思ひます。それが私は一番大事なところだろうと思ふ。政党が独自で行ない、機関紙活動でやる、あるいは民主的な言論機関が、いわゆる国民の前に、何百万部の発行部数を持つ現在の大きな報道機関が、あるいはテレビその他の報道機関が、世論の動向を公開していく、こういうことであれば、国民の反応はわかります。しかし、私どももこのようなのが行なわれておるといふことは不覚にも存しておりません。今度初めて、いかさま総理府というものと官房というものがふくそうしておる、総理府そのもののあり方というものを検討するうちにだんだんとこ

ういう事態に直面をいたしました。あえてこれに對しては、資料も十分ではありませんし、私が要請いたしました資料の御提出を待つてまた別の機会に對処していただきたい、かように考えております。要求いたしました資料は全部いただけますか。

○説明員(川島広守君) 先ほどお答え申しましたように、委員長を通じてお届けいたしたいと存じます。

○國務大臣(山中貞則君) 私どものほうの「月刊世論調査」とダブっておるという御見解でございますが、私どものほうとしては、たとへば七一年一月号でとりますと、「主婦の就労」、これは労働省の委託です。「社会環境」とくにモーターについて——これは、私どもが青少年対策本部をやつておるものですから、小中学校の父兄、その他にモーターの見方をどう見ておるかということ調査しました。それから「七〇年代の社会と生活」、これはNHKのものをそのままいただいております。掲載しておるわけですね。「貯蓄」については、貯蓄増強中央委員会、「東京都民の意識調査」、これは読売新聞社の調査そのものです。それから「都知事候補」、これは中日新聞社のそのものを載せております。それから「全国読書調査」、これは毎日新聞社のもの。「時事世論」十一月分、これは時事通信社。それから「きょうの世論」十一月分日別主題一覽、これはサンケイ新聞社というふうに、純客観的なものと委託調査、そういうふうなものを類型して月刊で出しておりますから、その意味では、ダブつておるといふ意味において少し総理府のものと異質であるということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○足鹿覺君 あまりダブらないという御説明をいま聞きました。私の認識の不十分であつた点もあらうかと思ひますが、自今そういう重要な世論調査等の姿勢、取り扱い方等についても慎重を期せられると同時に、そのようなものは国会に、議員級には少なくとも御頒布になつて、私どもは世論調査というものは見たことがありません。総理府

でやりになつたものは見たことありません。「フォト」は月に一回でありますし、そういう不定期に各社から委託をされて公正厳正におやりにな。たものについては、やはり資料として御頒布されるように對処していただきたい。

○國務大臣(山中貞則君) これは一般に店頭販売をやつておるものでございませう。

○足鹿覺君 まあしかし国会議員級には……

○國務大臣(山中貞則君) しかし、国会議員に配付せよということであれば、いま千部買い上げておられますから、それを国会議員の方に優先回すことは可能でございます。

○足鹿覺君 このほか、重要と思われるものであり、必要と思われるものは、やはり国費をお使いになつておるわけでありまして、適宜御判断によつて御配付をわすらわしたい。

○國務大臣(山中貞則君) 総理府のものは全部国会議員には頒布できると思ひます。

○足鹿覺君 頒布。頒布じゃなくて、配付。配付はしていただけますか。

○説明員(川島広守君) できますと思ひます。

○足鹿覺君 やりますか。配付しますか。

○説明員(川島広守君) はい。

○足鹿覺君 それでは、以上で私質問をいたしました。したが、終わりますが、総理府とは何ぞやということの疑問の解明が十分できませんでした。それは今後の課題といたしまして、別の機会に、さらに私どもも検討し、調査をし、国政運営の上に、正しくお互いの結論を持ち寄つて十二分に意見の交換の場を持ちたい、かように存じます。

○委員長(田口長治郎君) 委員長から川島内閣調査室長に申し上げます。先ほどの足鹿委員要求の資料については提出できますか。

○説明員(川島広守君) 官房長官ともよく相談した上でできるだけ善処いたしたいと思ひます。

○委員長(田口長治郎君) できるだけ早く詳細にひとつ提出してください。

他に御発言もないようでありますから、本案に對する質疑は終了いたしましたものと認めます。これより討論に入ります。——別に御発言もないようでありますから、討論は結局したものと認め、これより採決を行ないます。

総理府設置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田口長治郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成については、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田口長治郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

第一章 総理府関係(第一条 第五十六條)

第二章 法務省関係(第五十七條—第六十五條)

第三章 外務省関係(第六十六條—第六十七條)

第四章 大蔵省関係(第六十八條—第六十九條)

第五章 文部省関係(第六十八條—第六十九條)

第五章 文部省関係(第六十八條—第六十九條)

第五章 文部省関係(第六十八條—第六十九條)

第五章 文部省関係(第六十八條—第六十九條)

第六章 厚生省関係（第九十八条―第二百二十二条）

第七章 農林省関係（第二百二十三条―第三百三十八条）

第八章 通商産業省関係（第三百三十九条―第六百六十二条）

第九章 運輸省関係（第六百六十三条―第七百七十四条）

第十章 郵政省関係（第七百七十五条―第八百八十二条）

第十一章 労働省関係（第八百八十三条―第九百九十二条）

第十二章 建設省関係（第九百九十三条―第九百九十九条）

第十三章 自治省関係（第二百条―第二百九条）

第十四章 その他（第二百十条・第二百十一条）

附則

第一章 総府府関係（総府府設置法の一部改正）

第二章 総府府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 特別の機関（第七條―第十六条）

第三章 外局（第十七条・第十八条）

第四章 職員（第十九条）

附則

第二章第二節を削る。

「第二章 本府及び第一節 内部部局を削り、第五及及び第五條の二を削る。

（総府府の所掌事務）

第四條 総府府の所掌事務は、次のとおりとする。

一 官報及び法令全書の編集及び印刷並びに内閣所管の機密文書の印刷の指揮監督に關すること。

二 広報に關すること。

三 各行政機関の事務の連絡に關すること。

四 世論の調査に關すること。

五 調査及び統計の一般に關すること。

六 農地被買収者等に対する給付金の支給に關する法律（昭和四十年法律第二百一十一号）及び引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律（昭和四十二年法律第十四号）の施行に關すること。

七 栄典制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

八 勲位及び勲章に關すること。

九 褒章に關すること。

十 記章その他の賞状に關すること。

十一 外国の勲章及び記章の受領及び着用に關すること。

十二 旧勲章年金受給者に關する特別措置法（昭和四十二年法律第一号）の施行に關すること。

十三 国家公務員に關する制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

十四 国家公務員等の人事管理に關する各行政機関の方針、計画等の総合調整に關すること。

十五 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政（人事院の所掌に屬するものを除く。）に關すること。

十六 国家公務員等の退職手当に關すること。

十七 特別職の国家公務員の給与制度に關すること。

十八 第十三号から前号までに掲げるものの

ほか、国家公務員等の人事行政に關する事務（他の行政機関の所掌に屬するものを除く。）に關すること。

十九 恩給制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二十 恩給を受ける権利の裁定に關すること。

二十一 恩給に關する不服申立てに対する決定又は裁決に關すること。

二十二 恩給の支給及び負担に關すること。

二十三 国家公務員共済組合連合会の長期給付の決定に關する審理に關すること。

二十四 国勢調査その他国勢の基本に關する統計調査の実施及び製表を行なうこと。

二十五 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて各種の統計調査の実施及び製表を行なうこと。

二十六 政令で定める文教研修施設において統計に關する研修を行なうこと。

二十七 統計技術の研究を行なうこと。

二十八 統計に關する図書及び資料を収集し、整備し、編集し、及び刊行すること。

二十九 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に屬しない事務及び条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で総府府の所掌に屬せられた事務

第六條を次のように改める。

（特別な職）

第六條 総府府に、総府府総務長官及び総府府総務副長官一人を置く。

2 総府府総務長官は、國務大臣をもつて充て

る。

3 総府府総務長官は、内閣總理大臣を助け、府務を整理し、並びに総府府（法律で國務大臣をもつて長に充てることと定められている機関を除く。）所掌の事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理し、各部局及び機関の事務を監督する。

4 総府府総務副長官は、総府府総務長官の職務を助ける。

第六條の二から第九條までを削る。

「第三節 機関」を削る。

第十六條第一項中「総府府の機関として」を「総府府に」に改め、同條を第七條とし、同條の前に次の章名を附する。

第二章 特別の機関

第十六條の二を第八條とする。

第十六條の三第一項中「総府府の機関として」を「総府府に」に改め、同條を第九條とする。

第十六條の四第一項中「総府府の機関として」を「総府府に」に改め、同條を第十條とする。

第十六條の五第一項中「総府府の機関として」を「総府府に」に改め、同條を第十一條とし、同條の次に次の五條を加える。

（中央防災会議）

第十二條 総府府に、中央防災會議を置く。

2 中央防災會議の組織及び所掌事務については、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

（中央駐留軍關係離職者等対策協議會）

第十三條 総府府に、中央駐留軍關係離職者等対策協議會を置く。

2 中央駐留軍關係離職者等対策協議會の組織及び所掌事務については、駐留軍關係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の定めるところによる。

（公害対策會議）

第十四條 総府府に、公害対策會議を置く。

2 公害対策會議の組織及び所掌事務については、公害対策基本法（昭和四十二年法律第三十二号）の定めるところによる。

（消費者保護會議）

第十五條 総府府に、消費者保護會議を置く。

2 消費者保護會議の組織及び所掌事務については、消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の定めるところによる。

部を次のように改正する。

第十六条中、「附属機関として」を削る。

(中部圏開発整備法の一部改正)

第二十三条 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条第一項」を「第八条の三」に、「総理府の機関」を「総理府に、特別の機関」に改める。

第六条第一項中、「附属機関として」を削る。

(心身障害者対策基本法の一部改正)

第二十四条 心身障害者対策基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中、「附属機関として」を削る。

(交通安全対策基本法の一部改正)

第二十五条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第八条第一項」を「第八条が第八条の三まで」に改める。

第十四条第一項中「附属機関」を「特別の機関」に改める。

第十五条第五項中「内閣総理大臣官房」を「総理府に」、「運輸大臣官房」を「運輸省」に改める。
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第二十六条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二 公正取引委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 私的独占の規制に関すること。
- 二 不当な取引制限の規制に関すること。
- 三 不公正な取引方法の規制に関すること。
- 四 一定の取引分野における競争を実質的に制限する行為についての規制、公正な競争を阻害するおそれがある行為についての規

制その他事業活動の不当な拘束の規制に関し、事業活動及び経済実態の調査を行ない、又は経済法令等の調整を行なうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき、公正取引委員会に属せられた事務

第三十五条第一項中「を附置し、事務局長の外、所要の職員を削り、同条第四項中「第一項」を「事務局」に改める。

第三十五条の二から第三十五条の五までを削り、第三十五条の六第一項を次のように改める。

公正取引委員会の事務局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

第三十五条の六第二項中「位置」を「名称、位置」に改め、「これを」を削り、同条を第三十五条の二とし、第三十五条の七を第三十五条の三とする。

(警察法の一部改正)

第二十七条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「国家公安委員会」の下に、「国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の三に定める機関として」を加える。

第十九条から第二十六条までを次のように改める。

(内部部局の設置及び所掌事務)

第十九条 警察庁に、内部部局として、長官官房及び局を置く。

2 長官官房及び局には、特に必要がある場合において、部を置くことができる。

3 局及び部の設置並びに長官官房、局及び部の所掌事務の範囲は、政令で定める。

4 長官官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 長官官房、局、部、課及び課に準ずる室

に、それぞれ官房長、局長、部長、課長及び室長を置く。

6 長官官房、局及び部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む)の所掌に属しない事務を所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置及び職務の範囲は、政令で定める。

第二十条から第二十六条まで 削除

第二十七条及び第二十八条を削る。

第二十九条第四項を削り、同条第五項中「内部組織」を「組織」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第二十七条とする。

第三章第三節に次の二条を加える。

(警察庁に附置する教育訓練機関)

第二十八条 警察庁に、政令で定めるところにより、警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練及び警察通信に関する専門技術の教育訓練を行ない、警察に関する學術の研究をつかさどる機関を附置することができる。

(警察庁に附置する研究機関)

第二十九条 警察庁に、政令で定めるところにより、警察についての科学及び技術に関する研究、実験、鑑定及び検査をつかさどる機関を附置することができる。

第三十条第二項を次のように改める。

2 管区警察局長の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第三十一条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

3 管区警察局長の組織は、政令で定める。

第三十二条を次のように改める。

(管区警察局長に附置する教育訓練機関)

第三十二条 管区警察局長に、政令で定めるところにより、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行なう機関を附置することができる。

第三十三条の見出しを「警察通信に関する地方機関」に改め、同条第一項中「地方機関として、東京都警察通信部及び北海道警察通信部」を「それぞれの区域に、地方機関として、警察通信部」に改め、同条第二項中「東京都警察通信部及び北海道警察通信部」を「警察通信部」に改め、同条第三項中「東京都警察通信部及び北海道警察通信部の位置及び内部組織」を「警察通信部の名称、位置及び組織」に改める。

第三十四条第三項中「通信局長」を「政令で定めるもの」に改める。

第七十七条第一項中「総理府恩給局長」を「総理府ニ於テ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スル職ニ在ル者ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ」に改める。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第二十八条 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第一号から第八号までを削り、第九号を第一号とし、第十号から第二十六号までを八号ずつ繰り上げる。

第二十条第一項を次のように改める。

委員会に、委員会の事務を処理させるため、事務局を置く。

第二十条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(首都圏整備法の一部改正)

第二十九条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

(事務局)

第十六条 委員会に、事務局を置く。

2 事務局は、委員会の事務のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の施行に関する事務(建設省の所掌に属するものを除く)、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十

七号)の施行に関する事務、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の施行に関する事務(建設省の所掌に属するものを除く)及び筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)の施行に関する事務を処理する。

第十七条 削除

(宮内庁法の一部改正)

第三十条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二から第一条の八までを削る。

第七条及び第八条を削り、第六条を第八条とし、第二条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

第二条 宮内庁の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 皇室制度の調査に関すること。
- 二 行幸啓に関すること。
- 三 賜与及び受納に関すること。
- 四 皇族(内廷にある皇族を除く)に関すること。
- 五 皇室会議及び皇室経済会議に関すること。
- 六 御璽国璽を保管すること。
- 七 側近に関すること。
- 八 侍側に関すること。
- 九 儀式に関すること。
- 十 交際に関すること。
- 十一 雅楽に関すること。
- 十二 皇統譜の調製、登録及び保管に関すること。
- 十三 陵墓に関すること。
- 十四 図書及び記録の保管、出納、複製及び編集に関すること。
- 十五 皇室用財産を管理すること。
- 十六 供進及び調理に関すること。
- 十七 皇室の車馬に関すること。
- 十八 皇室の衛生に関すること。

十九 正倉院宝庫及び正倉院宝物に関すること。

二十 御料牧場に関すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む)に基づき、宮内庁に属させられた事務

第三条 宮内庁に、長官官房及び部のほか、内部部局として侍従職、東宮職及び式部職を置く。

侍従職においては前条第六号及び第七号の事務を、東宮職においては同条第八号の事務を、式部職においては同条第九号から第十一号までの事務を、それぞれつかさどる。

第九条に次の一項を加える。

四 京都事務所の組織の細目は、長官が定める。

第十条を削る。

(行政管理局設置法の一部改正)

第三十一条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(地方支分部局)

第三条 行政管理局に、地方支分部局として、管区行政監察局を置く。

二 管区行政監察局は、前条第十一号から第十三号の二までに掲げる事務及びこれに関する同条第十四号に掲げる事務を分掌する。

三 行政管理局長官は、前項の事務のほか、管区行政監察局に、前条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち同条第一号から第十号までに掲げる事務に関するものを分掌させることができる。

四 管区行政監察局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

五 管区行政監察局に、その事務の一部を分掌させるため、行政監察事務所を置く。

六 行政監察事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

七 行政監察事務所の組織は、行政管理局長官が定める。

第三十二条 行政監察委員設置法(昭和四十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行政管理局の機関として」を「行政管理局に」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

(統計法の一部改正)

第三十三条 統計法(昭和二十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「統計主幹(行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。以下同じ)を」を「政令で定める行政管理局所屬の職員に」改める。

(統計報告調整法の一部改正)

第三十四条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「文教施設 医療施設その他の国家行政組織法第八条に規定する機関」を「文教研修施設、医療更生施設その他の国家行政組織法第八条の二に規定する機関」に改める。

第十四条中「統計主幹(行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第五条第一項の統計主幹をいう。以下同じ)を」を「政令で定める行政管理局所屬の職員に」改める。

(北海道開発法の一部改正)

第三十五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とし、第九条から第十二条までを二条ずつ繰り上げる。

第十三条の見出し中「内部組織を」組織に改め、同条中「は、札幌市に置く」を「の位置及び

組織は、政令で定める」に改め、同条を第十一条とする。

第十四条を削る。

第十五条の見出し中「及び治水事務所その他の工事事務所」を削り、同条第一項中「第十二条第一項各号に掲げる事務」を「北海道開発局に、その所掌事務」に改め、「所要の地に」を削り、「及び治水事務所その他の工事事務所を置く」を「を置くことができる」に改め、同条第二項中「及び治水事務所その他の工事事務所を削り、内部組織を」組織に改め、同条を第十二条とする。

第十六条を削り、第十七条を第十三条とする。

(防衛庁設置法の一部改正)

第三十六条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条)

第二章 防衛庁

第一節 通則(第二条―第九条)

第二節 本庁

第一款 内部部局(第十条―第十八条)

第二款 施設等機関(第十九条―第二十条)

第三款 特別の機関(第二十一条―第三十二条)

第四款 職員(第三十三条―第三十八条)

第五款 防衛施設庁

第一款 通則(第三十九条―第五十一条)

第二款 地方支分部局(第五十二条―第五十七条)

第三款 職員(第五十八―第六十一条)

第四款 職員(第五十九―第六十一条)

第三章 国防会議(第六十二条―第六十三条) 附則 第八条を削り、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「基」を「基づく」に改め、同条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同条第四号中「装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」と総称する。）並びに「装備品等及び」に改め、同条を同条第二号とし、同条中第五号から第十号までを削り、第十一号を第三号とし、第十二号を削り、第十三号を第四号とし、第十四号から第十八号までを九号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「自衛隊法第二十一条に規定する自衛隊をいう。以下同じ。」を削り、同条を同条第十号とし、同条中第二十号を第十一号とし、第二十一号を第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 装備品等についての調査及び研究に關連する技術的な調査及び研究の委託を受ける、これを実施すること。

第五條第二十二号中「条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）を「駐留軍」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第二十三号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五條第一項（a）に規定する諸機關（以下第四十七條において「諸機關」という。）を、諸機關」に改め、同条を同条第十五号とし、同条第二十四号を同条第十六号とし、同条第二十五号中「日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定（以下「國連軍協定」という。）を「國連軍協定」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第二十六号を第十八号とし、第二十七号を第十九号とし、同条第二十八号中「特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一條に規定する特別調達資金（以下第四十四條において「特別調達資金」という。）を「特別調達資金」に改め、同条を同条第二十号とし、同条第二十九号中「駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同國政府の職員（以下「駐留軍等」という。）を「駐留軍等」に改め、同条を同条第二十一号とし、同条第三十号中（昭和三十三年法律第五十八号）を削り、同条を同条第二十二号とし、同条第三十一号中（昭和三十六年法律第二百十五号）を削り、同条を同条第二十三号とし、同条第三十二号を同条第二十四号とし、同条を第六條とし、第四條の次に次の一條を加える。

（防衛庁の所掌事務）

第五條 防衛庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 防衛及び警備に關すること。

二 自衛隊（自衛隊法第二條第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に關すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に關すること。

四 前三号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

五 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に關すること。

六 職員の補充及び福利厚生に關すること。

七 礼式、表彰及び服制並びに職員の給与に關する制度に關すること。

八 職員の教育訓練に關すること。

九 職員の保健衛生に關すること。

十 経費及び収入の予算及び決算並びに會計及び會計の監査に關すること。

十一 所掌事務に係る施設の取得、維持、管理及び使用に關すること。

十二 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給、維持及び管理並びに役務の調達に關すること。

十三 装備品等の規格の統一及び研究開発に關すること。

十四 前号の研究開発に關連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に關すること。

十五 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一條に規定する特別調達資金をいう。次条において同じ。）の経理に關すること。

十六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十八條及び日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定（次条において「國連軍協定」という。）第十八條の規定に基づき請求の処理に關すること。

十七 合衆国軍協定第十八條第五項（a）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に關すること。

十八 相互防衛援助協定第七條第二項の規定に基づきアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供に關すること。

十九 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する需品及び役務（勞務を除く。）の調達、提供及び管理に關すること。

二十 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）のための物品及び役務工事及び勞務を除く。）の調達に關すること。

二十一 駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に關すること。

二十二 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同國政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による、又はそのための物品及び役務の調達に關する契約から生ずる紛争の処理に關すること。

二十三 連合國占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規定による給付金に關すること。

二十四 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に關すること。

二十五 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に關すること。

二十六 相互防衛援助協定附屬書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に關すること。

二十七 自衛隊法第五條第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

二十八 防衛施設周辺の整備等に關する法律（昭和四十一年法律第三十五号）第三條から第五條までの規定による措置及び同法第九條第一項の規定による損失の補償に關すること。

二十九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一條の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

三十 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一條第一項の規定による損失の補償に關すること。

三十一 建設工事の実施に關すること。

三十二 防衛の用に供する施設の工事に關する調査及び研究に關すること。

三十三 駐留軍等及び諸機關（合衆国軍協定第十五條第一項（a）に規定する諸機關をい

う。次条において同じ。のために勤務に服する者（以下この条において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、解雇及び労務管理に関すること。

三十四 駐留軍等労働者の給与に関すること。

三十五 駐留軍等労働者の福利厚生に関すること。

三十六 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。

三十七 防衛大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行なうこと。

三十八 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づき命令を含む。）に基づき防衛庁に属せられた事務

第九条第一項中「十人以上」を削り、同条に次の一項を加える。

3 参事官の定数は、政令で定める。

第十條から第十五条までを次のように改める。

（内部部局の所掌事務）

第十條 内部部局の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第五条第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。

二 第五条第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。

三 前二号の事務に必要な資料及び情報の収集整理に関すること。

四 第五条第五号、第七号及び第十号に掲げる事務

五 第五条第六号、第八号、第九号、第十一号から第十三号まで及び第二十七号に掲げる事務に関する基本に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの

（長官官房及び局）

第十一條 本庁に、長官官房を置くほか、国家行政組織法第七條第五項の政令で定めるところにより、局を置く。

2 長官官房に、官房長を置く。

3 官房長及び局長は、参事官をもつて充てらる。

第十二條から第十五条まで 削除

第十六條及び第十七條を削り、第十八條に見出しとして（内部部局の職員）を附し、同条第一項中「長官官房及び各局」を「内部部局」に改め、同条第四項中「長官官房又は各局」を「内部部局」に、第二十条第三項を「第十九条第三項」に改め、同条を第十六條とし、第十九條を第十七條とし、第二十條を第十八條とする。

第二章第二節第二款の款名中「幕僚監部」を「施設等機関」に改め、同款中第二十一条の前に次の二條を加える。

（防衛大学校）

第十九條 本庁に、防衛大学校を置く。

2 防衛大学校は、幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。）となるべき者を教育訓練する機関とする。

3 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行なう。

4 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により長官が第一項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

5 防衛大学校の位置及び組織は、総理府令で定める。

（学生）

第二十條 防衛大学校の学生（前条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）の員数は、防

衛庁の職員の定員外とする。

第二章第二節第三款の款名を削り、第二十一条の前に次の款名を附する。

第三款 特別の機関

第二十一条第四項中「内部組織」を「組織」に改める。

第二十四条の見出しを（幕僚副長）に改め、同条第二項中（以下単に「幕僚副長」という。）を削り、「行方」を「行なう」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十六条第二項中「統合幕僚学校」を「統合幕僚会議に附置する機関」に改める。

第二十八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を削り、同条第六項中「内部組織」を「所掌事務及び組織」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条の二の見出しを（統合幕僚会議に附置する機関）に改め、同条中第一項及び第三項から第七項までを削り、同条第二項中「統合幕僚学校」を「統合幕僚会議に、政令で定めるところにより」に、「機関とする」を「機関を附置する」に改め、同項を同条とする。

第二章第二節第四款の款名及び第三十条並びに同節第五款の款名及び第三十一条から第三十三条までを削る。

第三十四条第三項を削り、同条第二項中「委託により」を「委託を受け」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条第四項中「内部組織」を「位置及び組織」に改め、同条を第三十条とする。

本庁に、技術研究本部を置く。

第三十五条を削り、第三十六条中第二項を削り、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条第三項中「内部組織」を「位置及び組織」に改め、同条を第三十一条とする。

本庁に、調達実施本部を置く。

第三十七条第二項中「内部組織」を「組織」に

改め、同条を第三十二条とし、第三十七条の二及び第三十八条を削り、第二章第二節に次の一款を加える。

第四款 職員

（施設等機関等の職員）

第三十三条 本庁に置かれる施設等機関及び特別の機関に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第三十四条から第三十八条まで 削除

第四十一条の見出し中「及び権限」を削り、同条第二項を削る。

第二章第三節第二款及び第三款の款名を削り、第四十二条から第五十一条までを次のように改める。

（防衛施設庁の所掌事務）

第四十二条 防衛施設庁は、第五条第五号から第十一号まで及び第十五号から第三十八号までに掲げる事務をつかさどる。

（防衛施設庁の権限）

第四十三条 防衛施設庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六条第一号、第三号、第十一号、第十二号及び第十四号から第二十四号までに掲げる権限を行使する。

（委任規定）

第四十四条 防衛施設庁長官の権限で第五条第三十三号から第三十六号までに掲げる事務に係るものは、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第四十五条から第五十一条まで 削除

第二章第三節第四款を第二款とする。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

（名称、位置、管轄区域及び組織）

第五十四条 防衛施設局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十五条 削除

第五十六条第二項中「内部組織」を「組織」に

改める。

第二章第三節第五款を第三款とする。

第六十一条第一項中「防衛施設庁の総務部に置かれる調停官及び防衛施設庁の勤務部に勤務する職員（以下この条において「調停官等」という。）並びに自衛隊職者就職審査会、防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会の委員（以下この条において「審査会等の委員」という。）を「防衛庁に置かれる審査会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員（以下この条において「審査会等の委員」という。）及び第五十二条第二号又は第三十三号から第三十六号までに掲げる事務に従事する職員で政令で定めるもの（以下この条において「調停職員等」という。）に改め、同条第二項中「調停官等」を「審査会等の委員（防衛施設庁に置かれる前項の政令で定めるものの委員に限る。）及び調停職員等」に改め、「防衛施設庁長官の下に又はその委任を受けた者」を加え、同条第三項中「調停官等及び審査会等の委員」を「審査会等の委員及び調停職員等」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第三十七條 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号を次のように改める。

十六 防衛庁の職員（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第六十一条第一項に規定する審査会等の委員及び調停職員等で、人事院規則で指定するものを除く。）

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第三十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関

する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「防衛施設中央審議会」を「政令で定める審査会」に改める。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第三十九條 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第三十三条第一項」を「第十九条第二項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四十條 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「統合幕僚会議及び附属機関（自衛隊職者就職審査会を除く。）を「防衛大

学校、統合幕僚会議、技術研究本部、調達実施本部その他の機関（政令で定める合議制の機関を除く。）に、「総務部に置かれる調停官、勤務部及び附属機関」を「政令で定める合議制の機関並びに防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五十二条第二号又は第三十三号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の勤務部に勤務する職員並びに自衛隊職者就職審査会、防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会の委員」を「第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員」に改める。

第五條第一項中「附属機関（自衛隊職者就職審査会を除く。第百条の二において同じ。）を「防衛大

学校、技術研究本部、調達実施本部その他の機関」に改める。

第十五條第五項中「掃海隊、基地隊、航空

隊」を削る。

第二十條第四項及び第五項を削る。

第二十條の五及び第二十條の六を削り、第二

十條の七中「航空方面隊、航空団及び保安管制気象団」を「及び航空方面隊」に改め、同条を第二十條の五とする。

第二十一條第一項中「飛行教育集団、航空

方面隊、航空団及び保安管制気象団」を「及び航空方面隊」に、「飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び保安管制気象団司令部」を「及び航空方面隊司令部」に改める。

第三十三條中（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十三條第一項を「第十九条第二項」に改める。

第六十二條第四項中「自衛隊職者就職審査会」を「政令で定める審査会」に改める。

第百條の二第二項中「附属機関」を「防衛大

学校その他の文教研修施設、技術研究本部若しくは調達実施本部」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

航空総隊等の名称	航空総隊司令部等	
	名	所在地
航空総隊	航空総隊司令部	東京都
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	三沢市
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	入間市
西部航空方面隊	西部航空方面隊司令部	福岡県筑紫郡春日町

（駐留軍関係職者等臨時措置法の一部改正）

第四十一條 駐留軍関係職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「第四十七條第三号」を「第

五條第三十五号」に改める。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

第四十二條 連合国占領軍等の行為等による被害

者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「防衛施設中央審議会」を「政令で定める審査会」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第四十三條 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五條から第十條までを削り、第四條各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基」を「基づく」に改め、同条中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十三号の二を第二号とし、第十四号を第三号とし、第十五号を第四号とし、第十五号の二を第五号とし、第十五号の三を第六号とし、第十五号の四を第七号とし、第十五号の五を第八号とし、第十五号の六を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を第十一号とし、第十八号を第十二号とし、同条第十九号中「第十三号の二及び第十五号」を「第二号及び第四号」に、「外」を「ほか」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条中同号を第十三号とし、第二十号を第十四号とし、第二十号の二を第十五号とし、第二十一号を第十六号とし、同条を第五條とする。

第三條の次に次の一條を加える。

（所掌事務）

第四條 企画庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 貿易、外国為替及び国際収支に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

二 産業に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

三 運輸に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。

三

- 四 財政、通貨及び金融に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 五 外国投資家の投資及び事業活動に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 六 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関すること。
- 七 国際経済協力に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 八 国民の合理的な生活水準及び生活構造の策定並びに国民生活の安定及び向上に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 九 一般消費者の保護に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。
- 十 生活環境の整備その他国民の日常生活の改善に関する基本的な経済政策及び計画の総合調整に関すること。
- 十一 物価に関する基本的な政策の企画立案及び総合調整に関すること。
- 十二 長期経済計画の策定に関すること。
- 十三 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の立案及び実施に関する総合調整に関すること。
- 十四 総合国力の分析及び測定に関すること。
- 十五 電源開発に関する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に関すること。
- 十六 国土総合開発及び国土調査に関すること。
- 十七 特殊土地地帯の災害防除及び振興に関すること。
- 十八 離島の振興に関すること。
- 十九 東北地方の開発の促進に関すること。
- 二十 台風常襲地帯における災害の防除に関すること。
- 二十一 九州地方の開発の促進に関すること。

- 二十二 四国地方の開発の促進に関すること。
- 二十三 中国地方の開発の促進に関すること。
- 二十四 北陸地方の開発の促進に関すること。
- 二十五 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関すること。
- 二十六 低開発地域における工業の開発の促進に関すること。
- 二十七 新産業都市の建設の促進に関すること。
- 二十八 工業整備特別地域の整備の促進に関すること。
- 二十九 山村の振興に関すること。
- 三十 水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。
- 三十一 海外経済協力基金、国民生活センター、北海道東北開発公庫、東北開発株式会社及び水資源開発公団に関すること。
- 三十二 北海道東北開発公庫にあつては、東北地方に係る業務に限る。
- 三十三 前各号に掲げるもののほか、二以上の行政機関の経済施策に関連する総合的な政策（特定の行政機関の主管に属するものを除く。）の企画立案並びに経済に関する基本的な政策及び計画の総合調整に関すること。
- 三十四 内外の経済動向の調査及び分析に関すること。
- 三十五 経済統計の作成及び整備に関すること。
- 三十六 国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。
- 三十七 前二号に掲げるもののほか、経済に

- 関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関すること。
- 三十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、企画庁に属せられた事務
 - 第三十九条 第六号とし、第十一号の二の前の見出し及び同条を削り、第十二号の見出しとして（審議官）を附し、同条第三項及び第四項を削り、同条を第七号とする。
 - 第四十条 第十三号から第十四号までを削る。
 - （東北開発株式会社法の一部改正）
 - 第四十一条 東北開発株式会社法（昭和十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。
 - 第二十三条中「別二法律ノ定ムル所ニ依リ」を削る。
 - （消費者保護基本法の一部改正）
 - 第四十二条 消費者保護基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
 - 第十八条第一項中「、附属機関として」を削る。
 - 第十九条第七項中「国民生活局」を削る。
 - 第二十号の見出しを（審議会）に改め、同条中「経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）第十四条の定めるところにより、国民生活審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
 - （科学技術庁設置法の一部改正）
 - 第四十三条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
 - 第四号及び第五号を次のように改める。
 - （所掌事務）
 - 第四号 科学技術庁の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 科学技術（原子力の研究、開発及び利用（大学における研究に係るものを除く。）を含む。第五号、第六号及び第十六号並びに次条第四号を除き、以下同じ。）に関する基

- 本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。
 - 三 関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。
 - 四 関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整に関すること。
 - 五 科学技術及び原子力利用（原子力の研究、開発及び利用をいう。以下同じ。）に関する内外の動向の調査及び分析並びに統計の作成に関すること。
 - 六 科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
 - 七 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施の推進に関すること。
 - 八 技術士に関すること。
 - 九 所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。
 - 十 所掌事務に関する啓発に関すること。
 - 十一 資源の総合的利用のための方策一般に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
 - 十二 資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
 - 十三 前二号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。
 - 十四 金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究及び試験に関すること。
 - 十五 超高純度非金属無機材質その他これに

類する材質の創製に関する研究に關すること。

十六 防災科学技術(天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに關する科学技術をいう。以下同じ。)に關する研究及び試験(多数部門の協力を要する総合的なもの及び各種研究に共通する基礎的なものに限る。)並びに研究者及び技術者の養成訓練(他の行政機関の所掌に屬するものを除く。)並びに防災科学技術に關する研究及び試験のため必要な施設及び設備(關係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適當でないと認められるものに限る。)の供用に關すること。

十七 航空技術又は宇宙科学技術の向上を図るため必要な研究及び試験(關係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適當でないと認められる施設及び設備を必要とするものに限る。)並びにこれらの施設及び設備の供用に關すること。

十八 宇宙の利用の推進に關すること。(他の行政機関の所掌に屬することを除く。)

十九 關係行政機関の試験研究機関の原子力利用(大学における研究に係るものを除く。以下この号及び第二十五号において同じ。)に關する経費及び關係行政機関の原子力利用に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の配分計画に關すること。

二十 核燃料物質及び原子炉に關する規制に關すること。

二十一 原子力損害の賠償に關すること。

二十二 放射性同位元素の利用の推進に關すること。

二十三 原子力利用に伴う障害防止に關すること。

二十四 原子力利用に關する試験研究の助成に關すること。

二十五 原子力利用に關する研究者及び技術者並びに放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に關する技術者の養成訓練に關すること。

二十六 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に關する調査研究に關すること。

二十七 第一号から第五号まで、第十九号から前号まで及び第三十号に掲げるもののほか、原子力利用に關し他の行政機関の所掌に屬しない事務に關すること。

二十八 放射性降下物による障害の防止に關し關係行政機関が講ずる対策の総合調整に關すること。

二十九 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること。

三十 日本原子力研究所、日本科学技術情報センター、理化学研究所、新技術開発事業団、日本原子力船開発事業団、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団に關すること。

三十一 海洋科学技術センターに關すること。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき科学技術庁に属させられた事務

(権限)
第五條 科学技術庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 科学技術に關する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

二 關係行政機関の科学技術に關する事務の総合調整を行なうこと。

三 關係行政機関の試験研究機関の科学技術に關する経費及び關係行政機関の科学技術に關する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行なうこと。

四 科学技術に關し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行なうこと。(他の行政機関の所掌に屬することを除く。)

五 発明及び実用新案の奨励を行ない、並びにこれらの実施化を推進すること。

六 技術士試験を行ない、及び技術士を登録すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

八 資源の総合的利用のための方策一般に關する事務を行なうこと。(他の行政機関の所掌に屬することを除く。)

九 宇宙の利用を推進すること。(他の行政機関の所掌に屬することを除く。)

十 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用を許可すること。

十一 放射性同位元素の販売の業を許可すること。

十二 放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄の業を許可すること。

十三 放射性同位元素又は放射線発生装置による放射線障害を防止するため必要な措置を命ずること。

十四 原子力利用に關する試験研究の助成を行なうこと。

十五 放射性降下物による障害の防止に關し關係行政機関が講ずる対策の総合調整を行なうこと。

十六 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)に基づく内閣総理大臣の権限に關すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき科学技術庁に属させられた権限

第六條から第十條までを削り、第十一條を第六條とし、第十二條の前の見出しを「科学審議官」に改め、同條を第七條とし、第十三條から第二十一條までを削り、第二十二條中「科学技術庁」の下に「、原子炉に關する規制に關する事務その他の科学技術庁の所掌事務の一部を分掌させるため」を加え、「水戸原子力事務所」を「政令で定めるところにより、原子力事務所」に改め、同條を第八條とし、第二十三條を削る。

(原子力委員会設置法の一部改正)
第四十七條 原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條を削り、第十六條を第十五條とする。

(宇宙開発委員会設置法の一部改正)
第四十八條 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一條を削り、第十二條を第十一條とする。

(放射線障害防止の技術的基準に關する法律の一部改正)
第四十九條 放射線障害防止の技術的基準に關する法律(昭和三十三年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條中「、附屬機關として」を削る。
第十條を削り、第十一條中「前四條」を「前三條」に改め、同條を第十條とする。

(原子力損害の賠償に關する法律の一部改正)
第五十條 原子力損害の賠償に關する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「附屬機関として」を削る。

(環境庁設置法の一部改正)

第五十一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中(昭和三十二年法律第百六十一号)の下に「温泉法(昭和二十三年法律第二十五号)及び鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)を加え、同条第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、同条第十六号中(昭和四十二年法律第九十七号)の下に「騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)及び悪臭防止法(昭和四十六年法律第百一十号)を加え、同条第十四号とし、同条第十七号中(昭和四十五年法律第百三十八号)の下に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和三十七年法律第百号)を加え、同条第十五号とし、同条第十八号から第二十一号までを削り、第二十二号を第十六号とし、第二十三号から第二十七号までを六号ずつ繰り上げ、同条第二十八号中「第十六号」を「第十四号」に改め、同条第二十九号「第二十二号」を「第十四号」に改め、同条第三十号とし、同条第三十一号を第二十四号とし、同条第三十二号中「環境庁の所管行政に關し職員等の養成及び訓練」を「政令で定める文教研究施設において所管行政に關する研修」に改め、同条第三十三号とし、同条第三十四号中「を行なうこと」を削り、同条第三十五号中「を行なうこと」を削り、同条第三十六号とする。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十一条までを削る。

附則第一条ただし書を削り、附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第四十一条までを一条ずつ繰り上げる。

(環境庁設置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 前条の規定による改正後の環境庁設置法第四十二条第二十五号の文教研究施設が設置されるまでの間は、同号中「政令で定める文教研究施設において所管行政に關する研修」とあるのは、所管行政に關し職員等の養成及び訓練とする。

(自然公園法の一部改正)

第五十三条 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「附屬機関として」を削る。

(公害対策基本法の一部改正)

第五十四条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「附屬機関」を「特別の機関」に改める。

第二十六条第七項中「環境庁長官官房」を「環境庁」に改める。

第二十七条第一項中「附屬機関として」を削る。

第二十八条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

(沖繩・北方対策庁設置法の一部改正)

第五十五条 沖繩・北方対策庁設置法(昭和四十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(所掌事務及び権限)」に改め、同条中各号列記以外の部分を次のように改める。

対策庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

第四条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 沖繩における経済の動向についての調査研究及び関係資料の収集分析を行なうこと。

第四条中第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「を行なうこと」を削り、同条を同条第十一号とする。

第五条から第七条までを削り、第八条を第五条とする。

第九条第一項中「の機関として、沖繩島那覇に」と、特別の機関として」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「第四条第三号」を「第四条第一号」に改め、同条第六号中「を行なうこと」を削り、同条第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第六条とする。

3 沖繩事務局は、沖繩島那覇に置く。

第十条を第七条とし、第十一条を第八条とする。

(旅券法の特例に関する法律の一部改正)

第五十六条 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条に定める」を「第六条に定める」に改める。

第二章 法務省関係

(法務省設置法の一部改正)

第五十七条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項に項番号を附する。

第二条第二号中「行刑」を「矯正」に改める。

第三条から第十一号までを次のように改める。

第三条 法務省の所掌事務は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 皇統譜副本の保管に關する事項
二 最高裁判所との連絡交渉に關する事項
三 司法試験に關する事項
四 沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に關する事項
五 司法制度に關する法令案の作成に關する事項
六 内外の法令並びに司法制度及び法務に關する資料の調査、収集、整備及び編纂に關する事項
七 法務に關する統計に關する事項
八 民事に關する訴訟に關する事項
九 行政に關する訴訟に關する事項
十 国籍、戸籍、登記、供託及び公証に關する事項
十一 司法書士及び土地家屋調査士に關する事項
十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第九條第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に關する事項
十三 民事に關する法令案の作成その他民事に關する事項
十四 檢察事務及び檢察庁に關する事項
十五 犯罪人の引渡しに關する事項
十六 犯罪捜査の科學的研究に關する事項
十七 司法警察職員の教養訓練に關する事項
十八 刑事に關する法令案の作成、犯罪の予防その他刑事に關する事項
十九 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他矯正に關する事項
二十 法廷等の秩序維持に關する法律(昭和二十七年法律第百八十六号)により監置に処せられた者に關する事項
二十一 恩赦に關する事項
二十二 仮出獄、仮出場及び仮退院に關する事項
二十三 不定期刑の終了及び退院に關する事項

- 二十四 保護観察に関する事項
- 二十五 保護司及び更生保護事業に関する事項
- 二十六 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- 二十七 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究所その他更生保護に関する事項
- 二十八 人権侵害事件の調査及び情報の収集に関する事項
- 二十九 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- 三十 人権擁護委員に関する事項
- 三十一 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項
- 三十二 出入国の管理に関する事項
- 三十三 本邦における外国人の在留に関する事項
- 三十四 外国人の登録に関する事項
- 三十五 刑事政策に関する総合的な調査研究並びに前条第十号に規定する研修、研究及び調査に関する事項
- 三十六 政令で定める文教研修施設における所掌事務に関する研修に関する事項
- 三十七 破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- 三十八 前各号に掲げるもののほか、他の機関に属しない法務に関する事項及び法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき法務省に属させられた事項
- 第四十条 法務省に、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）第一条第一項の規定による監獄として刑務所、少年刑務所及び拘留所を置く。
- 2 刑務所、少年刑務所及び拘留所の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 法務大臣は、必要と認めるときは、刑務所、少年刑務所及び拘留所の支所を置くこと

- ができる。
- 4 刑務所、少年刑務所及び拘留所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- 第五十条 法務省に、少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）第一条及び第十六条の規定による少年院及び少年鑑別所を置く。
- 2 少年院及び少年鑑別所の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。
- 4 少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- 第六十条 法務省に、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条の規定による婦人補導院を置く。
- 2 婦人補導院の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 法務大臣は、必要と認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
- 4 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。
- 第七十条 法務省に、出入国管理法（昭和四十六年法律第 号）の規定により退去を強制される者を一時収容する機関として、入国者収容所を置く。
- 2 入国者収容所の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 入国者収容所の内部組織は、法務省令で定める。
- 第八十条 法務省に、第三条第八号から第十二号まで及び第二十八号から第三十一号までの事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。
- 2 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域並びに法務局の組織は、政令で定める。

- る。
- 3 法務大臣は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
- 4 法務大臣は、必要と認めるときは、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。
- 5 地方法務局の組織並びに支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び組織は、法務省令で定める。
- 6 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第一項又は第四項の規定による事務を分掌するほか、他の法令によりその権限に属させられた事務をつかさどる。
- 第九条 法務省に、第三条第十九号及び第二十号の事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営管理を図るため、矯正管区を置く。
- 2 矯正管区の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。
- 第十条 法務省に、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四十二号）第十二条の事務をつかさどらせるため、地方更生保護委員会を置く。
- 2 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 前項に定めるもののほか、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。
- 第十一条 法務省に、犯罪者予防更生法第十八条の事務をつかさどらせるため、保護観察所を置く。
- 2 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支所を置くことができる。
- 4 保護観察所の組織並びに支所の名称、位置

- 及び組織は、法務省令で定める。
- 第十一条の二から第十一条の四までを削る。
- 第十二条を次のように改める。
- 第十二条 法務省に、第三十三号及び第三十三号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置く。
- 2 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
- 3 法務大臣は、必要と認めるときは、入国管理事務所の出張所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させることができる。
- 4 入国管理事務所の組織並びに出張所の名称、位置及び組織は、法務省令で定める。
- 第十三条の十二中「検察庁法」の下に（昭和二十二年法律第六十一号）を加え、同条を第十三条とする。
- 第十三条の十三を第十三条の二とし、第十三条の十四を第十三条の三とし、第十三条の十五を第十三条の四とし、第十三条の十六を第十三条の五とする。
- 別表一から別表十二までを削る。
- （公安審査委員会設置法の一部改正）
- 第五十八条 公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を第二号とし、第九号を第三号とする。
- 第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。
- （公安調査庁設置法の一部改正）
- 第五十九条 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。
- 目次中「第二章 内部部局（第五条―第九条）」
- 第二章 附属機関（第十条）
- を「第二章及び第三章 削除」に改める。

第三条の見出しを「(任務及び長)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公安調査庁の長は、公安調査庁長官とする。

第四条を次のように改める。

(所掌事務及び権限)

第四条 公安調査庁の所掌事務は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律(法律に基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 破壊的団体の規制に関する調査を行なうこと。

二 公安審査委員会に対し、破壊的団体に対する処分の請求を行なうこと。

三 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

四 前三号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき公安調査庁に属せられた事務

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章及び第三章 削除

第五條から第十條まで 削除

第十一條中「第八條及び第九條」を「第四條第一号」に改める。

第十二條を次のように改める。

(名称、位置、管轄区域及び組織)

第十二條 公安調査局及び地方公安調査事務所の名称、位置及び管轄区域並びに公安調査局の組織は、政令で定める。

2 公安調査庁長官は、政令で定めるところにより、公安調査局の長に、地方公安調査事務所の事務を指揮監督させることができる。

第十三條の見出しを削り、同条中「公安調査局及び」を削り、「内部組織」を「組織」に改める。

第十四條第一項中「長官及び次長の外」を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

(公証人法の一部改正)

第六十條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二中「公証人審査会」を「政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

第十五條第二項及び第八十一條第一項中「公証人審査会」を「第十三條ノ二ノ政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

(検察庁法の一部改正)

第六十一條 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「左の」を「次の」に、「副検事選考審査会」を「政令で定める審査会」に改め、同條第四項を削る。

第二十三條第四項中「内閣総理大臣の監督に属し」を「総理府に置かれるものとし」に、「以て」を「もつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第六十二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六條第七項中「懲戒機関」の下に「入国管理事務所の出張所」を加える。

(司法試験法の一部改正)

第六十三條 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第十六條中「法務大臣官房」を「法務省の本省」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第六十四條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條中「中央更生保護審査会(以下「審査会」といふ)は、左に」を「審査会は、次に」に改め、同條第二号中「行い」を「行ない」に改め、同條を同條第二項とし、同條に第一項として次のように加える。

法務省に、中央更生保護審査会(以下「審査会」といふ)を置く。

第十一條を次のように改める。

第十九條の見出し中「調査官」を削り、同條第一項中「法務省保護局に調査官を置き」を削り、同條第二項中「調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)

第六十五條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

「審査」といふを置く。

第十一條を次のように改める。

第十九條 削除

第十九條の見出し中「調査官」を削り、同條第一項中「法務省保護局に調査官を置き」を削り、同條第二項中「調査官は、犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究に従事し」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

(更生緊急保護法の一部改正)

第六十五條 更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「(審査会の意見の聴取)」に改め、同條中「左の」を「次の」に、「矯正保護審査会」を「政令で定める審査会」に改める。

第三章 外務省関係

(外務省設置法の一部改正)

第六十六條 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一條—第六條)

第二章 特別の機関

第一節 外務省大阪連絡事務所(第七條)

第二節 在外公館(第八條—第十四條)

第三章 職員(第十五條)

第四章 名譽總領事及び名譽領事(第十六條)

附則

第二章の章名及び同章第一節の節名並びに第五條を削る。

第四條各号列記以外の部分中「この法律」を「前條」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同條中第一号から第十一号までを削り、第十二号を第一号とし、第十三号から第二十号までを十一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号から第三十号までを十二号ずつ繰り上げ、第一章中同條を第五條とし、第三條の次に次の

一條を加える。

(外務省の所掌事務)

第四條 外務省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 条約書その他の外交文書を保管すること。

二 外交上の文書及び電信を接受し、及び発送すること。

三 外交官及び領事官の派遣及び接受その他の儀典に関すること。

四 外国人に対して栄典を授与すること及び外国勲章又は外国記章を日本人が受領することに關しあつせんを行なうこと。

五 総合的な外交政策の企画立案に関すること。

六 外国に關する調査を行なうこと。

七 國際情勢の総合的な分析及びこれに必要な情報収集に關すること。

八 外交史料を編纂すること。

九 海外における邦人の生命、身体及び財産の保護に關すること。

十 海外における邦人の身分關係事項に關すること。

十一 日本と外国にわたる身分關係事項その他の事實について日本及び外国の官公署が発給した文書の証明に關すること。

十二 旅券の発給その他海外渡航に關する必要な措置に關すること。

十三 査証に關すること。

十四 海外移住に關する事務處理のための企画立案に關すること。

十五 海外移住に關するあつせん、保護、促進その他必要な措置に關すること。

十六 海外移住に關する關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

十七 海外移住事業團及び海外技術協力事業團を監督すること。

十八 諸外国に關する外交政策の企画立案及

びその実施の総合調整に関すること。

十九 諸外国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

二十 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行なうこと。

二十一 邦人の引揚げに関すること。

二十二 在外公館等借入金審査確認事務を行なうこと。

二十三 通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。

二十四 国際経済機関との協力及び通商航海条約その他の通商経済上の協定に関すること。

二十五 国際経済事情の調査並びに国際経済に関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

二十六 経済協力に関する協定に関すること。

二十七 賠償に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。

二十八 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。

二十九 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

三十 国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。

三十一 第二十六号から前号までに掲げるもののほか、外交政策上の経済協力に関すること。

三十二 条約その他の国際約束の締結に関すること。

三十三 国際法及び渉外法律事項に関すること。

専門機関その他の国際機関に関すること。

三十六 原子力の平和的利用に関する国際協力に関すること。

三十七 国際会議への参加及び国際行政に関すること。

三十八 外交政策及び国際情勢の対内報道並びに外交政策及び国内情勢の対外報道に関すること。

三十九 国際情勢及び外交問題に関する国内における広報並びに日本事情及び外交政策に関する海外に対する広報に関すること。

四十 前二号に掲げる事務を行なうために必要な情報の収集及び研究に関すること。

四十一 文化交流を目的とする国際約束に関すること。

四十二 国際文化団体との協力に関すること。

四十三 日本文化の海外への紹介その他各国との文化交流に関すること。

四十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行なうこと。

四十五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき外務省に属せられた事務

第六号第四項から第九項までを削る。

第七号から第十三号までを削る。

第十四号から第十五号までを削り、第十六号中第五項を第六項とし、第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

外務省に、外務省大阪連絡事務所を置く。

第十六号を第七号とし、同条の前に次の章名及び節名を附する。

第二十二号第一項中「外務省の機関として」を「外務省に」に改め、同条を第八号とし、同条の前に次の節名を附する。

第二節 在外公館

第二十三号中「本省」を「外務省」に、「行い、且つ」を「行ない、かつ」に、「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第九号とし、第二十四号から第二十八号までを十四号ずつ繰り上げる。

第二十九号中「外務公務員法」の下に「(昭和二十七年法律第四十一号)を加え、第五章中同条を第十五号とし、第三十号を削り、同章を第三章とする。

第六号中第三十一号を第十六号とし、同章を第四章とする。

附則第三項中「第二十二号第二項に定めるものの外」を「第八号第二項に定めるもののほか」に改める。

(外務公務員法の一部改正)

第六十七号 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七号」を「第十六号の二」に改める。

第十五号中「外務省研修所」を「政令で定める文教研修施設」に改める。

第十七号第一項中「行われる」を「行なわれる」に、「外務人事審議会(以下「審議会」という。))」を「審議会」に改め、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(外務人事審議会)

第十六号の二 外務省に外務人事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、委員五人で組織する。

委員は、外務公務員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから三人を、外務大臣が任命する。

前各項に規定するもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第六十八号 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 本省

第一節 特別な職(第六条)

第二節 特別の機関(第七条—第九条)

第三節 地方支分部局(第十条—第十四条)

第三章 国税庁

第一節 総則(第十五条—第十八条)

第四節 特別の機関(第十九条)

第三節 地方支分部局(第二十—第二十二号)

第四章 職員(第二十二—第二十四条)

附則

第五号を削る。

第四号各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号を第二号とし、第十五号を第三号とし、同条第十五号の二中「の管理に關する」を「を管理する」に改め、同条を同条第四号とし、同条第十六号を第五号とし、第十七号を第六号とし、第十七号の二を第七号とし、第十七号の三を第八号とし、第十八号から第二十一号までを九号ずつ繰り上げ、同条第二

十二号中「(国税不服審判所以外の国税庁及び国税局の附属機関の職員を除く。以下同じ。)」を削り、「(行ない)」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第二十三号から第三十号までを九号ずつ繰り上げ、同条第三十一号中「(行ない)」を「(を行なう)」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第三十二号から第三十五号までを九号ずつ繰り上げ、同条第三十六号中「(保証契約に関する)」を「(保証契約をする)」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第三十七号から第四十号までを九号ずつ繰り上げ、第四十号の三を第三十三号とし、第四十号の四を第三十四号とし、第四十一号を第三十五号とし、第四十二号を第三十六号とし、第四十三号を第三十七号とし、第四十四号を第三十八号とし、第四十五号を第三十九号とし、第四十六号を第四十号とし、第四十七号を第四十一号とし、第四十八号を第四十二号とし、第四十九号を第四十三号とし、第五十号を第四十四号とし、第一章中同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 所管行政に関する調査、統計の作成及び資料の収集並びに印刷物の頒布及び刊行を行なうこと。
- 二 国税収納金整理資金を管理すること。
- 三 収入印紙等の出納及び保管をすること。
- 四 専売制度の調査、企画及び立案をし、日本専売公社及び専売共済組合を監督すること。
- 五 専売品(アルコール及びあへんを除く。)の価格の決定に関すること。
- 六 国の予算、決算及び会計に関する制度の調査、企画及び立案並びに統一に関すること。
- 七 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

- 八 国の予算及び決算の作成に関すること。
- 九 国の予備費の管理に関すること。
- 十 経済基盤強化資金の管理に関すること。
- 十一 各省各庁の歳出予算の翌年度繰越使用を承認すること。
- 十二 各省各庁の繰越明許費に関し、翌年度にわたつて支出すべき債務の負担を承認すること。
- 十三 各省各庁の会計年度開始前の資金の交付を承認すること。
- 十四 各省各庁の歳出予算の経費の金額の移用又は流用を承認すること。
- 十五 各省各庁の支出負担行為の実施計画及び支払の計画の承認に関すること。
- 十六 各省各庁の支出負担行為の認証に関すること。
- 十七 各省各庁の売買、貸借、請負その他の契約の指名競争及び随意契約並びに前金払及び概算払を承認すること。
- 十八 各省各庁の出納官吏及び出納員を監督すること。
- 十九 国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること。
- 二十 国の会計事務職員研修に関すること。
- 二十一 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。
- 二十二 物品の管理に関する事務の総括に関すること。
- 二十三 国の債権の管理に関する事務の総括に関すること。
- 二十四 国の貸付金を管理すること。
- 二十五 国家公務員等の旅費その他実費弁償の制度を管理すること。
- 二十六 国家公務員等の共済組合に関する制度を管理すること。
- 二十七 地方公共団体の歳出に関すること。
- 二十八 租税(関税、とん税及び特別とん税

- を除く。以下この号において同じ。)に関する制度(外国との租税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。
- 二十九 租税収入の見積り及び決算の調査を行なうこと。
 - 三十 税理士に関する制度の調査、企画及び立案をすること。
 - 三十一 酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をすること。
 - 三十二 地方公共団体の歳入に関すること。
 - 三十三 内国税の賦課徴収に関すること。
 - 三十四 酒類等の生産及び販売を管理すること。
 - 三十五 酒類等の製造業及び販賣業の免許並びにこれらを営む者並びに酒類業組合、その連合会及びその中央会の監督に関すること。
 - 三十六 酒類その他間接国税課税物件の分析及び鑑定並びに醸造の試験、講習及び指導を行なうこと。
 - 三十七 酒類の価格の決定に関すること。
 - 三十八 価格差益及び物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二十條に規定する割増金の徴収に関すること。
 - 三十九 国税庁の所屬職員(国税庁及び国税局の審議会等及び施設等機関の職員を除く。以下同じ。)についてその職務上必要な監察を行ない、法令の定めるところに従い、第二十四条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行ない、必要な措置をとること。
 - 四十 印紙を発行し、その模造の取締りを行なうこと。
 - 四十一 税理士、税理士会及び日本税理士会連合会の監督に関すること。
 - 四十二 関税、とん税、特別とん税その他税関行政に関する制度(外国との関税に関する協定を含む。)の調査、企画及び立案をすること。

- 四十三 関税、とん税及び特別とん税の賦課徴収に関すること。
- 四十四 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- 四十五 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場及び保税展示場に関すること。
- 四十六 通関業の許可、通関業者の監督及び通関士試験に関すること。
- 四十七 税関統計を作成すること。
- 四十八 国庫収支の調整、財政と金融との調整その他国内資金運用の総合調整及び国内金融と国際金融との調整を図ること。
- 四十九 国庫制度、国債制度、通貨制度及び国有財産制度の調査、企画及び立案をすること。
- 五十 国庫金の出納、管理及び運用に関すること。
- 五十一 国の保管金及び国が保管する有価証券を管理すること。
- 五十二 国債の発行、償還及び利払に関すること。
- 五十三 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
- 五十四 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 五十五 地方債に関すること。
- 五十六 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締りを行なうこと。
- 五十七 日本銀行券の製造発行計画を樹立すること。
- 五十八 紙幣類似証券の取締りを行なうこと。
- 五十九 資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
- 六十 産業資金の需給を調整すること。

六十一 政府契約に基づく支払の遅延防止に
関し、報告の徴取、実地監査及び指示を行
なうこと。
六十二 平和回復に伴い処理を要する在外資
金、渉外債権その他の在外資産に関する財
務を管理すること。
六十三 在外公館等借入金の返済に関するこ
と。
六十四 固有財産の管理及び処分を統一し、
必要な調整を行なうこと。
六十五 固有財産の増減、現在額及び現状を
明らかにすること。
六十六 普通財産の管理及び処分に関するこ
と。
六十七 国の出資を行ない、これを管理する
こと。
六十八 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍
については、その設置並びに維持及び管
理）に関する並びに国家公務員の宿舍
の設置並びに維持及び管理に関する事務の
総括に関すること。
六十九 特定固有財産整備計画による特定の
固有財産の取得及び処分に関すること。
七十 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社
に関すること。
七十一 連合国財産（運輸省の所掌に属する
ものを除く）の返還、接収資金属等の処理
その他戦後の特殊財産の処理に関するこ
と。
七十二 外国政府による不動産に関する権利
の取得のための手続に関すること。
七十三 日本万国博覧会記念協会に関するこ
と。
七十四 証券取引制度の調査、企画及び立案
をすること。
七十五 証券取引所の設立の免許及び監督に
関すること。
七十六 証券業を営む者、証券金融会社及び

証券投資信託の委託会社の免許及び監督に
関すること。
七十七 証券業協会及び証券業協会連合会の
登録及び監督に関すること。
七十八 有価証券の発行又は公開買付けに關
する届出書及び有価証券に関する報告書に
ついての審査及び処分に関すること。
七十九 企業会計の基準の設定に関するこ
と。
八十 企業資本その他企業の財務に関するこ
と。
八十一 公認会計士、会計士補、監査法人及
び日本公認会計士協会の監督に関するこ
と。
八十二 社債等の登録に関すること。
八十三 商品券の取締りを行なうこと。
八十四 金融制度の調査、企画及び立案をす
ること。
八十五 日本銀行を監督すること。
八十六 農林中央金庫、商工組合中央金庫、
国民金融公庫、住宅金融公庫、日本輸出入
銀行、日本開発銀行、農林漁業金融公庫、
中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、
公営企業金融公庫、中小企業信用保険公
庫、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫を
監督すること。
八十七 預金保険機構の監督に関すること。
八十八 産業労働者住宅資金の融通及び住宅
融資保険に関すること。
八十九 銀行業、相互銀行業、信託業及び無
尽業の免許並びにこれらを営む者の監督に
関すること。
九十 生命保険業及び損害保険業の免許並び
にこれらを営む者の監督に関すること。
九十一 地震再保険事業に関すること。
九十二 自動車損害賠償責任共済に関するこ
と。
九十三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金

庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、信
用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協
同組合、水産業協同組合、信用保証協会、
農業信用基金協会、農業信用保険協会、開
拓融資保証協会、漁業信用基金協会その他
金融業務を営む者を監督すること。
九十四 日本銀行券の発行限度を決定し、そ
の限外発行を許可すること。
九十五 日本銀行の行なう準備率の設定、交
更又は廃止を認可すること。
九十六 金融機関の資金の運用を規制し、こ
れを監督すること。
九十七 金融機関の金利を調整すること。
九十八 国民貯蓄計画を樹立し、国民貯蓄を
奨励すること。
九十九 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成
政策基本方針の策定に関すること。
百 貸金業の実態の調査及び預り金となるべ
き金銭の受入れについての情報の収集に關
すること。
百一 国際金融及び外国為替に関する制度
（外国との国際金融及び外国為替に関する
協定を含む）の調査、企画及び立案をする
こと。
百二 国際収支の調整を図ること。
百三 外国為替資金の管理及び運営その他外
貨資金の管理に関すること。
百四 外国為替相場決定及び維持に関するこ
と。
百五 対外取引を行なう通貨その他の対外決
済条件の決定に関すること。
百六 所掌事務に係る外国為替の取引を管理
し、及び金の輸出入を規制すること。
百七 金の買取り又は売渡しの基本方針に關
すること。
百八 金地金の政府買入価格の決定に關する
こと。
百九 外国為替の損失補償に関すること。

百十 外国為替業務で銀行の営むもの及び両
替業務を認可し、これらの業務を営む者を
監督すること。
百十一 国際通貨基金、国際復興開発銀行、
国際金融公社、国際開発協会及びアジア開
発銀行に関すること。
百十二 外国投資家の技術援助及び事業活動
並びに株式その他の財産の取得の管理及び
調整をすること。
百十三 外国政府の不動産に関する権利の取
得の審査を行なうこと。
百十四 本邦からの海外投融資に関する事務
を管理すること。
百十五 平和回復に伴い処理を要する賠償を
の他の渉外負債に関する財務を管理するこ
と。
百十六 外国為替及び国際収支に関する統計
を作成すること。
百十七 第六号、第一百十二号及び第百十四
号に掲げる事務に關し、外国為替及び外国
貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十
八号）の適用を受ける取引を業とする者を
検査すること。
百十八 貨幣、章はい、規章、極印、合金及
び金屬工芸品を製造し、並びに旧貨幣を銷
つぶすこと。
百十九 貴金屬の精製及び品位の証明並びに
地金及び錠物の分析及び試験を行なうこと。
百二十 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵
便切手、郵便はがきその他証券類及び印刷
物を製造すること。
百二十一 官報、法令全書、広報宣伝資料等
の政府刊行物を編集し、製造し、及び発行
すること。
百二十二 前二号の業務上必要な用紙を製造
すること。
百二十三 すき入紙の製造の取締りに關する
こと。

百二十四 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行なうこと。

百二十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき、大蔵省に属せられた事務

「第一節 内部部局」を「第一節 特別な職に改める。

第六条の見出しを（財務官）に改め、同条第二項中「第四条第三十二号」を「第五條第二十三号」に、「行」を「行なう」に改め、同条第三項から第八項までを削る。

第七條から第十三條までを削る。

「第二節 附屬機關」を「第二節 特別な機關」に改める。

第十四條の見出しを（特別な機關）に改め、同条中「附屬機關として」を削り、「左の」を「次の」に改め、

「税関研修所
財務研修所
会計事務職員研修所
関税中央分析所」

を削り、

第二章第二節中同条を第七條とする。

第十五條第一項中「行」を「行なう」に、「左の」を「第四條第百十八号及び第百十九号に掲げる」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四條第一号から第十二号まで、第五十四号及び第五十五号」を「第五條第四十八号及び第四十九号」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削り、同条を第八條とする。

5 造幣局には、部及び支局を置くことができる。

6 前項の部及び支局の設置及び所掌事務の範囲その他造幣局の組織は、政令で定める。

第十六條第一項中「行」を「行なう」に、「左の」を「第四條第百二十号から第百二十三号までに掲げる」に改め、各号を削り、同条第二項中「第四條第一号から第十二号まで及び第五十六号から第五十八号まで」を「第五條第五十号から第五十二号まで」に改め、同条第五項及び第

六項を次のように改め、同条第七項及び第八項を削り、同条を第九條とする。

5 印刷局には、部及び工場を置くことができる。

6 前項の部及び工場の設置及び所掌事務の範囲その他印刷局の組織は、政令で定める。

第十六條の二から第十七條までを削り、第二章第三節中第十八條を第十條とする。

「第一款 財務局」を削る。

第十九條の見出しを（財務局）に改め、同条中「本省を大蔵省」に、「第九條第一号から第四号まで及び第九條の二各号」を「第四條第二十八号から第三十一号まで、第三十三号から第四十七号まで及び第百十八号から第百二十四号まで」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一條とする。

2 財務局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第二十二條から第二十一條の二までを削る。

第二十二條第三項中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第十二條とする。

「第二款 税関」を削る。

第二十三條の見出しを（税関）に改め、同条中「本省を大蔵省」に、「第九條の二各号に掲げるもの並びに第十三條第五号、第八号及び第十三号」を「第四條第四十二号から第四十七号まで、第百六号、第百十号及び第百十六号」に、「左の」を「次の」に、「取締を行」を「取締りを行なう」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十三條とする。

2 税関の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第二十四條から第二十五條の二までを削る。

第二十六條の見出し中「支署」を「税関の支署」に改め、同条第二項中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第十四條とする。

条を加える。

（所掌事務）
第十七條 国税庁は、第四條第一号、第三十三号から第四十一号まで、第百二十四号及び第百二十五号に掲げる事務をつかさどる。

第二十九條中「その」を「前条に規定する」に、「第四條第一号から第十二号まで、第二十号から第二十三号まで及び第四十二号（酒類に係る場合に限る。）」を「第五條第十一号から第十四号まで、第三十七号（酒類に係る場合に限る。）及び第五十三号」に改め、同条を第十八條とする。

第三章第二節を次のように改める。

第二節 特別な機關
（国税不服審判所）
第十九條 国税庁に、国税不服審判所を置く。

2 国税不服審判所の組織、所掌事務及び権限は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の定めるところによる。

第三章第三節を削る。

第三章第四節を同章第三節とし、第四十二條の見出しを（国税局）に改め、同条に次の一項を加え、同節中同条を第二十條とする。

3 国税局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第四十三條から第四十六條までを削る。

第四十七條第三項中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第二十一條とする。

第四章中第四十八條を第二十二條とし、同条の次に次の二條を加える。
（国税庁監察官）
第二十三條 第四條第三十九号に掲げる事務を行なわせるため、国税庁に国税庁監察官百二十人以内を置く。
2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。
3 国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行なつてはならない。

（国税庁監察官の行なう捜査）
第二十四條 国税庁監察官は、次に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする。

一 国税庁の所屬職員がしたその職務に関する犯罪

二 国税庁の所屬職員がその職務を行なう際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯
四 国税庁の所屬職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項ただし書の規定は、刑事訴訟法第二百三十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第百九十三條、第百九十四條、第百九十六條、第百九十八條第一項、第二百二十一條、第二百二十二條第一項（第二百二十一條に関する部分に限る。）、第二百二十三條第一項、第二百二十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項（領置に関する部分に限る。）、及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」とあり、又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察官」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府県公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に関し、互いに協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

第四十一条 削除

して」を「大蔵省に」に改める。

を「学生、生徒」に改め、同号を同項第十九号

興に關し、企画し、及び援助と助言を与之

こと。

十一 初等中等教育のための補助に關すること。

十二 初等中等教育の基準の設定に關すること。

十三 学校における産業教育の振興のための事務に關して連絡調整すること。

十四 高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の行なう通信教育に關し、援助と助言を与えること。

十五 高等学校の通信制の課程のうち学校教育法第四十五条第三項に規定するものに係る認可についての承認に關すること。

十六 初等中等教育における職業指導に關し、援助と助言を与えること。

十七 初等中等教育に關する教材、教具等の解説目録及び教材に關する資料を作成し、及び利用に供すること。

十八 次のような方法によつて、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

十九 教科用圖書の検定に關すること。

二十 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用圖書の発行者の指定に關すること。

二十一 義務教育諸学校において使用する教科用圖書の購入、無償給付及び給与に關すること。

二十二 初等中等教育用教科書の発行の指示

等初等中等教育において用いる教科用圖書その他の教授上用いられる圖書の発行に關すること。

二十三 文部省が著作の名義を有する出版物の著作権を管理すること。

二十四 大学及び高等専門学校、設置、廃止、設置者の変更等の認可を行なうこと。

二十五 国立学校（国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第二条第一項に規定する国立学校をいう。以下同じ。）に關すること。

二十六 大学教育及び高等専門学校教育並びに學術の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

二十七 大学教育及び高等専門学校教育のための補助に關すること。

二十八 大学教育及び高等専門学校教育の基準の設定に關すること。

二十九 大学の行なう通信教育に關し、援助と助言を与えること。

三十 教育職員の免許、養成及び大学において行なう現職教育並びに研究者の養成に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

三十一 学生及び生徒の奨学について企画し、並びに学生及び生徒の奨学、厚生及び補助に關し、援助と助言を与えること。

三十二 日本學術會議その他の學術団体との連絡に關すること。

三十三 政令で定める研究施設において教育、學術又は文化に關する研究を行なうこと。

三十四 研究機關及び研究者に対する學術の振興のための補助に關すること。

三十五 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学及び高等専門学校教授の国際交換のための候補者の選考に關すること。

三十六 外国人留學生の教育に關し、援助と助言を与えること。

三十七 外国人留學生の受入れの連絡及び海外への留學生の派遣に關すること。

三十八 研究事業に關する目録を作成し、及び利用に供すること。

三十九 學術に關する情報資料を収集し、及び保存し、並びに教育機關及び研究機關に對し、これらの情報を提供する等の便宜を与えること。

四十 大学、高等専門学校及び研究機關の研究結果の頒布を援助すること。

四十一 史料館を管理し、及び運営すること。

四十二 次のような方法によつて、大学教育及び高等専門学校教育並びに學術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 大学教育及び高等専門学校教育並びに學術に關する研究集会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

四十三 社会教育の振興に關し、企画し、及び援助と助言を与えること。

四十四 社会教育のための補助に關すること。

四十五 社会教育に關する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

四十六 社会教育としての通信教育に關し、援助と助言を与えること。

四十七 社会教育に關する施設において青少年の団体宿泊訓練を行なうこと。

こと。

イ 情報資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

ロ 社会教育に關する研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

四十九 視聽覚教育に關し、連絡調整すること。

五十 次の掲げる事項に關し、企画し、並びに指導、助言及び援助を与えること。

イ 体育（スポーツを含む。以下この条において同じ。）の振興

ロ 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下この条において同じ。）及び学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下この条において同じ。）の向上

ハ 学校給食の普及充実

ニ 災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒等の負傷その他の災害に關する共済給付をいう。以下この条において同じ。）の普及充実

五十一 体育、学校における保健管理、学校安全、学校給食及び災害共済給付のための補助に關すること。

五十二 学校における体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付の基準の設定に關すること。

五十三 國際的又は全国的な規模において行なわれるスポーツ事業に關し、連絡し、及び援助すること。

五十四 次のような方法によつて、体育、学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付のあらゆる面について、体育指導者、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書及び教材、教具等の解説目録その他の出版物等を作成し、及び

利用に供すること。

ロ 研究集会、講習会、展示会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

五十五 文部大臣がその所轄庁である学校法人について認可及び認定を行なうこと。

五十六 私立学校に関する行政の制度について企画し、並びにこれらの行政の組織及び一般の運営に関し、指導、助言及び勧告を与えること。

五十七 文部大臣がその所轄庁である学校法人の経営に関し、調査し、及び指導と助言を与えること。

五十八 私立学校教育振興のための学校法人等の助成に関すること。

五十九 文部省共済組合及び公立学校共済組合に関すること。

六十 地方公務員たる教育関係職員の福利厚生に関し、援助と助言を与えること。

六十一 教育、学術、文化又は宗教に係る国際的に供給の不足する物資の割当て及び教育、学術、文化又は宗教の直接の用に供する物資の確保についてのあつせんに関すること。

六十二 教育用品に関し、基準を設定し、及び解説目録を作成すること。

六十三 学校施設の基準の設定に関すること。

六十四 学校環境の整備、学校施設の確保等について連絡調整すること。

六十五 所掌事務に係る防災に関する事務について連絡調整すること。

六十六 公立の文教施設の整備に関し、指導と助言を与えること。

六十七 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。

六十八 国立の文教施設の整備に関する予算案の準備及び国立学校の施設の整備に関すること。

六十九 教育、学術、文化又は宗教に関する法人（国際文化交流に関するものを含み、学校法人及び宗教法人を除く。）の設立の認可に関すること。

七十 地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関等に対し、所掌事務に係る専門的、技術的な指導と助言を与えること。

七十一 所掌事務に関し、国内における国際協力に関する事務を行ない、及び国際的活動について連絡調整すること。

七十二 所掌事務に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めに交渉し、及び締結すること。

七十三 教育、学術又は文化に係る国際文化交流の企画に関すること。

七十四 文化（文化財保護法に規定する文化財に係る事項を除く。以下この条及び第十二条第一項において同じ。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

七十五 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

七十六 国語の改善及びその普及に関すること。

七十七 著作権、出版権及び著作隣接権の登録その他の著作権の権利、出版権及び著作隣接権に関する事務を行なうこと。

七十八 文化の振興及び普及のための補助に関すること。

七十九 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

八十 文化に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

八十一 文化に関する団体との連絡に関すること。

八十二 宗教法人の規則等の認証を行なうこと。

八十三 宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。

八十四 文化財（文化財保護法に規定する文化財をいう。以下同じ。）の保存及び活用に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

八十五 文化財の指定に関すること。

八十六 文化財の管理、修理及び復旧に関すること。

八十七 現状変更の制限その他文化財の保護のための規制に関すること。

八十八 文化財の公開その他文化財の活用に関すること。

八十九 文化財に関する調査に関すること。

九十 文化財の保存及び活用のための補助に関すること。

九十一 文化財に関する展示会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

九十二 文化財に関する資料を収集し、作成し、及び利用に供すること。

九十三 政令で定める文化施設において文化又は文化財に関する重要な資料を収集し、保管し、及び公衆に供覧し、並びにこれらに関する調査研究を行なうこと。

九十四 政令で定める研修施設において教育関係職員又は社会教育関係者に対し教育に関する専門的、技術的な研修を行なうこと。

九十五 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づき命令を含む。）に基づき文部省に属させられた事務

第七條及び第八條を次のように改める。
（中央教育審議会）

第七條 本省に中央教育審議会を置く。
2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に応じ

て教育、学術又は文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育、学術又は文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。

6 この条に定めるもののほか、中央教育審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

（国立学校）
第八條 本省に国立学校を置く。

2 国立学校については、国立学校設置法の定めるところによる。

第九條から第十三條まで、第二章第二節の節名及び第十四條から第十六條までを削る。

第十七條中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第九條とする。

本省に特別の機関として日本ユネスコ国内委員会を置く。

第十八條から第二十三條までを削る。

第二十四條を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十條とする。

本省に特別の機関として日本学士院を置く。

第二十五條から第二十七條までを削る。

第三章第一節の節名を削る。

第三章中第二十八條を第十一條とする。

第二十九條を第十二條とし、同条の次に次の二條を加える。

(所掌事務)

第十三条 文化庁は、第五条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第九号、第三十三号及び第六十五号から第九十五号までに掲げる事務をつかさどる。

(権限)

第十四条 文化庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第六条第一項第一号、第五号、第八号から第十一号まで及び第十四号から第二十六号までに掲げる権限を行使する。

第三十条、第三章第二節、第三章第三節の節名及び第三十六号から第四十一号までを削る。

第四十二条第四項中「日本芸術院の内部組織」を「この条に定めるもののほか、日本芸術院の組織」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十五条とする。

文化庁に特別の機関として日本芸術院を置く。

第四十三条を削る。

第四十四条中「文部省」を「前項に規定するもののほか、文部省」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、第四章中同条を第十六条とする。

文化庁に置かれる審議会等で政令で定めるものの委員及び施設等機関の長は、文化庁長官の申出により、文部大臣が任命する。

附則第五項中「第八条第九号」を「第五条第十四号」に改める。

附則第六項中「初等中等教育局及び体育局」を「文部省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの」に、「初等中等教育局」を「これらの局のうち文部大臣の指定するもの」に改める。

附則第七項及び第八項中「初等中等教育局を」文部省の内部部局として置かれる局で政令で定めるもの」に改める。

附則第九項及び第十項を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

第八十一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の二 高エネルギー物理学研究所(第九号)」を「第三章の二 国立養護教諭養成所(第九号)」に改める。

第三章の三 高エネルギー物理学研究所(第九号)を「第三章の二 国立養護教諭養成所(第九号)」に改める。

第二条第一項中「第九条第一項」を「第八条の二第二項に定める国立養護教諭養成所及び第九条第一項」に改める。

第三条の二第二項を次のように改める。

政令で定める国立大学に、大学院を置く。

第四条第一項中「国立大学に、次の表に掲げるとおり」を「政令で定める国立大学に」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「前項に掲げる研究所のほか」を「第一項の国立大学に附置する研究所のほか」に改め、同条に「利用させるため、国立大学に、次の表に掲げるとおり、研究所を附置する」を「利用させるものとする」に改め、同項の表を削り、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の国立大学に附置する研究所の名称、位置及び目的は、政令で定める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 国立養護教諭養成所

(名称及び位置等)

第八条の二 国立大学に、養護教諭の養成を行なう教育施設として、次の表に掲げるとおり、国立養護教諭養成所(以下「養成所」という。)を附置する。

養成所の名称	位置	上欄の養成所を附置する国立大学の名称
北海道教育大学養護教諭養成所	北海道	北海道教育大学
弘前大学養護教諭養成所	青森県	弘前大学
茨城大学養護教諭養成所	茨城県	茨城大学
千葉大学養護教諭養成所	千葉県	千葉大学
愛知教育大学養護教諭養成所	愛知県	愛知教育大学
大阪教育大学養護教諭養成所	大阪府	大阪教育大学
岡山大学養護教諭養成所	岡山県	岡山大学
徳島大学養護教諭養成所	徳島県	徳島大学
熊本大学養護教諭養成所	熊本県	熊本大学

2 養成所の修業年限は、三年とする。

3 養成所に入学者となる者は、学校教育法第五十六条第一項に規定する者とする。

4 養成所を卒業した者は、文部省令で定めるところにより、大学に編入学することができる。

第十二条中「学長」の下に「とし、養成所にあつては当該養成所が附置される国立大学の学長とする」を加え、同条に次の一項を加える。

2 養成所が附置される国立大学の学長は、養護教諭(小学校、中学校、高等学校、養護学校及び養護学校の養護教諭に限る。以下この項において同じ。)の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができる。

また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に養護教諭となり、かつ、引き続き政令で定める期間養護教諭として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授

業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

附則に次の一項を加える。

11 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和四十六年法律第 号。以下この項において「整理法」という。)の施行の際現に存する従前の規定による国立養護教諭養成所は、この法律及び他の法令の規定の適用については、整理法第八十一条の規定による改正後の国立学校設置法の規定により設置された養成所とみなす。

(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)

第八十二条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「著作権審議会ニ諮問」を「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第七十一条ニ定ムル審議会ニ諮問」に、「著作権審議会ニ

之ヲ」を「当該審議会ニ之ヲ」に改める。
(学校教育法の一部改正)

第八十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一項を加える。

第一項の検定の申請に係る教科用図書に關し調査審議させるための審議会については、政令で定める。

第六十条第一項中「大学設置審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第二項を削る。

第六十八条第二項中「大学設置審議会」を「第六十条に規定する審議会」に改める。

第七十条の七第一項中「高等専門学校審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第二項を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)

第八十四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「行」を「行なう」に、「文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)第十四条及び第三十六條第一項に掲げる機関(日本芸術院を除く。）」を「文部省に置かれる研究施設、文化施設及び研修施設で政令で定めるもの」に改め、「昭和二十四年法律第五十号」の下に「第八條の二第一項に規定する国立養護教諭養成所及び同法を加え、「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立養護教諭養成所の所長、教授、助教授及び助手」を削る。

(教育職員免許法の一部改正)

第八十五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條の三「国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による」「国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第八條の二第一項に定める」に改める。

別表第一備考一の二「教育職員養成審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第八十六条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十五条第一項中「者」と「者」とに改める。

附則第三項及び第四項を削る。

(社会教育法の一部改正)

第八十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「審議会等への諮問」に改め、同条中「社会教育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第五十一条第三項中「社会教育審議会」を「第十三条に規定する審議会」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第八十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「審議会に対する諮問」に改め、同条第二項中「第六十条第一項」を「第六十条」に、「大学設置審議会」を「同条に規定する審議会」に、「行」を「行なう」に改め、同条第三項中「第七十条の七第一項の高等専門学校審議会(以下高等専門学校審議会という。）」を「第七十条の七に規定する審議会」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「高等専門学校審議会」を「学校教育法第七十条の七に規定する審議会」に改める。

第五十九条第七項中「又は高等専門学校審議会」を「又は学校教育法第七十条の七に規定する審議会」に、「私立学校審議会、私立大学審議会若しくは高等専門学校審議会」を「これらの審議会」に改め、同条第十一項中「大学設置審議会」を「学校教育法第六十条に規定する審議会」に改める。

める。

(宗教法人法の一部改正)

第八十九条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 削除

(産業教育振興法の一部改正)

第九十条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「行」を「行なう」に改める。

第十六条中「行」を「行なう」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「前条第一項に規定する審議会」に改める。

(ユネスコ活動に関する法律の一部改正)

第九十一条 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「文部省の機関」を「文部省に置かれる特別の機関」に改める。

第十八条第二項中「次長」を削り、同条第七項中「内部組織は、文部省令」を「組織は、政令」に改める。

(理科教育振興法の一部改正)

第九十二条 理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「左の」を「次の」に、「理科教育及び産業教育審議会」を「政令で定める審議会」に、「行」を「行なう」に改める。

(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第九十三条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「著作権審議会」を「著作権法第七十一条に規定する審議会」に改める。
(スポーツ振興法の一部改正)

第九十四条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保健体育審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第二十三条の見出しを「審議会への諮問等」に改め、同条中「保健体育審議会」を「第四条第二項に規定する審議会」に改め、「社会教育審議会又は社会教育委員の会議の」を削る。

(国立学校特別会計法の一部改正)

第九十五条 国立学校特別会計法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)第二条第一項に規定する国立養護教諭養成所」を削る。

(著作権法の一部改正)

第九十六条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の見出しを「審議会への諮問」に改め、同条中「著作権審議会」を「政令で定める審議会」に定める。

(国立国語研究所設置法等の廃止)

第九十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国立国語研究所設置法(昭和二十三年法律第二百五十四号)

二 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)

第六章 厚生省関係
(厚生省設置法の一部改正)

第九十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条～第五条)
第二章 本省(第六条～第七条)
第三章 社会保険庁(第八条～第十一条)
第四章 職員(第十二条)
附則

第四条第一項第三号中「社会事業」を「社会福祉事業」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

七 戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理

第四条の次に次の一条を加える。

(厚生省の所掌事務)

第四条の二 厚生省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 人口問題に関する調査研究を行なうこと。

二 所管行政に関する国際協力に関すること。

三 所管行政に関する調査一般に関すること。

四 人口動態統計その他厚生省の所管行政に必要な統計について、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編纂を行なうこと。

五 国民の健康増進及び資質の向上に関し、企画し、及び実施すること。

六 国民厚生運動の普及発達を図ること。

七 保健所の設置及び運営を指導監督すること。

八 伝染病、精神障害、地方病その他特殊の疾病について伝ば及び発生の防止、予防治療施設の拡充等予防業務の指導監督を行なうこと。

九 疾病予防の試験、検査及び研究を指導すること。

十 港及び飛行場における検疫に関すること。

十一 栄養士の身分及び業務について、監督を行なうこと。

十二 衛生教育及び公衆衛生従事者の再教育に関すること。

十三 公衆衛生技術者の養成及び訓練を行な

うこと。

十四 精神衛生、栄養、予防衛生その他公衆衛生に関する試験検査、調査研究等を行なうこと。

十五 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)、栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)、原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)、公衆衛生修学資金貸与法(昭和三十三年法律第六十五号)、調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)を施行すること。

十六 第五号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関すること。

十七 興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

十八 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

十九 墓地、埋葬、火葬等に関すること。

二十 水道に関すること。

二十一 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

二十二 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締りを行なうこと。

二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)を施行すること。(環境庁の所掌に属するものを除く。)

二十四 清掃(ねずみ、こん虫等の駆除を含む。)に関すること。

二十五 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。

二十六 食品衛生に関する試験検査、調査研究等を行なうこと。

二十七 旅館業法(昭和二十三年法律第百三

十八号)、へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)、と畜場法(昭和二十八年法律第百四十四号)、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)及び製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)を施行すること。

二十八 第十七号から前号までに掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に関すること。

二十九 医療の普及及び向上を図ること。

三十 医療の指導及び監督を行なうこと。

三十一 国立病院及び国立療養所に関すること。

三十二 医療機関の整備改善を図ること。

三十三 医療機関の経営管理に関する調査及び指導に関すること。

三十四 日本医療団の清算の指導を行なうこと。

三十五 医師及び歯科医師の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。

三十六 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士その他医療関係者の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。

三十七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。

三十八 病院管理に関し、調査研究及び研修を行なうこと。

三十九 らいの予防及び治療に関する調査研究を行なうこと。

四十 角膜移植に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)を施行すること。

四十一 医薬品、医薬部外品、医療用具その

他衛生用品の生産配給、販売等に関する業務の指導、奨励、監督及び調整を行なうこと。

四十二 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者及び輸入販売業者に関すること。

四十三 不良又は不正表示の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の取締りを行なうこと。

四十四 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の試験、検査及び研究を指導すること。

四十五 生物学的製剤、抗菌性物質製剤及び特定の医薬品の検定に関すること。

四十六 覚せい剤及び覚せい剤原料の取締り及び処分を行なうこと。

四十七 毒物及び劇物の取締りを行なうこと。

四十八 麻薬及び大麻に関するすべての活動を取り締り、監督し、及びこれらの物件の処分を行なうこと。

四十九 あへんの収納及び充渡しを行ない、並びにあへんに関する取締りを行なうこと。

五十 薬剤師の身分及び業務について、指導監督を行なうこと。

五十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、毒物、劇物等の試験及び検査その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行なうこと。

五十二 第四十一号から前号までに掲げるもののほか、薬事、麻薬及び大麻の取締りに関する法律並びに採血及び供血あつせん業取締法(昭和三十一年法律第百六十号)を施行すること。

五十三 社会福祉事業の助長及び監督を行なうこと。

五十四 社会福祉事業の調査研究を行なうこと。

五十五 民生委員の指導及び監督を行なうこと。

五十六 社会福祉事業関係職員の教養訓練を行なうこと。

五十七 生活困窮者その他保護を要する者に對して必要な保護を行なうこと。

五十八 身体障害者の保護更生事業を実施し、その助長及び監督を行なうこと。

五十九 消費生活協同組合の助長及び監督を行なうこと。

六十 公益質屋その他社会福利施設の助長及び監督を行なうこと。

六十一 災害者の応急救助を行なうこと。

六十二 災害者の救助及び保護を要する者の保護に必要な物資に關すること。

六十三 消費生活協同組合資金の貸付に關する法律（昭和二十八年法律第十三号）、社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）及び老人福祉法（昭和三十三年法律第三十三号）を施行すること。

六十四 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に關すること。

六十五 児童及び妊産婦その他母性の保健の向上を圖ること。

六十六 妊産婦及び乳幼児に特殊な疾病の予防及び療養の改善を圖ること。

六十七 児童の福祉のための文化の向上を圖ること。

六十八 児童の保育、養護、教護その他児童の保護を圖ること。

六十九 福祉に欠ける母子及び寡婦の福祉を圖ること。

七十 児童の不良化を防止すること。

七十一 児童の心身の育成発達を指導すること。

七十二 児童福祉司及び児童委員を指導すること。

七十三 里親を指導すること。

七十四 児童相談所、児童福祉施設及び児童福祉施設の職員を養成する施設の設備及び運営につき、指導監督すること。

七十五 児童相談所及び児童福祉施設の職員を養成し、及び指導すること。

七十六 心身障害者扶養保険事業に關し、心身障害者扶養共済制度の助長を行なうこと。

七十七 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第三十八号）、特別児童扶養手当法（昭和三十三年法律第三十四号）及び児童手当法（昭和四十六年法律第

七十八 第六十五号から前号までに掲げるもののほか、児童、児童のある家庭、妊産婦その他母性及び精神薄弱者の福祉を圖ること。

七十九 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険に關し、企画及び立案を行なうこと。

八十 医療保険制度の調整を圖ること。

八十一 医療保険制度の向上に關し、調査研究を行なうこと。

八十二 社会保険診療報酬に關する事務を行なうこと。

八十三 医療保険の医療に關する指導及び監督に關すること。

八十四 健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び国民健康保険の数理に關すること。

八十五 健康保険組合及び健康保険組合連合

会を指導監督すること。

八十六 船員災害防止協会を監督すること。

八十七 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会を指導監督すること。

八十八 厚生年金保険及び国民年金に關し、企画及び立案を行なうこと。

八十九 厚生省所管の年金制度の調整を圖ること。

九十 厚生省所管の年金制度の向上に關し、調査研究を行なうこと。

九十一 厚生年金保険及び国民年金の数理に關すること。

九十二 厚生年金基金、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金及び国民年金基金を指導監督すること。

九十三 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）を施行すること。

九十四 政府の管掌する健康保険事業の実施に關すること。

九十五 日雇労働者健康保険事業の実施に關すること。

九十六 船員保険事業の実施に關すること。

九十七 厚生年金保険事業の実施に關すること。

九十八 国民年金事業の実施に關すること。

九十九 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行なうこと。

百 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行なうこと。

百一 引揚者の引揚先における更生指導を行なうこと。

百二 旧軍人軍属の復員手続に關すること。

百三 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

百四 ふ属に關する情報、調査等に關すること。

百五 前三号に掲げるもののほか、旧陸海軍

の残務の整理に關すること。

百六 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）、引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）、未帰還者に關する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）、戦没者等の妻に對する特別給付金支給法（昭和三十三年法律第六十一号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）、戦没者等の遺族に對する特別弔慰金支給法（昭和四十一年法律第九号）、戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）及び戦没者の父母等に對する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）を施行すること。

百七 所掌事務に係る価格等の統制に關すること。

百八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行なうこと。

百九 社会保険研究所、環境衛生金融公庫、水資源開発公団、医療金融公庫、社会福祉事業振興会、こどもの国協会、心身障害者福祉協会、社会保険診療報酬支払基金、農業者年金基金及び年金福祉事業団を指導監督すること。

百十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律）に基づく命令を含む）に基づき厚生省に属させられた事務

第五條を次のように改める。

（厚生省の権限）

第五條 厚生省は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律）に基づく命令を含む）に従つてなされなければならない。

一 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消す

四七

- こと。
- 二 優生保護相談所の設置を認可し、及び優生保護相談所に關する基準を定めること。
- 三 原子爆弾被害者の医療等に關する法律の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。
- 四 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験及び管理栄養士試験を行なうこと。
- 五 国民栄養調査を実施すること。
- 六 栄養改善法に定める栄養食品の標示の許可をすること。
- 七 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に關して都道府県知事の行なう講習及び試験の基準を定めること。
- 八 公衆衛生修学資金貸与法の定めるところにより、公衆衛生修学資金を貸与すること。
- 九 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）を適用すべき伝染病を指定し、その適用範囲を定めること。
- 十 都道府県知事の行なう伝染病毒に汚染された建物の処分を認可すること。
- 十一 臨時予防接種を都道府県をして行なわせること。
- 十二 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百一十三号）に基づき、精神衛生鑑定医を指定すること。
- 十三 地方公共団体に対して、結核療養所の設置及び拡張を勧告し、国が開設した病院又は診療所を、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当する機関に指定し、又はその指定を取り消すこと。
- 十四 検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の規定に基づき、検疫区域を定めること。
- 十五 理容師養成施設及び美容師養成施設を

- 指定すること。
- 十六 旅館業法の施行に關し、都道府県知事を指揮監督すること。
- 十七 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装につき、その基準又は規格を定め、必要な製品検査を行なうこと。
- 十八 輸出検査法（昭和三十三年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行ない、指定検査機関を指定し、及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。
- 十九 食品衛生監視員をして食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）又は栄養改善法の定める営業施設につき、立入検査させ、試験用物品を取去させること。
- 二十 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なう製菓衛生師試験の基準を定めること。
- 二十一 環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律の規定に基づき、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規程又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消すこと。
- 二十二 建築物環境衛生管理技術者試験を行ない、並びに建築物環境衛生管理技術者免状を交付し、及びその返納を命ずること。
- 二十三 水道及び下水道の終末処理場の維持管理に關する事務を行なうこと。
- 二十四 医師及び歯科医師の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、又は登録の停止を命ずること。
- 二十五 診療放射線技師又は診療エックス線技師の養成所を指定し、診療放射線技師又は診療エックス線技師の試験を行ない、並びに診療放射線技師の免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び業務の停

- 止を命ずること。
- 二十六 臨床検査技師の養成所を指定し、臨床検査技師の試験を行ない、並びに臨床検査技師及び衛生検査技師の免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。
- 二十七 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所を指定し、並びに保健婦、助産婦及び看護婦の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び業務の停止を命ずること。
- 二十八 歯科衛生士の試験を行なうこと。
- 二十九 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行なうこと。
- 三十 理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の養成施設を指定し、並びに理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、及び名称の使用の停止を命ずること。
- 三十一 医療監視員をして、病院、診療所又は助産所につき、立入検査させること。
- 三十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定に基づき、国の開設する病院の開設及び使用の承認を与え、国の開設する診療所又は助産所について立入検査を行ない、必要な申出をすること。
- 三十三 都道府県、市町村その他厚生大臣の定める者に対し、病院又は診療所の設置を命じ、その開設者又は管理者に対して、医療法の定めるところにより、必要な事項を命ずること。
- 三十四 角膜移植に關する法律の規定に基づき、業として行なう眼球の提供のあつせんを許可を行なうこと。
- 三十五 薬剤師の試験、免許及び登録を行ない、並びに免許を取り消し、又は業務の停

- 止を命ずること。
- 三十六 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業及び輸入販売業の許可を行ない、並びに許可を取り消し、又は業務の停止を命ずること。
- 三十七 日本薬局方を定め、これを公示すること。
- 三十八 日本薬局方に収められていない医薬品、医薬部外品又は特定の化粧品若しくは医療用具の製造又は輸入について、品目ごとの承認を与えること。
- 三十九 薬事監視員をして必要な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を取去させること。
- 四十 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の規定に基づき、覚せい剤製造業者、覚せい剤原料製造業者及び国の開設する覚せい剤施用機関の指定を行ない、及びその指定を取り消し、覚せい剤製造業者及び覚せい剤原料製造業者について、業務の停止を命じ、並びに覚せい剤研究者が研究のため他人に対して覚せい剤を施用し、又は覚せい剤を製造すること及び覚せい剤原料の輸入又は輸出を許可すること。
- 四十一 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸業者の免許を行ない、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ずること。
- 四十二 あへんの輸入、輸出、取納及び充渡し、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの栽培の許可及び許可の取消しを行なうこと。
- 四十三 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行ない、その登録を取り消し、及び営業の停止を命ずること。
- 四十四 特定の医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の規格を定め、又はこれらの

検定を行なうこと。

四十五 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の定めるところにより、所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定を認可し、及びその物資に係る指定機関を監督すること。

四十六 採血及び供血あつせん業取締法の規定に基づき、業として行なう採血の許可を行ない、並びにその許可を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

四十七 社会福祉法人の設立、解散又は合併を認可し、その解散又は収益事業の停止を命じ、及び社会福祉主事の資格を得るに必要な講習会、社会福祉事業従事者試験等を指定すること。

四十八 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の定めるところにより、保護の基準を定め、都道府県知事及び市町村長の行なう保護の事務を監査し、保護施設の最低基準を定め、並びに医療扶助に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

四十九 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、医療機関を指定し、更生医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに身体障害者更生援護施設等の設備及び運営の基準を定めること。

五十 老人福祉法の定めるところにより、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について基準を定めること。

五十一 都道府県知事に対して応援をなすべきことを命ずること。

五十二 地域又は職域が都道府県の区域をこえる消費生活協同組合及び消費生活協同組

合連合会の設立を認可すること。

五十三 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

五十四 民生委員及び児童委員を委嘱し、その定数及び指導訓練の基準を定めること。

五十五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の定めるところにより、育成医療及び同法第二十一条の九第二項第一号の医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定め、並びに児童福祉施設の設備及び運営、里親の行なう養育並びに保護受託者の行なう保護につき、最低基準を定めること。

五十六 母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の定めるところにより、養育医療に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

五十七 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

五十八 児童手当法の定めるところにより、児童手当の拠出金を徴収すること。

五十九 健康保険に関し、療養に要する費用を定めること。

六十 政府の管掌する健康保険、日雇労働者健康保険及び船員健康保険に、診療契約を締結すること。

六十一 健康保険組合及び健康保険組合連合会の設立、規約、保険料率又は予算を認可し、これらに対し事実に関する報告をさせ、事業及び財産の状況を検査し、規約の変更を命じ、その他監督上必要な処分をすること。

六十二 船員災害防止協会の設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務に関し報告をさせ、帳簿等を検査し、その他監督上必要な処分をすること。

六十三 国民健康保険団体連合会の設立及び規約の変更、予算等に関する總會又は代議員会の議決を認可し、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、事業及び財産に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

六十四 政府の管掌する健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険又は船員健康保険の保険給付を受ける権利を裁定し、保険給付の決定を行ない、及び保険料を徴収すること。

六十五 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の設立又は規約の変更を認可し、これらに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

六十六 石炭鉱業年金基金の定款又はその変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

六十七 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の定めるところにより、年金給付を受ける権利を裁定し、及び保険料を徴収すること。

六十八 国民年金基金の設立又は規約の変更を認可し、これに対しその事業の状況に関する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。

六十九 社会保険労務士試験及び社会保険労務士の免許を行ない、並びに社会保険労務士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労務士の停止を命ずること。

七十 引揚者給付金等支給法の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定すること。

七十一 戦傷病者戦没者遺族等援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利

を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

七十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

七十三 戦傷病者特別援護法の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに療養の給付及び更生医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

七十四 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を裁定すること。

七十五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

七十六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

七十七 未帰還者等の状況調査を実施し、及び未帰還者留守家族等援護法の定めるところにより、留守家族手当の額を改定すること。

七十八 未帰還者に関する特別措置法の定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の宣告の請求又はその宣告の取消しの請求を行なうこと。

七十九 所掌事務に係る価格等の統制を行なうこと。

八十 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

八十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき厚生省に属させられた権限

第二章第一節の節名並びに同章第二節及び第三節並びに第二章を削り、第六条及び第七条を次のように改める。

（施設等機関）

第六条 本省に次の表の上欄に掲げる機関を置

き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載するとおりとする。

検 疫 所	港及び飛行場における検疫及び防疫を行なうこと。
国 立 病 院	医療を行ない、あわせて医療の向上に寄与すること。
国 立 療 養 所	特殊の療養を要する者に対して、医療を行ない、あわせて医療の向上に寄与すること。
国立がんセンター	がんその他の悪性新生物に関し、診療及び治療、調査研究並びに技術者の研修を行なうこと。

2 厚生大臣は、検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に検疫所の支所又は出張所を設けることができる。

3 検疫所並びにその支所及び出張所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

4 国立病院、国立療養所及び国立がんセンターの名称、位置及び組織は、厚生省令で定める。

(地方支分部局)

第七条 本省に次の地方支分部局を置く。

地方医務局

地区麻薬取締官事務所

2 地方医務局は、厚生省の所掌事務のうち国立病院及び国立療養所に関する事務を分掌する。

3 地区麻薬取締官事務所は、厚生省の所掌事務のうち麻薬、大麻及びあへんの取締りに関する事務を分掌する。

4 第一項の地方支分部局の名称、位置及び管轄区域は政令で、その組織は厚生省令で定める。

第七条の次に次の章名を附する。

第三章 社会保険庁

第八条から第十一条までを次のように改める。

(設置)

第八条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生省の外局として、社会保険庁を置く。

(任務及び長)

第九条 社会保険庁は、政府の管掌する健康保険事業、日雇労働者健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業の一部を運営することを任務とする。

2 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(所掌事務)

第十条 社会保険庁の所掌事務は、第四二条の第二号、第九十三号から第九十八号まで、第百八号及び第百十号に掲げる事務並びに児童手当法に基づき児童手当の拠出金を徴収する事務とする。

(権限)

第十一条 社会保険庁は、前条に規定する所掌事務を遂行するため、第五一条第一号、第五十八号、第六十号、第六十四号、第六十七号、第六十九号及び第八十一号に掲げる権限を有する。

第十二条から第十四条の三までを削り、第四章第三十七条を第十二条とする。

(国立光明寮設置法の廃止)

第九十九条 国立光明寮設置法(昭和二十三年法律第六十二号)は、廃止する。

(国立身体障害者更生指導所設置法の廃止)

第一百条 国立身体障害者更生指導所設置法(昭和二十四年法律第五十二号)は、廃止する。

(精神衛生法の一部改正)

第一百一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の六第二項中「公衆衛生審議会」を政令で定める審議会に改める。

(結核予防法の一部改正)

第一百二条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「公衆衛生審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部改正)

第一百三条 原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「、附属機関として」を削る。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第一百四条 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「医療関係者審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第三項中「医療関係者審議会」を「第一項の政令で定める審議会」に改める。

第二十六条第二項中「医療関係者審議会」を「第十五条第一項の政令で定める審議会」に改める。

(国立病院特別会計法の一部改正)

第一百五条 国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「厚生省の附属機関として」を「厚生省に」に改める。

(国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法の一部改正)

第一百六条 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条」を「第六条第一項」に改め

る。

(理学療法士及び作業療法士法の一部改正)

第一百七条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「医療関係者審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第一百八条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の六第九項中「公衆衛生審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(薬事法の一部改正)

第一百九条 薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「附属機関として」を削る。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第一百十條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「附属機関として」を削る。

(社会福祉事業法の一部改正)

第一百一条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「附属機関として」を削る。

第十一条を次のように改める。

(児童福祉法の一部改正)

第一百十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項中「別に法律」を「命令」に改める。

(社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部改正)

第一百十三條 社会保険審議会及び社会保険医療協

議会議法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

第二十條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)

第十四條 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(国民年金法の一部改正)

第十五條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六條中「国民年金審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第十六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「援護審査会」を「政令で定める審査会」に改め、同条第二項ただし書中「援護審査会」を「前項の政令で定める審査会」に改める。

第七條第二項及び第五項、第八條の三第一項、第十條第三項、第十三條第一項第四号及び第二項、第十四條第二項、第二十四條第三項、第二十九條第二項、第三十一條第二項並びに第四十一條(見出しを含む)中「援護審査会」を「第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第十八條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五條、附則第六條第一項及び第二項、附則第七條並びに附則第八條第一項及び第二項中「援護審査会」を「遺族援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

第十九條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項ただし書中「援護審査会」を「遺族援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

第二十條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項ただし書中「援護審査会」を「遺族援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第二十一條 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「援護審査会」を「援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第二十二條 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)第四條第一項の政令で定める審査

会」に改め、同項第二号中「援護審査会」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法第四條第一項の政令で定める審査会」に改める。

第九條第六号及び第二十二條(見出しを含む)中「国立保養所」を「国立の保養所」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第二十三條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 總則(第一條―第五條)

第二章 本省

第一節 施設等機關(第六條―第十條)

第二節 地方支分部局(第十一條―第十五條)

第一款 地方農政局(第十二條―第十四條)

第二款 北海道統計調査事務所(第十五條)

第三節 特別の機關(第十六條―第二十條)

第一章 外局(第二十一條―第三十八條)

第一節 食糧庁

第一款 總則(第二十二條―第二十四條)

第二款 地方支分部局(第二十五條―第三十七條)

第二節 林野庁

第一款 總則(第二十八條―第三十條)

第二款 地方支分部局(第三十一條―第三十四條)

第三節 水産庁

第一款 總則(第三十五條―第三十七條)

第二款 地方支分部局(第三十八條)

第四章 職員(第三十九條)

第五十一号を第五十七号とし、第五十号を第五十六号とし、第四十九号の二を第五十五号とし、第四十九号を第五十四号とし、第四十八号を第五十三号とし、同条第四十七号の四中（昭和三十六年法律第二百一十一号）を削り、同条を同条第五十二号とし、同条第四十七号の三を第五十一号とし、第四十七号の二を第五十号とし、第四十七号を第四十九号とし、第三十九号から第四十六号までを二号ずつ繰り下げ、第三十八号の三を第四十号とし、第三十八号の二を第三十九号とする。

「第一節 内部部局」を削る。

第五条を削り、第一章第四条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（農林省の所掌事務）

第四条 農林省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農林畜水産業に関する政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行なうこと。
- 二 所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。
- 三 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行なうこと。
- 四 農林畜水産業に関する金融制度の企画及び資金についての調整に関すること。
- 五 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用保険協会、農業信用基金協会その他の金融業務を行なう団体及びこれらの団体の行なう金融業務の指導監督を行なうこと。
- 六 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百一十二号）に基づいて、都道府県が利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行ない、並びに利子補給金の支給を行なうこと。
- 七 農業近代化助成資金を管理すること。
- 八 天災により被害を受けた農林漁業者等に対し貸し付けられる資金につき地方公共団

体が利子補給及び損失補償を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

九 農畜産業に関する共済及び保険に関すること。

十 前号の共済及び保険に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

十一 所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展並びに所掌に係る事業の合理化に関すること。

十二 所掌に係る商工業に関する団体の指導監督を行なうこと。

十三 前二号に掲げるもののほか、所掌に係る商工業その他の事業の発達、改善及び調整を図ること。

十四 農畜水産物の卸売市場の整備を図ること。

十五 中央卸売市場の指導監督を行なうこと。

十六 所掌事務に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所の指導監督を行なうこと。

十七 農林畜水産物の消費の増進及び改善を図ること。

十八 所掌事務に関し、一般消費者の利益の保護を図ること。

十九 日本農林規格に関すること。

二十 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第三項に規定する登録格付機関（同法第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行なう同項の製造業者を含む）の行なう日本農林規格による格付けに関する技術上の指導に関すること。

二十一 農林畜水産物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

二十二 飲食品及び油脂の生産、流通及び

消費の増進、改善及び調整を図ること。

（第九十二号及び第九十三号に掲げるものを除く。）

二十三 飲食品及び油脂に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。（第九十四号に掲げるものを除く。）

二十四 所掌事務に係る国際協力に関する政策及び計画を立案すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力及び賠償に関すること。

二十六 所掌事務に係る輸出入に関すること。

二十七 所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

二十八 所掌事務に係る統計報告の徴集についての調整その他統計に関する総合調整を行なうこと。

二十九 農林畜水産業及び農山漁業に関する統計その他所掌事務に係る統計を作成し、並びにこれに必要な調査を行なうこと。

三十 農業行政に関する企画を行なうこと。

三十一 農業経営の改善を図ること。

三十二 農業労働に関すること。

三十三 農業者に関する租税、公課その他の負担に関する連絡調整を行なうこと。

三十四 農業構造の改善に関する施策につき調整を行なうこと。

三十五 農業構造の改善に関する調査を行なうこと。

三十六 農業者年金基金、農林漁業団体職員共済組合、農地開発機械公団、水資源開発公団、八郎潟新農村建設事業団、畜産振興事業団、日本蚕糸事業団及び糖蜜安定事業団の指導監督及び助成を行なうこと。

三十七 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

三十八 農業構造改善事業に関し指導及び助

成を行なうこと。

三十九 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施についての指導及び助成に関すること。

四十 農山漁村における電気導入に関すること。

四十一 農業倉庫に関すること。

四十二 農作物の作付体系の合理化に関すること。

四十三 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に関する事務のうち所掌に属するものを処理すること。

四十四 米穀、麦類その他の穀類（豆類を除く。）及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（第九十二号、第九十三号、第九十七号から第九十号まで及び第九十三号に掲げるものを除く。）

四十五 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百一十二号）に基づいて、都道府県が行なう資金の貸付けにつき助成を行なうこと。

四十六 農業機械化の促進に関すること。

四十七 病虫害の防除並びに家畜、家さん及びみつばちの衛生並びに輸出入動植物及び畜産物の検疫に関すること。

四十八 肥料、農機具、農業その他の農業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関すること）

四十九 肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十一年法律第二百一十八号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

五十 第四十四号に規定する農産物及び農業専用物品の検査に関すること。（第九十五号に掲げるものを除く。）

五十一 農業及び農山漁家の生活に関する知識の普及交換を図り、及び当該知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上を図ること。

五十二 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）に基づいて、普及事業の助成を行なうこと。

五十三 農地及び農業水利の制度に関する企画を行なうこと。

五十四 自作農の創設及び維持に関すること。

五十五 農地の移動雇用に統制し、その他農地関係の調整を図ること。

五十六 土地及び水等開発資源の調査及び開発に関する企画を行なうこと。

五十七 開拓及び土地改良事業の長期計画及び地区計画に関すること。

五十八 入植並びにこれに伴う開墾作業及び営農の指導助成を行なうこと。

五十九 開拓者資金の融通を行なうこと。

六十 開拓融資保証協会の指導監督及び助成を行なうこと。

六十一 農業者の海外移住に関し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。

六十二 土地改良区及び土地改良区連合並びに土地改良事業団体連合会の組織及び管理についての指導監督を行なうこと。

六十三 農地等の交換分合の指導助成を行なうこと。

六十四 国営の開墾建設工事及び土地改良事業の実施に関すること。

六十五 開墾建設工事及び土地改良事業の技術上の指導監督及び助成を行なうこと。

六十六 農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業を実施し、及び監督すること。

六十七 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びほ

た山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督すること。

六十八 開拓及び土地改良事業に用いる機械器具及び資材の管理及びあつせんに関すること。

六十九 国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行に伴い必要を生じた工事又は国営の開墾建設工事若しくは土地改良事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

七十 畜産行政に関する企画を行なうこと。

七十一 畜産に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

七十二 畜産、家畜及びみつばちの改良及び増殖を図ること。

七十三 家畜取引に関すること。

七十四 畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

七十五 飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関するものを除く。）

七十六 飼料の登録及び検査に関すること。

七十七 有畜農の発達を図ること。

七十八 草地の改良整備を図ること。

七十九 畜産物及び畜産業専用物品の検査に関すること。

八十 獣医師の指導監督を行なうこと。

八十一 畜産に関する技術の改良発達を図ること。

八十二 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行なうこと。

八十三 蚕糸、園芸農産物等（第四十四号に規定する農産物及び蚕糸以外の農産物をいう。以下同じ。）及び砂糖類（砂糖、ぶどう糖及びでん粉並びにこれらの加工品である飲食料品をいう。以下同じ。）の生産、流通

及び消費に関する行政に関する企画を行なうこと。

八十四 蚕糸及び蚕糸業専用物品、園芸農産物等並びに砂糖類の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。（他省がその生産を所掌する蚕糸業専用物品の生産に関するものを除く。）

八十五 蚕糸、園芸農産物等及び砂糖類に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

八十六 蚕糸、園芸農産物等及び砂糖類の需要及び供給に関する調査を行なうこと。

八十七 蚕糸の検査に関すること。

八十八 蚕病の予防を図ること。

八十九 蚕糸に関する知識の普及を図ること。

九十 園芸農産物等の検査に関すること。（第九十五号に掲げるものを除く。）

九十一 大豆たね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）による交付金の交付に関すること。

九十二 主要食糧及びこれを主な原料とする飲食料品（以下「主要食糧等」という。）の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行なうこと。

九十三 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関すること。

九十四 主要食糧等に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

九十五 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による農産物の検査その他主要食糧等の検査に関すること。

九十六 農産物検査印紙の製造、発行及び売さばきに関すること。

九十七 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整を図ること。

九十八 主要食糧の輸出入の調整を行なうこと。

九十九 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

百 農産物等及び輸入飼料の買入れ及び売渡しを行なうこと。

百一 農産物等及び輸入飼料の保管を行なうこと。

百二 主要食糧を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

百三 主要食糧の流通及び加工に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

百四 林業行政に関する企画を行なうこと。

百五 林業に関する総合調整を図ること。

百六 国有林野の管理及び処分並びに公有林野等官行造林地の管理に関すること。

百七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

百八 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関すること。

百九 森林組合、林業信用基金、森林開発公団その他林業及び林産物に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。

百十 林野庁の職員の給与その他の労働条件に関すること。

百十一 林野庁の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

百十二 国有林野事業に関し公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。

百十三 林野庁共済組合に関すること。

百十四 国有林野及び民有林野の総合立地計画及び経営計画に関すること。

百十五 林野の造林、営林及び治水並びに林野の保全に係る地すべり及びほた山の崩壊の防止に関すること。

百十六 保安林に関すること。

百十七 林道に関する指導監督を行なうこと。

と。
百十八 森林保険に関する事。
百十九 林業に関する試験、研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行なう当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良発達及び普及を図ること。
百二十 森林病害虫等の駆除予防に関する事。
百二十一 国有林野及び公有林野等官行造林地の産物及び製品に関する事。
百二十二 立木の取得、加工及び処分に関する事。
百二十三 水産行政に関する企画を行なうこと。
百二十四 水産業経営の改善を図ること。
百二十五 水産業協同組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、漁業共済基金、海洋水産資源開発センターその他水産業に関する団体の指導監督及び助成を行なうこと。
百二十六 北方領土問題対策協会に関する事。
百二十七 沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。
百二十八 沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。
百二十九 水産資源の保護培養及び開発促進に関する事。
百三十 漁船保険及び漁船乗組員給与保険に関する事。
百三十一 中小漁業融資保証保険に関する事。
百三十二 漁業災害補償に関する事。
百三十三 輸出水産物の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五十四号）に基づき指定機関の指導監督を行なうこと。
百三十四 水産物の生産、流通及び消費の増

進、改善及び調整を図ること。
百三十五 氷の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること並びに冷凍及び冷蔵に関する事。
百三十六 水産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
百三十七 水産物及び水産業専用物品の検査に関する事。
百三十八 水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材に関する事。（他省の所掌に属することを除く。）
百三十九 水産に関する経済的社会的諸問題の調査研究並びに水産に関する資料の収集及び保管に関する事。
百四十 遠洋漁業について許可その他指導監督を行なうこと。
百四十一 遠洋漁業に係る漁場の維持及び開発に関する事。
百四十二 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。
百四十三 漁船の建造、改造又は転用の許可並びに漁船の登録及び検査に関する事。
百四十四 漁船の設計に関する技術並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督を行なうこと。
百四十五 漁船の設計並びに漁船に関する試験及び調査研究を行なうこと。
百四十六 漁港の修築、維持管理及び災害復旧に関し指導監督及び助成を行なうこと。
百四十七 漁港修築事業及び漁港災害復旧事業を行なうこと。
百四十八 漁港の区域に係る海岸保全区域内における海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧の事業（以下「漁港海岸保全事業」という。）並びに漁港の区域に係る海岸保全区域の管理に関し指導監督及び助成を行なうこと。

百四十九 漁港海岸保全事業を行なうこと。
百五十 漁港の区域における公有水面の埋立てに関する認可に関する事。
百五十一 第四十六号から前号までに掲げるもののほか、漁港の指定、漁港の整備計画その他漁港に関する事。
百五十二 水産資源、水産増殖、水産加工その他水産に関する自然科学的の試験及び調査研究並びにこれらに関する資料の取りまとめに関する事。
百五十三 水産に関する技術の普及交換を図ること。
百五十四 漁業の調査のために、無線施設によつて漁況及び海況に関する通報を受け、及び発すること。
百五十五 政令で定める文教研修施設において、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授、水産に関する学理及び技術の教授及び研究並びに所掌事務に関する研修を行なうこと。
百五十六 第四十五号及び第五十二号に掲げるもののほか、農畜産業その他の所掌に係る事項に関する試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なうこと。
百五十七 所掌事務に係る圖書の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと。
百五十八 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づき命令を令）に基づき農林省に属させられた事務
第六条を次のように改める。
（施設等機関）
第六条 本省に次の機関を置く。
熱帯農業研究センター
植物防疫所
動物検疫所
第二章第六条の前に次の節名を附する。
第一節 施設等機関
第七條から第十二條までを削る。

「第二節 附属機関」を削る。
第十三條から第二十二條の四までを削る。
第二十二條の五を第七條とし、第二十二條の六を第八條とする。
第二十三條から第二十六條の二までを削る。
第二十七條第一項中「左に」を「次に」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二項中「及び管轄区域は、左の通りとする」を「管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「内部組織並びに」を削り、同条を第九條とする。
第二十八條第一項中「左に」を「次に」に、「行」を「行なう」に改め、同項第一号及び第二号中「基」を「基づく」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「動物検疫所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条を第十條とする。
第二十九條から第三十四條までを削る。
「第三節 地方支分部局」を削る。
第三十五條を第十一條とし、同条の前に次の節名を附する。
第二節 地方支分部局
「第一款 地方農政局」を削る。
第三十六條中「本省」を「農林省」に、「左に」を「次に」に改め、同条第十八号を第二十号とし、第四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の三を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同条に次の一号を加える。
二十一 前各号に掲げるもののほか、第四條百五十八号に掲げる事務
第三十六條に次の一項を加える。
2 地方農政局の名称、位置、管轄区域及び組織については、政令で定める。
第三十六條を第十二條とし、同条の前に次の款名を附する。
第一款 地方農政局
第三十七條を削る。
第三十八條第一項中「第三十六條第七号」を

「前条第九号」に改め、同条を第十三条とする。
第三十九条中「第三十六条第七号」を「第十二
条第九号」に改め、同条を第十四条とする。
第四十条及び第四十一条を削る。

「第二款 北海道統計調査事務所」を削る。
第四十二条第一項中「本省」を「農林省」に改
め、同条を第十五条とし、同条の前に次の款名
を附する。

第二款 北海道統計調査事務所
第四十三条を削る。
第二章に次の一節を加える。

第三節 特別の機関
(農林水産技術会議)

第十六条 本省に農林水産技術会議(次条から
第二十条までにおいて「会議」という。)を置
く。
第十七条 会議は、次に掲げる事項を行なう機
関とする。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る
試験研究の基本的な計画の企画及び立案に
関すること。

二 農林省の試験研究機関の行なり試験研究
に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行なり試験研究
と農林省の所掌事務のうち本省及び外局の
内部部局に係るものとの連絡調整に関する
こと。

四 農林省の試験研究機関の行なり試験研究
の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林省の試験研究機関の運営の指導に関
すること。

六 都道府県その他の者の行なり農林畜水産
業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助
成及び当該試験研究についてのこれらの者
との連絡に関すること。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る
試験研究を行なう者の資質の向上に関する
こと。

八 農林省の本省の試験研究機関の行なり試
験研究に関する事務の総括に関すること。
第十八条 会議は、会長及び委員六人をもつて
組織する。

2 会長及び委員は、農林畜水産業若しくは農
山漁家の生活に係る試験研究に關し學識経験
のある者又は農林省の職員のうちから、農林
大臣が任命する。

3 会長及び委員の任期は、四年とする。
4 会長及び委員は、再任されることができ
る。

第十九条 會議の事務を処理させるため、會議
に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。
第二十條 第十六條から前條までに規定するも
ののほか、會議の組織及び運営に關し必要な
事項は、政令で定める。

「第三章 外局を削る。
第四十四条中「基いて」を「基ついて」に、「左
の通り」を「次のとおり」に改め、同条を第二十
一條とし、同条の前に次の章名を附する。

第三章 外局
「第一節 食糧庁」及び「第一款 總則」を削
る。

第四十五条を第二十二條とし、同条の前に次
の節名及び款名を附する。
第一節 食糧庁
第一款 總則

第四十六条中「その」を「前条に規定する」に、
「第四條第一号から第十六号の三まで、第十六
号の五、第十六号の六、第二十号、第四十五号
から第四十七号の三まで、第四十八号から第四
十九号の二まで、第七十一号及び第七十二号」
を「第五條第一号から第九号まで、第十四号、
第四十七号から第五十一号まで、第五十三号か
ら第五十五号まで、第七十六号及び第七十七
号」に改め、同条を第二十四條とし、同条の前
に次の一條を加える。

(食糧庁の所掌事務)
第二十三條 食糧庁は、第四條第一号、第三
号、第四号、第十一号から第十三号まで、第
十七号から第十九号まで、第二十四号から第
二十七号まで、第九十二号から第九十三号まで
及び第百五十六号から第百五十八号までに掲
げる事務をつかさどる。
第二款及び第三款を削る。
「第四款 地方支分部局」を削る。
第五十五條を第二十五條とし、同条の前に次
の款名を附する。

第二款 地方支分部局
第五十六條第二項中「外」を「ほか」に、「本省
及び林野庁」を「農林省」に改め、同条第三項中
「農政局長、蚕糸園芸局長」を「農林省に内部
部局として置かれる局で当該事務を所掌するも
のの局長」に改め、同条を第二十六條とする。
第五十七條を第二十七條とする。

「第二節 林野庁」及び「第一款 總則」を削
る。

第五十八條を第二十八條とし、同条の前に次
の節名及び款名を附する。
第二節 林野庁
第一款 總則

第五十九條中「その」を「前条に規定する」に、
「第四條第一号から第十五号の二まで、第十六
号の五、第十六号の六、第二十号、第二十四号の
二、第三十四号の三、第五十号から第六十一号ま
で、第七十一号及び第七十二号」を「第五條第一
号から第四号まで、第八号、第九号、第十四号、第
十八号、第三十二号、第五十六号から第六十六号
まで、第七十六号及び第七十六号」に改め、同条
を第三十條とし、同条の前に次の一條を加える。
(林野庁の所掌事務)

第二十九條 林野庁は、第四條第一号から第四
号まで、第十一号から第十三号まで、第十七
号から第十九号まで、第二十四号から第二十
七号まで、第百四号から第百二十二号まで及
び第百五十六号から第百五十八号までに掲げ
る事務をつかさどる。
第二款及び第三款を削る。
「第四款 地方支分部局」を削る。
第六十六條を第三十一條とし、同条の前に次
の款名を附する。

第二款 地方支分部局
第六十七條中第五号を第七号とし、第四号を
第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の三
を第四号とし、第二号の二を第三号とし、同条
に次の二項を加え、同条を第三十二條とする。
2 営林局の名称、位置及び管轄区域につ
いては、政令で定める。
3 営林局の組織及び職員に關するについては、
農林省令で定める。
第六十八條から第六十九條の三までを削る。
第七十條第三項を削り、同条を第三十三條と
し、同条の次に次の一條を加える。
(営林局及び管轄區域の調整)
第三十四條 林産物の運搬設備の管理上の必要
その他特別の必要があるときは、農林大臣
は、管轄區域の所掌事務の一部を管轄區域に行な
わせ、又は管轄區域の所掌事務の一部を管轄區域
に行なわせることができる。
第七十一條及び第七十二條を削る。
「第三節 水産庁」及び「第一款 總則」を削
る。
第七十三條を第三十五條とし、同条の前に次
の節名及び款名を附する。
第三節 水産庁
第一款 總則

第七十四條中「その」を「前条に規定する」に、
「第四條第一号から第十五号の二まで、第十六
号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二
号から第七十二号まで」を「第五條第一号から第
四号まで、第八号、第九号、第十四号及び第六
十七号から第七十七号まで」に改め、同条を第
三十七條とし、同条の前に次の一條を加える。

第七十四條中「その」を「前条に規定する」に、
「第四條第一号から第十五号の二まで、第十六
号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二
号から第七十二号まで」を「第五條第一号から第
四号まで、第八号、第九号、第十四号及び第六
十七号から第七十七号まで」に改め、同条を第
三十七條とし、同条の前に次の一條を加える。

第七十四條中「その」を「前条に規定する」に、
「第四條第一号から第十五号の二まで、第十六
号の五、第十六号の六、第二十号及び第六十二
号から第七十二号まで」を「第五條第一号から第
四号まで、第八号、第九号、第十四号及び第六
十七号から第七十七号まで」に改め、同条を第
三十七條とし、同条の前に次の一條を加える。

(水産庁の所掌事務)

第三十六条 水産庁は、第四条第一号から第四号まで、第十一号から第十三号まで、第十七号から第十九号まで、第二十四号から第二十七号まで及び第二百二十三号から第二百五十八号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款及び第三款を削る。

「第四款 地方支分部局」を削る。

第八十九条第三項中「左の通りとする」を「政令で定める」に改め、同項の表を削り、同条を第三十八条とし、同条の前に次の款名を附する。

第二款 地方支分部局

「第四章 職員」を削る。

第九十条を第三十九条とし、同条の前に次の章名を附する。

第四章 職員

(蚕糸業法の一部改正)

第二百四十四条 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「生糸検査所」を削る。

(農産種苗法の一部改正)

第二百二十五条 農産種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第六項中「農業資材審議会」を「政令で定める審議会(以下第九條及び第十一條において「審議会」という。)」に改める。

第九條及び第十一條中「農業資材審議会」を「審議会」に改める。

(農業災害補償法の一部改正)

第二百二十六条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第四百四十四條中第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

農林省に農業共済再保険審査会を置く。

(農業取締法の一部改正)

第二百二十七条 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「農業検査所の」を「農業の検査を行なう」に改める。

第十六條の見出しを「(審議会)」に改め、同条第一項中「農業資材審議会」を「政令で定める審議会(次項及び第三項において「審議会」という。)」に改め、同条第二項及び第三項中「農業資材審議会」を「審議会」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第二百二十八条 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十條第三項中「農林省肥料検査所」を「農林省」に改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第二百二十九条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第三項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(真珠養殖事業法の一部改正)

第二百三十条 真珠養殖事業法(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「真珠検査所」を削る。

第九條第一項中「真珠検査所に対して」を「省令の定めるところにより、」に改める。

(飼料需給安定法の一部改正)

第二百三十一條 飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(酪農振興法の一部改正)

第二百三十二條 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二條の二第四項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会(以下第十五條において「審議会」という。)」に改める。

第十五條中「畜産振興審議会」を「審議会」に改める。

(農業基本法の一部改正)

第二百三十三條 農業基本法(昭和三十六年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第二十九條」に改める。

第二十五條中、「附屬機關として」を削る。

第二十九條を削り、第三十條を第二十九條とする。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第二百三十四條 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(沿岸漁業等振興法の一部改正)

第二百三十五條 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中、「附屬機關として」を削る。

第十六條を削り、第十七條を第十六條とする。

(林業基本法の一部改正)

第二百三十六條 林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第二十二條中、「附屬機關として」を削る。

第二十六條を削り、第二十七條を第二十六條とする。

第二百三十三條 農業基本法(昭和三十六年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第二十九條」に改める。

第二十五條中、「附屬機關として」を削る。

第二十九條を削り、第三十條を第二十九條とする。

(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)

第二百三十四條 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第五項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(沿岸漁業等振興法の一部改正)

第二百三十五條 沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條中、「附屬機關として」を削る。

第十六條を削り、第十七條を第十六條とする。

(林業基本法の一部改正)

第二百三十六條 林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

第二十二條中、「附屬機關として」を削る。

第二十六條を削り、第二十七條を第二十六條とする。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第二百三十七條 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第六項中「畜産振興審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法の一部改正)

第二百三十八條 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法(昭和四十四年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第四條第三十一號」を「第四條第五十九號」に、「第三十一號」を「第五十九號」に、「第十條第一項第七號」を「第五條第二十六號」に、「七、削除」を「二十六、削除」に改め、「第十條第一項第八號中、開拓者資金金融通特別会計」を削る。「を」を削り、「第三十六條第十二號」を「第二十五號」に改める。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第二百三十九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局(第五條第十六條)」を「削除」に、「第二節 附屬機關」を「第二項 特別の機關」に改め、「特許庁」の下に「(第三十七條第四十七條)」を加え、

「第一款 総則(第三十條)」を削る。

「第二款 内部部局(第三十九條第四十四條)」を削る。

「第三款 附屬機關(第四十五條第四十七條)」を削る。

第三條の次に次の一條を加える。

(通商産業省の所掌事務)

第三條の二 通商産業省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 所掌に係る物資(電力を含む)の需給に關する政策及び計画その他商工業に關する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 所掌事務に關する調査一般に關すること。

三 所掌事務に關し、圖書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと。(次号に掲げるものを除く。)

四 商工業に關する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

- 五 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づく物資及び役務の調達を行なうこと。
- 六 通商に関する政策、計画及び手続を立案し、並びにこれらの実施の総合調整を図ること。
- 七 通商に関する協定又は取決めの実施（通商経済上の経済協力に係るものを含む。）に関すること。
- 八 海外市場、内外通商事情その他通商に関し、調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること。
- 九 通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に関すること。
- 十 輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 十一 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 十二 通商に伴う外国為替を管理すること。
- 十三 輸出及び輸入に関する税関長の指揮監督に関すること。
- 十四 通商手続を監査し、及びその励行を図ること。
- 十五 輸出検査に関すること。
- 十六 輸出保険に関すること。
- 十七 デザインに関する指導及び奨励並びにその盗用の防止に関すること。
- 十八 通商に関する団体の指導及び監督（通商経済上の経済協力に係るものを含む。）を行なうこと。
- 十九 アジア経済研究所に関すること。
- 二十 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関すること。（防衛施設庁の所掌に係るものを除く。）
- 二十一 所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

- 二十二 第六号から前号までに掲げるもののほか、通商に関すること。
- 二十三 所掌に係る事業の合理化に関すること。
- 二十四 所掌に係る事業に要する資金の融通をあつせんすることその他事業の経理に関すること。
- 二十五 事業の労務に関する所掌に係る事務に関すること。
- 二十六 所掌に係る事業の発達、改善及び調整を図ること。（前三号に掲げるものを除く。）
- 二十七 商工会議所及び日本商工会議所に関すること。
- 二十八 所掌に係る物資の売買取引を行なうために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。
- 二十九 百貨店業に関すること。
- 三十 割賦販売及び割賦購入あつせんに関すること。
- 三十一 通商に関する参考品等の収集及び展示紹介に関すること。
- 三十二 物資の輸送、保管及び保険に関する所掌に係る事務に関すること。
- 三十三 所掌事務に関する消費の合理化及び一般消費者の利益の保護に関すること。
- 三十四 所掌に係る物資に関する価格等の統制に関すること。
- 三十五 所掌に係る事業に関する外国投資家に係る技術援助契約の審査を行なうこと。
- 三十六 所掌に係る事業に関する外国投資家の株式その他の財産の取得の審査を行なうこと。
- 三十七 商鉱工業の発達及び改善に関する基本に関すること。
- 三十八 工業用地、工業用水その他の産業立

- 地に関すること。
- 三十九 工業用水道に関すること。
- 四十 水資源開発公団に関すること。
- 四十一 産業公害の防止に関する調査及び指導その他の所掌に係る産業公害の防止に関すること。（次号及び第四十八号に掲げるものを除く。）
- 四十二 所掌に係る事業の産業廃棄物の処理に関すること。
- 四十三 火薬類及び高圧ガスの取締りに関すること。
- 四十四 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。
- 四十五 鉱山における人に対する危害の防止（衛生に関する通気及び災害時における救護を含む。）を図ること。
- 四十六 鉱物資源の保護を図ること。
- 四十七 鉱山の施設の保全を図ること。
- 四十八 鉱害の防止を図ること。
- 四十九 鉱山における保安技術の改善を図ること。
- 五十 鉱山保安に関する教育及び指導を行なうこと。
- 五十一 第四十一号から前号までに掲げるもののほか、所掌に係る公害の防止及び保安に関すること。
- 五十二 鉱害の賠償に関すること。
- 五十三 鉄鋼、鋼材（その半製品を含む）、鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品、試薬並びにその生産を所掌する機械器具、化学工業品（国内向けの肥料用のものを除く）、繊維製品及び日用品の検査その他所掌に係る物資の検査に関すること。
- 五十四 次に掲げる鉄鋼、機械器具等（鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関、船舶用品及び農林省が生産を所掌する農機具を除く。）の輸出、輸入、

- 生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整を図ること。（航空機の修理については、航空機製造事業者の行なうものに限る。）
- 鉄鋼
- 鋼材及びその半製品
- 合金鉄
- 鉄鋼製品
- 鉄くず
- 工作機械器具
- 精密機械器具
- 産業機械器具
- 農水産機械器具
- 電気機械器具及び電気用品
- 電気通信機械器具及び電気通信用品
- 原動機
- 自動車
- 自転車
- 産業車両
- 陸用内燃機関
- 航空機
- 銃砲
- その他の機械器具
- 五十五 鋳造品及び鍛造品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。
- 五十六 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、運輸省が生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整を図ること。
- 五十七 計量に関すること。
- 五十八 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関すること。
- 五十九 武器の製造の事業の許可に関すること。
- 六十 航空機又は航空機用機器の製造又は修

理の事業の許可に關すること。

六十一 航空機又は航空機用機器の確認又は証明に關すること。

六十二 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償に關すること。

六十三 機械類信用保険に關すること。

六十四 次に掲げる化学工業品（化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。）等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に關すること。

ソーダ、火柴その他無機化学工業品

タール、タール系誘導品その他有機化学工業品

しょう油、ゴム、ゴム製品及び油脂製品

ガラス、セメントその他窯業品

土木建築材料（木材を除く。）

その他の化学工業品

六十五 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に關すること。

六十六 肥料価格安定等臨時措置法（昭和三十九年法律第三十八号）の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。

六十七 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

六十八 アルコールの専売を行なうこと。

六十九 次に掲げる繊維工業品、雑貨工業品等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短繊維の生産、流通及び消費並びに農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に關すること。

綿製品

生糸、繭短繊維及び絹製品

化学繊維製品

羊毛製品

麻製品

パルプ、紙及び紙製品

皮革（原皮及び原毛皮を除く。）及び皮革製品

陶磁器、木竹製品、金属製日用品及び包装材料

その他の繊維工業品及び雑貨工業品

七十 鉱業権の設定等に關する出願、登録その他鉱山に關すること。（第四十五号から第五十二号までに掲げるものを除く。）

七十一 次に掲げる鉱物、金属等の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に關すること。

鉱物（石炭及び亜炭を除く。）及び重要土石

非金屬鉱物製品

非金屬及び非鉄金屬製品

石油製品

七十二 石炭及び亜炭並びにこれらの製品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

七十三 石油精製業の許可に關すること。

七十四 鉱物の埋蔵量の調査に關すること。

七十五 新炭鉱及び新坑の開発並びに炭田開発に關すること。

七十六 石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の復旧に關すること。

七十七 電気及びガスの料金その他の供給条件に關すること。

七十八 電気事業及びガス事業の経理及び会計の監督に關すること。

七十九 電気事業及びガス事業の運営を調整すること。

八十 電気及びガスに關する施設、電気用品、ガス用品並びに電気工業に關する監督その他電気及びガスの保安に關すること。

八十一 発電水力の調査及び調整を行ない、並びに電源の開発その他電気に關する施設の建設を推進すること。

八十二 電気の需給を調整し、及び電気の使用の合理化に關すること。

八十三 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）第三条に規定する所掌事務

八十四 工業所有権に關する指導を行なうこと。

八十五 工業所有権に關する調査及び統計に關すること。

八十六 公報その他の資料を収集し、編集し、及び刊行すること。

八十七 弁理士に關すること。

八十八 工業所有権に關し、外国と連絡すること。

八十九 工業所有権に關する出願書類の方式、審査、分類、整理、保管その他出願に關すること。

九十 工業所有権の原簿登録、特許証及び登録証の交付、特許料及び登録料の収納その他登録に關すること。

九十一 工業所有権に關する審査に關すること。

九十二 工業所有権に關する審判に關すること。

九十三 第八十四号から前号までに掲げるもののほか、工業所有権に關すること。

九十四 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）第三条に規定する所掌事務

九十五 政令で定める文教研修施設において、鉱山保安に關する技術及び実務の教授並びに所掌事務に關する研修を行なうこと。

九十六 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき通商産業省令に属せられた事務

第四十条第一項各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同項中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、第十四号から第二十三号までを十二号ずつ繰り上げ、第二十三号の二を第十二号とし、第二十四号を第十三号とし、第二十四号の二を第十四号とし、第二十五号を第十五号とし、第二十六号を第十六号とし、第二十六号の二を第十七号とし、第二十七号を第十八号とし、第二十八号から第三十号までを九号ずつ繰り上げ、第三十号の二を第二十二号とし、第三十一号を第二十三号とし、第三十二号から第三十六号までを八号ずつ繰り上げ、第三十六号の二を第二十九号とし、第三十六号の三を第三十号とし、第三十七号を第三十一号とし、第三十八号を第三十二号とし、第三十八号の二を第三十三号とし、第三十八号の三を第三十四号とし、第三十九号を第三十五号とし、第三十九号の二を第三十六号とし、第四十号を第三十七号とし、第四十一号から第四十九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第五十号中（昭和二十三年法律第八十三号）を削り、同号を同項第四十七号とし、同項第五十一号を同項第四十八号とする。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第五号から第十六号まで 削除

「第二節 附屬機關」を「第二節 特別の機關」に改める。

第十七条中「附屬機關として」を削る。

第十八条第三項中（昭和二十三年法律第二百七号）を削る。

第十八条の二中「附屬機關として」を削る。

第十九条から第二十五条までを次のように改める。

第十九条から第二十五条まで 削除

第二十七条中「本省及び外局の事務（公害保安局の事務のうち第九号の二第一項第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事務を除く。）を」通商産業省の所掌事務（第三条の二第四十五号から第五十号までに掲げる事務を除く。）に、「左に」を「次に」に改める。

第二十八條から第三十條までを次のように改める。

(名称、位置、管轄区域及び組織)
第二十八條 通商産業局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第二十九條及び第三十條 削除

第三十二條第二項を削り、同条第三項中「公安保安局の事務のうち第九條の二第一項第六号から第九号まで、第十一号及び第十二号」を「第三條の二第四十五号から第五十号まで」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

(名称、位置、管轄区域及び組織)
第三十三條 鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第三十四條 削除

「第一款 総則」を削る。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(所掌事務)
第三十七條の二 特許庁は、第三條の二第八十四号から第九十三号まで及び第九十五号に掲げる事務をつかさどる。

第三十八條中「その」を「前条に規定する」に、「第四條第一号から第十二号まで及び第四十六号から第四十九号」を「第四條第一項第四十三号から第四十六号」に改める。

「第二款 内部部局」及び「第三款 附属機関」を削り、第三十九條から第四十七條までを次のように改める。

第三十九條から第四十七條まで 削除
附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

(工業技術院設置法の一部改正)
第四百四十條 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四條から第九條までを次のように改める。

(組織)

第四條 工業技術院には、部、試験研究所及び合議制の機関を置くことができる。

2 前項の部、試験研究所及び合議制の機関の設置及び所掌事務の範囲その他工業技術院の組織は、政令で定める。

第五條から第九條まで 削除

(中小企業庁設置法の一部改正)
第四百四十一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第三條」を「次條」に改める。

第二條の二を削る。

第三條第一項各号列記以外の部分中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号中「昭和二十四年法律第八十一号」の下に、「中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)及び商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)」を加え、同項第二号の二及び第二号の三を削り、同項第五号中「商工組合中央金庫」の下に、「中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫」を加え、同項第五号の二及び第五号の三を削り、同項第七号の三中「及び下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)」を、「下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号) 及び中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第 号)」に改め、同項第七号の五を削り、同項に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、法律(これに基づく命令を含む)に基づき中小企業庁に属せられた事務

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條及び第五條 削除

(弁理士法の一部改正)
第四百四十二條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「弁理士審査会」を「第十

七條ノ政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

第十七條中「弁理士審査会」を「政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

第二十條中「弁理士審査会」を「第十七條ノ政令ヲ以テ定ムル審査会」に改める。

(自販車競走法の一部改正)
第四百四十三條 自販車競走法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二第二項中「車両競技審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(鉱山保安法の一部改正)
第四百四十四條 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の見出しを「監督組織」に改め、同条中「内部部局として公安保安局を、地方支分部局として」を「鉱山保安主管局(通商産業省の内部部局として置かれる局で、保安に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ)並びに」に改める。

第三十四條中「公安保安局」を「鉱山保安主管局並びに」に改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第五十二條及び第五十三條を次のように改める。

第五十二條及び第五十三條 削除

(工業標準化法の一部改正)
第四百四十五條 工業標準化法(昭和二十四年法律

第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

(輸出保険法の一部改正)
第四百四十六條 輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九條」を「第十八條」に改める。

第十九條を削る。

(小型自動車競走法の一部改正)
第四百四十七條 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「車両競技審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(商品取引所法の一部改正)
第四百四十八條 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二百三十九條中「通商産業省の附属機関として」を「通商産業省に」に改める。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)
第四百四十九條 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(輸出入取引法の一部改正)
第五百十條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七條の見出しを「(審議会への諮問)」に改め、同条中「輸出入取引審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正)
第五百十一條 工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「工場立地及び工業用水審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第四條及び第九條第一項中「工場立地及び工

業用水審議会」を「第二条第一項の政令で定める審議会」に改める。

(輸出品デザイン法の一部改正)

第百五十二條 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第三十六條の見出しを「(審議会への諮問)」に改め、同条中「輸出入取引審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(特許法の一部改正)

第百五十三條 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第八十五條の見出しを「(審議会の意見の聴取等)」に改め、同条第一項中「工業所有権審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第百五十四條 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「産炭地域振興審議会」を「政令で定める審議会(以下「審議会」という。))」に改める。

第三條第一項、第四條第一項及び第五條中「産炭地域振興審議会」を「審議会」に改める。

(中小企業基本法の一部改正)

第百五十五條 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條中、「附属機関として」を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(電気事業法の一部改正)

第百五十六條 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二條を次のように改める。

第九十二條 削除

(総合エネルギー調査会設置法の一部改正)

第百五十七條 総合エネルギー調査会設置法(昭和四十年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中、「附属機関として」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

(特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正)

第百五十八條 特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「繊維工業審議会」を「政令で定める審議会(以下「審議会」という。))」に改める。

第四條第一項、第五條第一項、第八條第一項、第十二條第一項及び第四十四條第四項中「繊維工業審議会」を「審議会」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第百五十九條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「高圧ガス及び火薬類保安審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(輸出中小企業製品統一商標法の一部改正)

第百六十條 輸出中小企業製品統一商標法(昭和四十五年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條の見出しを「(審議会への諮問)」に改め、同条中「輸出入取引審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正)

第百六十一條 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項中「情報処理振興審議会及び郵政審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法の一部改正)

第百六十二條 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第 号)の

一部を次のように改正する。

第十五條中「電子・機械工業審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第百六十三條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局(第十九条―第二十八条の二)」を「削除」に、「附属機関(第二十九条―第三十八条)」を「削除」に、「第五十五條の八」を「第五十五條」に、「第四十五條」を「第四十二條」に、「第四十六條」を「第五十一條」に、「第四十三條」を「第四十六條」に、「第五十一條」を「第五十五條」に、「第五十五條の六」を「第四十九條」に、「第五十一條」を「第五十五條の七」に、「第五十五條の八」を「第五十二條」に、「第五十五條」に、「第六十一條」を「第六十二條」に、「内部部局(第六十二條―第六十七條)」を「削除」に、「附属機関(第六十八條―第七十六條)」を「削除」に、「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第三條の次に次の一條を加える。

(運輸省の所掌事務)

第三條の二 運輸省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 運輸に関する基本的な政策及び計画を樹立すること。

二 所掌事務に係る物資に関する基本的な政策及び計画に関すること。

三 所掌事務に係る都市交通に関する基本的な計画に関すること。

四 所掌事務に関する都市における交通調整に関すること。

五 所掌事務に関して、技術の振興、調整及び活用を図ること。

六 所掌事務に関する調査、統計、情報処理その他情報の管理に関すること。

七 所掌事務に係る価格等の統制に関すること。

と。

八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務に関すること。

九 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に関すること。

十 所掌事務に係る物資の生産業者又は販売業者の締結する輸出すべきその物資の国内取引における価格、数量、品質その他の事項についての協定の認可及びその物資に係る指定機関の監督に関すること。

十一 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の施行に関すること。(環境庁の所掌に属するものを除く。)

十二 所掌事務に関する公益法人その他の団体に係る許可及び認可に関すること。

十三 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

十四 旅行業及び旅行業者の組織する団体に係ること。

十五 通訳案内業に関すること。

十六 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

十七 ホテル及び旅館の登録に関すること。

十八 ユースホステルセンターに関すること。

十九 観光宣伝に関すること。

二十 所掌に属する観光に関する事務に関する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。

二十一 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。

二十二 自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可及び認可に関すること。

二十三 定期航路事業及び旅客不定期航路事業における運賃及び料金に関すること。

二十四 内航海運業の許可及び認可に関すること。

- 二十五 内航海運業に関する標準運賃、標準料金又は標準貸渡料の設定に関すること。
- 二十六 内航海運業の安定に関すること。
- 二十七 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関すること。
- 二十八 水上運送事業における補償に関すること。
- 二十九 船舶の建造に係る融資についての利子補給に関すること。
- 三十 船舶相互保険組合の設立の認可及び船舶再保険事業に関すること。
- 三十一 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 三十二 水上運送の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。
- 三十三 海事代理士に関すること。
- 三十四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 三十五 第二十一号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。
- 三十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
- 三十七 満載吃水線の指定に関すること。
- 三十八 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 三十九 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四十 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体（航路啓開のためにする船舶の引揚げ及び解体を除く。以下同じ。）並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 四十一 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。

- 四十二 船舶の登録及び積量の測定に関すること。
- 四十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに船舶の製造及び修繕の用に供する施設に関するものについての工業標準に関すること。
- 四十四 造船に関する事業並びに船舶の引揚げ及び解体の事業の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。
- 四十五 モーターボート競走の施行に関すること。
- 四十六 船員の労働組合に関すること。
- 四十七 船員の労働関係の調整に関すること。
- 四十八 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に関すること。
- 四十九 船員の労働条件、災害補償その他の保護に関すること。
- 五十 船員の最低賃金に関すること。
- 五十一 船員法（昭和二十二年法律第百号）における船内規律に関すること。
- 五十二 船員手帳及び船員原簿に関すること。
- 五十三 船員の失業対策に関すること。
- 五十四 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の輔導その他の船員の労務の需給調整に関すること。
- 五十五 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 五十六 船員の福利厚生に関すること。
- 五十七 船員災害防止計画及び船員災害防止協会に関すること。
- 五十八 船員の教育及び養成に関すること。
- 五十九 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関すること。
- 六十 水先に関すること。

- 六十一 港湾（港湾施設を含む。以下この条において同じ。）の建設、改良、保存及び管理並びにこれらの助成及び監督に関すること。
- 六十二 航路の建設、改良及び保存に関すること。
- 六十三 委託により、港湾その他海面の工事を施行すること。
- 六十四 港湾内の公有水面の埋立て、干拓及び使用に関すること。
- 六十五 港湾内の運河に関すること。
- 六十六 港湾内の海岸保全施設の建設、改良若しくは管理を行ない、又はこれらを行なう者に対する助成及び監督を行ない、その他海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の施行に関する事務で港湾に関するものを管理すること。
- 六十七 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 六十八 港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 六十九 港湾運送事業及び検査人等に関する免許、許可、認可及び登録に関すること。
- 七十 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関すること。
- 七十一 倉庫業その他の保管事業に関する料金及び寄託約款に関すること。
- 七十二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十三 港湾における入港料、使用料、港湾作業料その他の運輸に関する料金に関すること。
- 七十四 港湾施設に関するものについての工業標準に関すること。
- 七十五 港湾、倉庫等の用に供する物資等の需給の調査及びあつせん並びに配分に関すること。
- 七十六 新幹線鉄道の基本計画及び整備計画

- の作成その他新幹線鉄道の整備に関すること。
- 七十七 日本国有鉄道の新線の建設の許可、営業線の譲渡の認可その他許可及び認可に関すること。
- 七十八 日本国有鉄道の予算、決算、交付金の交付及び資金の貸付けその他財務に関すること。
- 七十九 日本国有鉄道の役員及び職員の仕事、分限、給与及び福祉の増進に関すること。
- 八十 国鉄共済組合に関すること。
- 八十一 日本国有鉄道に関する公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。
- 八十二 鉄道公安職員の指名及びその職務の監督並びに鉄道司法警察に関すること。
- 八十三 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関すること。
- 八十四 地方鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の財務に関すること。
- 八十五 地方鉄道及び軌道の係員の職制、職務及び資格に関すること。
- 八十六 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に関すること。
- 八十七 地方鉄道及び軌道の買収及び補償に関すること。
- 八十八 鉄道財団及び軌道財団に関すること。
- 八十九 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運賃及び料金に関すること。
- 九十 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 九十一 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。
- 九十二 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の

勞務に關すること。

九十三 鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、鐵道信号保安裝置その他の陸運機器並びに鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の施設に關するものについての工業標準に關すること。

九十四 鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する物資並びに鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安裝置その他の陸運機器の用に供する物資の需給の調査及びあつせん並びに配分に關すること。

九十五 鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の用に供する車両、信号保安裝置その他の陸運機器の生産、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に關する事業に關すること。

九十六 第七十六号から前号までに掲げるもののほか、日本国有鐵道の監督その他の鐵道、軌道、索道及び無軌条電車の発達、改善及び調整に關すること。

九十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業（附帶業務を含む。以下同じ。）及び通運計算事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

九十八 自動車運送取扱事業（附帶業務を含む。以下同じ。）に關する登録及び認可に關すること。

九十九 前二号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

百 自動車ターミナルに關すること。

百一 輕車両等運送事業の発達、改善及び調整に關すること。

百二 道路運送に關する輸送の実施の計画、調整及び監査に關すること。

百三 自家用自動車の使用の調整に關すること。

百四 第九十七号から前号までに掲げるもの

のほか、道路運送に關する事業、通運事業、通運計算事業及び道路運送車両による輸送の発達、改善及び調整に關すること。

百五 道路運送及び道路運送車両と道路との關連に關する調査及び研究に關すること。

百六 高速自動車国道の予定路線及び路線並びに整備計画に關すること。

百七 首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路の基本計画並びに地方道路公社の管理する指定都市高速道路の整備計画に關すること。

百八 日本道路公団の管理する高速自動車国道、首都高速道路公団の管理する首都高速道路、阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路及び地方道路公社の管理する指定都市高速道路の料金に關すること。

百九 駐車場及び自動車庫に關すること。

百十 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

百十一 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

百十二 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

百十三 自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

百十四 輕車両及び自動車用代燃裝置の生産及び生産に關する事業並びに輕車両、自動車用代燃裝置及び自動車庫に關する工業標準に關すること。

百十五 道路運送車両その他の道路運送及び通運の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の改善、需給の調査及びあつせん並びに配分に關すること。

百十六 第九十七号から前号までに掲げるもののほか、道路運送車両の使用及び保安に

關すること。

百十七 自動車運送事業の補償に關すること。

百十八 第九十七号から前号までに掲げる所掌事務に係る事業の財務及び勞務に關すること。

百十九 自動車損害賠償責任保險及び自動車損害賠償責任共済に關すること。

百二十 自動車損害賠償責任再保險事業、自動車損害賠償責任共済保險事業及び自動車損害賠償保險事業に關すること。

百二十一 航空機の登録及び航空機抵当に關すること。

百二十二 航空機の安全性に關すること。

百二十三 航空機及びその裝備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行なう自家修理及びこれに準ずるものに限る。以下同じ。）に關すること。

百二十四 航空機及びその裝備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に關すること。

百二十五 航空従事者に關する証明に關すること。

百二十六 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

百二十七 航空従事者の教育及び養成に關すること。

百二十八 航空路の指定に關すること。

百二十九 航空路の調査及び航空路誌の編集に關すること。

百三十 飛行場の設置及び管理並びに検査に關すること。

すること。

百三十五 航空保安施設の設置及び管理並びに航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。

百三十六 航空交通の安全に關すること。

百三十七 航空運送事業、利用航空運送事業及び航空機使用事業に關する免許、許可及び認可に關すること。

百三十八 前号に掲げる事業の運賃及び料金に關すること。

百三十九 外国航空機の航行に關すること。

百四十 航空運送代理店業及び航空運送取扱業に關すること。

百四十一 航空機に關する事故の調査に關すること。

百四十二 所掌事務に係る航空に關する工業品等についての工業標準に關すること。

百四十三 所掌事務に係る航空に關する事業の発達、改善及び調整に關すること。

百四十四 船舶整備公団、外資埠頭公団、日本鐵道建設公団、本州四國連絡橋公団、新東京國際空港公団、日本原子力船開発事業団、國際觀光振興會、日本自動車ターミナル株式会社及び日本航空株式会社に關すること。

百四十五 次に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究を行なうこと。

イ 船舶、船舶用機關及び船舶用品に關すること。

ロ 電子航法に關すること。

ハ 人工衛星による航法に關すること。

ニ 港湾及び航路の建設、改良及び保全に關すること。

ホ 港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に關すること。

ヘ 飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に關すること。

ト 所管行政に係る技術で陸運及び航空に

関する安全の確保、公害の防止等に係るもの

チイからトまでに掲げるもののほか、所管行政に係る技術に関すること。

百四十六 委託により、前号イからチまでに掲げる事項に関する設計、試験、調査、研究及び技術の指導を行なうこと。

百四十七 政令で定める文教研修施設において、船舶運航に関する学術及び技能の教授、商船大学及び商船高等専門学校等の学生その他運輸大臣の指定する者の航海訓練、海員の養成、航空に関する専門の学科及び技能の教授による航空従事者の養成並びに所掌事務に関する研修を行なうこと。

第四十八 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号。これに基づく命令を含む。）に基づき、海上保安庁に属させられた事務

百四十九 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号。これに基づく命令を含む。）に基づき、海難審判庁に属させられた事務

百五十 気象業務に関する基本計画の設定に関すること。

百五十一 気象、地震（地震及び火山現象を除く）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

百五十二 気象、地震（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報及び警報に関すること。

百五十三 気象、地震及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

百五十四 気象通信に関すること。

百五十五 気象、地震、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

百五十六 気象、地震及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

百五十七 前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

百五十八 気象測器、羅針盤、経線儀その他の測器に関すること。

百五十九 気象業務に関する技術に関する研究を行なうこと。

百六十 高層気象に関する精密な観測及び調査並びに高層気象に関する気象測器の試験及び改良を行なうこと。

百六十一 地震に関する精密な観測及び調査並びに地震に関する気象測器の試験及び改良を行なうこと。

百六十二 地球磁気及び地球電気に関する観測及び調査を行なうこと。

百六十三 委託により、気象、地震、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項に関する調査を行ない、並びに気象測器、羅針盤、経線儀その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行なうこと。

百六十四 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき運輸省に属させられた事務

2 運輸省においては、前項に掲げるもののほか、臨時の事務として次の事務を所掌する。

一 海事に関する事業の再建整備及び金融並びに在外会社の財産整理に関すること。

二 船舶管理委員会の解散及び清算に関する法律（昭和二十七年法律第二十四号）第十一

条の規定により国が承継した債権又は債務の処理に関すること。

三 海外からの日本国民の船舶による集団的引揚輸送に関すること。

四 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の規定による連合国

財産である船舶の保全及び返還その他対外関係事務に係る船舶に関すること。（他の所掌に属するものを除く。）

五 捕獲審検所の検定の再審査に関すること。

六 次に掲げる者の労働物資に関すること。

イ 船員

ロ 港湾に関する事業に従事する者

ハ 鉄道、軌道、索道及び無軌条電車に従事する者

ニ 道路運送に関する事業、通運事業、通運計算事業、自動車整備事業並びに軽車両及び自動車用代燃装置の生産に関する事業に従事する者

七 軽車両等運送事業の運賃及び料金に関すること。

第四条第一項各号列記以外の部分中「この法律を「前条」に、「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基づく」を「基づく」に改め、同項中

第一号から第十四号までを削り、第十四号の二を第一号とし、第十四号の三を第二号とし、第十四号の四を第三号とし、第十四号の五を第四号とし、第十四号の六を第五号とし、第十四号の七を第六号とし、第十四号の八を第七号とし、第十四号の九を第八号とし、第十四号の十を第九号とし、第十四号の十一を第十号とし、第十四号の十二を第十一号とし、同条の次に次の一号を加える。

十二 所掌事務に係る公益法人その他の団体の許可若しくは認可を取り消すこと。

の許可若しくは認可を取り消すこと。

第四条第一項中第十四号の十三を削り、第十四号の十四を第十三号とし、第十四号の十五を第十四号とし、第十四号の十六から第十四号の十八までを十四号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号の五とし、第十五号の二を第十五号とし、第十五号の二の二を第十五号の二とし、第十五号の二の三を削り、第十五号の七を第十五号の

八とし、第十五号の六を第十五号の七とし、第十五号の五の二を第十五号の六とし、第十六号の三を削り、第十六号の四を第十六号の三とし、第十六号の五を第十六号の四とし、同項第二十五号の二中「行い」を「行ない」に、「行」を「行なう」に改め、「（昭和三十一年法律第百一号）」を削り、同項第二十五号の三を削り、同項第三十号中「日本国有鉄道及び」を削り、同項第三十三号の二及び第三十三号の三を削り、同項第三十八号の二及び第四十二号中「（附帯業務を含む。）」を削り、同項第四十四号の十を第四十四号の十一とし、第四十四号の九を第四十四号の十とし、第四十四号の八を第四十四号の九とし、第四十四号の七の三を削り、第四十四号の七の二を第四十四号の八とする。

「第二節 内部部局」を「第二節 削除」に改める。

第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条から第二十八条まで 削除

第二十八条の二を削る。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第二十九条から第三十八条まで 削除

第四十条第一項中「本省」を「運輸省」に、「左に掲げる」を次の「」に改める。

第四十一条を次のように改める。

（名称、位置等）

第四十一条 海運局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第四十二条を削り、第四十三条の見出し中「出張所」を削り、同条中「出張所又は支局の出張所」を「その他の地方機関」に、「内部組織」を「組織」に改め、同条を第四十二条とし、第四十四条及び第四十五条を削る。

第四十六条中「本省」を「運輸省」に、「左の」を「次の」に改め、第二章第四節第二款中同条を第四十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第四十四条 港湾建設局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第四十七条から第四十九条までを削り、第五十条中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第四十五条とする。

第五十一条第一項中「本省」を「運輸省」に、「左の」を「次の」に改め、第二章第四節第三款中同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第四十七条 陸運局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十二条及び第五十三条を削り、第五十四条第一項中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第四十八条とする。

第五十五条を削り、第五十五条の二中「本省」を「運輸省」に改め、第二章第四節第四款中同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(名称、位置等)

第五十条 地方航空局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十五条の三から第五十五条の五までを削り、第五十五条の六中「内部組織」を「組織」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十五条の七第一項中「本省」を「運輸省」に改め、第二章第四節第五款中同条を第五十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(名称、位置等)

第五十三条 航空交通管制部の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第五十四条及び第五十五条 削除

第五十五条の八を削る。

第五十八条中「昭和二十三年法律第二十八号」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

第五十九条中「昭和二十二年法律第百三十五号」を削り、「基く」を「基づく」に改める。

第六十二条を削り、第六十一条第一項中「その」を「前条に規定する」に、「第一号から第十二号まで、第十四号、第十四号の十一」を「第十号」に改め、第三章第四節第一款中同条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

(気象庁の所掌事務)

第六十一条 気象庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第三条の二第一項第八号(気象業務に係るものに限る。)、第百四十七号(気象庁の所掌事務に関するものに限る。)、及び第百五十号から第百六十三号までに掲げる事務

二 前号に掲げるもののほか、法律(これに基づき命令を含む。)に基づき気象庁に属させられた事務

第三章第四節第二款及び第三款を次のように改める。

第二款 削除

第六十三条から第六十七条まで 削除

第三款 削除

第六十八条から第七十六条まで 削除

「第四款 地方機関」を「第四款 地方支分部局」に改める。

第七十七条(見出しを含む。)中「地方機関」を「地方支分部局」に改める。

第七十八条第一号中「陸水象」の下に「(陸水に關する水象をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十九条第一項を次のように改める。

管区気象台の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第七十九条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「内部組織」を「組織」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第八十条第一号中「津波を除く」を「海洋に關する水象をいう。以下同じ」に改め、「警報」の下に「(津波の予報及び警報を除く。)」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第八十一条第一項を次のように改める。

海洋気象台の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

第八十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(海上保安庁法の一部改正)

第六十四条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掌る」を「つかさどる」ことを任務とする」に改める。

第五条から第九条までを次のように改める。

第五条 海上保安庁の所掌事務は、次のとおりとする。

一 法令の海上における勵行に關すること。

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に關すること。

三 遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に關する制度に關すること。

四 海難の調査(海難審判庁の行なうものを除く)に關すること。

五 船舶交通の障害の除去に關すること。

六 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行なうもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に關すること。

七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に對する海上における保安のため必要な監督に關すること。

八 航法及び船舶交通に關する信号に關すること。

九 港則に關すること。

十 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき海上保安庁に属させられた事務

十一 沿岸水域における巡視警戒に關すること。

十三 海上における犯人の捜査及び逮捕に關すること。

十四 警察庁及び都道府県警察(以下「警察行政庁」という。)、税関、検疫所その他の關係行政庁との間における協力、共助及び連絡に關すること。

十五 水路の測量及び海象の観測に關すること。

十六 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に關すること。

十七 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に關すること。

十八 前三号に掲げる事務に關する調査及び研究に關すること。

十九 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に關すること。

二十 燈台その他の航路標識の附屬の設備による気象の観測及びその通報に關すること。

二十一 海上保安庁以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行なうものの監督に關すること。

二十二 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行なうこと。

二十三 所掌事務を遂行するため使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に關すること。

二十四 所掌事務を遂行するため使用する通信施設の建設、保守及び運用に關すること。

二十五 前各号に掲げるもののほか、第二条第一項に規定する事務

第六条から第九条まで 削除

第十条第一項中「に長官一人を置く」を「の長は、海上保安庁長官とする」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の二を削る。

第十二条第一項中「全国を十海上保安管区に分ち」を「全国及び沿岸水域を海上保安管区に分ち」に改め、同条第二項中「位置及び名称」を「名称、位置及び組織」に、「別表の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十二条の二を削る。

第十三条中「内部組織」を「組織」に改める。

第十六条中「第七号第二号」を「第五号第二号」に、「行」を「行なう」に、「当り」を「当たり」に改める。

別表を削る。

(船員保険法の一部改正)

第六百六十五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三号ノ四第一項中「出張所及支局ノ出張所」を「其ノ他ノ地方機関」に改める。

(水先法の一部改正)

第六百六十六条 水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四号の三の見出し中「海上安全船員教育審議会」を「審議会」に改め、同条第一項中「海上安全船員教育審議会」を「政令で定める審議会」に改め、同条第二項中「海上安全船員教育審議会」を「前項の政令で定める審議会」に改め、同項に改める。

第二十六号から第二十八号までの規定中「若しくはその支局又はこれらの出張所」を「又はその支局その他の地方機関」に改める。

(造船法の一部改正)

第六百六十七条 造船法(昭和二十五年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第八号中「運輸技術審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

第六百六十八号 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十号第三項中「海上安全船員教育審議会」を

「政令で定める審議会」に改める。

第十一号第一項中「海上安全船員教育審議会」を「前条第三項の政令で定める審議会」に改め、同条第二項中「海上安全船員教育審議会」を「前条第三項の政令で定める審議会」に改める。

第十五号の見出し中「海上安全船員教育審議会」を「審議会」に改め、同条中「海上安全船員教育審議会」を「第十号第三項の政令で定める審議会」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第六百六十九号 内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「海運造船合理化審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第二条の三第一項中「海運造船合理化審議会」を「同項の政令で定める審議会」に改める。

(航空法の一部改正)

第七百七十条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九号第四項中「行」を「行なう」に、「行わぬ」を「行なわぬ」に、「第二十九号の航空大学校」を「第三条の二第一項第百四十七号の政令で定める文教研修施設のうち航空に関する専門の学科及び技能の教授による航空従事者の養成を行なうもの」に改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第七百七十一号 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「海運造船合理化審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(港灣整備促進法の一部改正)

第七百七十二号 港灣整備促進法(昭和二十八年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十八号第一項の港灣審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(港灣整備緊急措置法の一部改正)

第七百七十三号 港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「港灣審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第七百七十四号 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「第五十五号の六」を「第五十一号」に改める。

第十章 郵政省関係

(郵政省設置法の一部改正)

第七百七十五号 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 地方支分部局(第十二条―第十九条)

第三章 職員及び職(第二十号―第二十六条)

第四章 雑則(第二十七号・第二十八条)

附則

第三条の次に次の一条を加える。

(郵政省の所掌事務)

第三条の二 郵政省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 所掌事務に關する統計調査に關すること。
- 二 所掌事務に關する事務取扱方法又は業務取扱方法を制定し、及び実施すること。
- 三 所掌事務に關する公益法人その他の団体に對する許可又は認可に關すること。
- 四 所掌事務に關する賠償及び因國際協力に關すること。
- 五 所掌事務に關する聴聞に關すること。
- 六 所掌事務に關し、必要な施設を設け、又は物品等を利用して周知宣伝を行ない、又は啓発及び普及を図ること。

七 所掌事務に關する資料及び物品に關し、次に掲げる事務を處理すること。

イ 事業計画又は業務計画に基づく資料及び物品の需給計画を作成し、及び実施すること。

ロ 資料及び物品を購入し、借り入れ、修理し、加工し、出納し、保管し、及び配給すること。

ハ 倉庫及び工場を設置し、及び管理すること。

ニ 不用となつた資料及び物品を処分すること。

ホ 委託により郵便に關する物品を加工し、又は郵政事業特別会計の保有する物品を売り渡すこと。

八 所掌事務に關する土地、建物、工作物及び船舶並びにこれらの附帶設備(以下「不動産」といふ)又は国有財産に關し、次に掲げる事務を處理すること。

イ 不動産の工事を設計し、及び施行すること。

ロ 不動産を取得し、及び処分すること。

ハ 国有財産及び借入不動産の保存に關すること。

ニ 不動産に關する工事の契約をすること。

九 所掌事務に關する犯罪、非違及び事故を調査し、及び處理すること。

十 前号の犯罪、非違及び事故により発生した損害を賠償し、及び損害の賠償を受けること。

十一 所掌事務の考査をし、及び調査をすること。

十二 所掌事務に關する世論を収集し、及び調査し、又は公衆の不服の申出について調査し、及び回答すること。

十三 職員の需要及び採用に關する計画並び

に定員に關すること。

十四 職員に關すること。
訓練その他人事及び教養に關すること。

十五 職員に必要の施設に關すること。
理し、並びに必要な施設を設置し、及び管理すること。

十六 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

十七 郵政省共済組合に關すること。

十八 職員に必要の労働組合その他の団体との交渉に關すること。

十九 所管各会計の会計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

二十 所管各会計の予算案を準備し、及び成立予算に基づく事業計画又は業務計画を実施すること。

二十一 所掌事務に係る資金を統制し、管理し、及び調達すること。

二十二 所管各会計の決算をすること。

二十三 所掌事務に係る契約の締結、収入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理及び保管の責任を有する職員に対して会計監査をすること。

二十四 郵便、郵便為替及び郵便振替の原価計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

二十五 郵便局の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

二十六 郵便局において受払いする現金の取扱方法を定めること。

二十七 業務施設、業務用品又は郵便切手帳その他郵便の利用上必要な物を利用して広告業務を行なうこと。

二十八 郵便の運営計画を作成し、及び実施すること。

二十九 郵便物の運送契約をすること。

三十 郵便切手その他郵便料金をあらわす証票を発行し、及び売りさばき、並びに封筒、封かん紙その他郵便の利用上必要な物及び印紙を売りさばくこと。

三十一 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び国民貯蓄債券並びに年金及び恩給の支給その他国庫金の受入払込に關する事務（以下「為替貯金」という。）の運営計画を作成し、及び実施すること。

三十二 簡易生命保険及び郵便年金（以下「保険年金」という。）の運営計画を作成し、及び実施すること。

三十三 保険年金の積立金及び余裕金を運用すること。

三十四 保険年金の料率の基礎計算、責任準備金の算定その他数理に關する事務を処理すること。

三十五 保険年金の加入者福祉施設を設けること。

三十六 郵便貯金、郵便振替及び保険年金の原簿に關すること。

三十七 郵便貯金及び郵便振替の預り金並びに郵便貯金特別会計の積立金及び余裕金を資金運用部に預託すること。

三十八 郵便貯金及び保険年金の奨励をすること。

三十九 為替貯金及び保険年金の取扱上発生した欠損金の補てんに關する処理をすること。

四十 郵便、郵便為替及び郵便振替に關する國際的取決め及び万国郵便連合に關すること。

四十一 日本電信電話公社、國際電信電話株式会社、日本放送協會、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から委託された業務を処理すること。

四十二 日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合、國際電信電話株式会社、簡

易保険郵便年金福祉事業団、日本放送協會並びに宇宙開発事業団に關すること。

四十三 所掌事務に關し、公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に關すること。

四十四 有線電氣通信を規律し、及び監督すること。

四十五 電波及び放送の規律に關する國際的取決め並びに電波及び放送の規律に關する事項以外の國際電氣通信の管理に關する國際的取決め並びに國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

四十六 電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に關する企画を行ない、及び実施すること。

四十七 周波数の割当てに關すること。

四十八 無線局の開設の根本的基準を定めることその他の無線局（高周波利用設備を含む。）以下この条において同じ。）の免許（許可及び承認を含む。）に關すること。

四十九 無線設備（高周波利用設備を含む。）以下同じ。）の技術基準を定めること。

五十 無線局の運用及び検査に關すること。

五十一 無線従事者の国家試験及び免許に關すること。

五十二 電波を監視し、及び規正すること並びに不法に開設された無線局を捜査すること。

五十三 無線局の電波の発射の停止に關すること。

五十四 委託により、無線局の周波数を測定すること。

五十五 電波の利用に關する研究及び調査をすること。

五十六 電波の利用に關する研究及び調査を部外の研究機関に委託すること。

五十七 電波の利用を助成し、及び促進すること。

五十八 電波の伝わり方についての予報及び警報に關すること。

五十九 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。

六十 無線設備の機器の型式検定をすること。

六十一 無線設備の性能試験及びその機器の較正を行なうこと。

六十二 第五十八号から前号までの事項に關する研究及び調査を行なうこと。

六十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき郵政省に属せられた事務

第四号各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 削除

第四号中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十四号の二を第十二号とし、第十四号の三を第十三号とし、第十四号の四を第十四号とし、同条第十九号及び第二十号中「簡易生命保険及び郵便年金」を「保険年金」に改め、同条第二十号の二を削り、第二十二号の二を次のように改める。

二十二の二 削除

第四号第二十二号の五中「許可及び承認を含む。以下同じ。」を「許可及び承認を含む」に改め、同条第二十二号の六中「高周波利用設備を含む。以下同じ。」を削り、同条第二十二号の十五中「日本放送協會」の下に「及び日本電信電話公社共済組合」を加える。

「第二章 内部部局及び地方支分部局」を削り、第五号から第十一号までを次のように改める。

第五号から第十一号まで 削除

「第二節 地方支分部局」を削り、第十二条の前に次の章名を附する。

第二章 地方支分部局

第十二条第二項から第四項までを次のように改める。

2 地方郵政監察局は、第三条の二第九号から第十一号までに掲げる事務の一部を分掌する。

3 地方郵政局は、第三条の二第九号、第十号、第二十一号、第二十三号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号及び第三十八号から第四十二号までに掲げる事務の一部を分掌する。

4 地方電波監理局は、第三条の二第三号、第五号、第二十三号、第四十二号、第四十四号、第四十六号から第四十八号まで、第五十号から第五十五号まで及び第五十七号に掲げる事務の一部を分掌する。

第十二条に次の四項を加える。

5 地方貯金局は、第三条の二第九号、第二十七号、第三十一号、第三十六号及び第三十九号から第四十一号までに掲げる事務の一部を分掌する。

6 地方簡易保険局は、第三条の二第九号、第二十七号、第三十二号、第三十三号、第三十六号及び第三十九号に掲げる事務の一部を分掌する。

7 郵便局は、第三条の二第九号、第十号、第二十一号、第二十五号、第二十七号から第三十三号まで、第三十八号、第四十号及び第四十一号に掲げる事務の一部を分掌する。

8 第一項の地方支分部局は、第二項から前項までに掲げる事務のほか、その事務に関連する範囲において、第三条の二第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十二号から第二十号まで、第二十二号、第四十三号及び第六十三号に掲げる事務の一部を分掌する。

第十三条 地方郵政監察局、地方郵政局及び地方電波監理局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

2 地方郵政監察局及び地方郵政局の内部組織は、郵政省令で定める。

3 地方電波監理局の内部組織は、政令で定める。

4 郵政大臣は、地方支分部局の事務の一部を分掌させる必要がある場合は、地方支分部局の出張所を設けることができる。

5 地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

「第三章 附屬機関」を削り、第十四条から第十九条までを次のように改める。

第十四条から第十九条まで 削除

第二十一条 削除

第二十一条の二を削る。

第四章を第三章とする。

第二十七条中「附屬機関」を「施設等機関」に改める。

第五章を第四章とする。

（郵便貯金法の一部改正）

第七十六条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「郵政審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

（郵便法の一部改正）

第七十七条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「郵政審議会」を「政令で定める審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第二十六条第二項、第二十七条の二、第三十一条及び第五十七条第三項中「郵政審議会」を

「審議会」に改める。

（郵便振替法の一部改正）

第七十八条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「以て」を「もつて」に、

「簡易保険局」を「簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三條第一項に規定する局（以下「簡易生命保険主管局」という。）」に改め、同

条第二項中「簡易保険局」を「簡易生命保険主管局」に改め、第五十二条中「簡易保険局」を「簡易生命保険主管局」に改める。

（簡易生命保険法の一部改正）

第七十九条 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「郵政省簡易保険局長が行う」を「郵政省に内部部局として置かれる局で簡易生命保険に関する事務を所掌するものの局長が行なう」に改め、同条第二項中「郵政省簡易保険局長は、前項」を「前項の局長は、同項」に改める。

第六條第二項中「郵政審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第五十六條の次に次の一条を加える。

（審査会の設置）

第五十六條の二 簡易生命保険又は郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）に基づく郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について、

保険契約者、保険金受取人、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人が国との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機関として公平な審査をし、及び裁決をするため、

郵政省に審査会を置く。

第五十七條第一項中「昭和二十四年法律第六十九号」を削る。

第六十條中「郵政省簡易保険局長」を「第三條第一項の局長」に改める。

（郵便年金法の一部改正）

第八十條 郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「郵政省簡易保険局長が行う」を「簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三條第一項に規定する局の局長が行なう」に改め、同条第二項中「郵政省簡易保険局長は、前項」を「前項の局長は、同項」に改める。

第六條第二項中「郵政審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第四十一条中「（昭和二十四年法律第六十八号）」を削る。

（お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正）

（お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部改正）

第八十一条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第五項中「郵政審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

（電波法の一部改正）

第八十二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九條の十三」を「第九十九條の十四」に改める。

第九十九條の二を第九十九條の二の二とし、第七章の二中同条の前に次の一条を加える。

（設置）

第九十九條の二 電波及び放送（有線放送を含む。）の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図るため、その事務に関する事項を調査審議し、郵政大臣に必要な勧告をし、並びにこの法律に基づく郵政大臣又は地方電波監理局長の処分並びに有線テレビジョン放送法（昭和四十六年法律第 号）及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）に基づく郵政大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決をするため、郵政省に電波監理審議会

を置く。

第七章の二中第九十九条の十三の次に次の一条を加える。

(審理官)

第九十九条の十四 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2 審理官は、前章(有線テレビジョン放送法第二十一条及び有線ラジオ放送業務の運用の規定に関する法律第九十九条において準用する場合を含む。)又は第九十九条の十二に規定する職権を主宰する。

3 審理官は、電波監理審議会の議決を経て、郵政大臣が任命する。

第十一章 労働省関係
(労働省設置法の一部改正)
第百八十三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 地方支分部局(第六―第十條)
第三章 外局(第十一條)
第四章 職員(第十二條)
附則
第十條の二を削り、第二章第二節及び第三節を削る。

「第二章 本省及び第一節 内部部局」を削り、第五條及び第五條の二を削る。
第四條各号列記以外の部分中「この法律」を「前条」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条中第一号から第十二号までを削り、第十三号を第一号とし、同条第十三号の二中(昭和四十二年法律第八十九号)を削り、同条を同条第二号とし、同条第十三号の三を削り、第十四号を第三号とし、第十五号から第十八号までを十一号ずつ繰り上げ、同条第十九号中(昭和二十七年法律第二百八十九号)を削り、同条を同条第八号と

し、同条第十九号の二中(昭和二十八年法律第二百二十七号)に基いて「を」に基づいて「に」、「行い」を「行ない」に改め、同条を同条第九号とし、同条第十九号の三及び第十九号の四を削り、同条第二十号中(昭和二十二年法律第四十九号)に基いて「を」に基づいて「に」、「行い」を「行なう」に改め、同条を同条第十号とし、同条第二十一号を削り、第二十二号を第十一号とし、第二十三号から第三十二号までを十一号ずつ繰り上げ、同条第三十三号の二中(昭和三十五年法律第三十号)を削り、同条を同条第二十二号とし、同条第三十三号の三中(昭和三十四年法律第三十七号)に基いて「を」に基づいて「に」改め、同条を同条第二十三号とし、同条第三十三号の四中(昭和四十五年法律第六十号)に基いて「を」に基づいて「に」改め、同条を同条第二十四号とし、同条第三十三号の五を第二十五号とし、第三十三号の六を削り、同条第三十三号の七中(昭和三十九年法律第百十八号)を削り、同条を同条第二十六号とし、同条第三十三号の八を第二十七号とし、第三十三号の九を第二十八号とし、同条第三十三号の十中(昭和四十二年法律第九十二号)を削り、同条を同条第二十九号とし、同条第三十三号の十一中(昭和四十五年法律第九十八号)を削り、同条を同条第三十号とし、同条第三十三号の十二中(昭和四十一年法律第三十二号)を削り、同条を同条第三十一号とし、同条第三十三号を第三十二号とし、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同条第三十六号中(昭和二十四年法律第七十四号)を削り、「行い」を「行なう」に改め、同条を同条第三十五号とし、同条第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号とし、同条第三十八号の二中(昭和四十六年法律第 号)を削り、同条を同条第三十八号とし、同条第三十九号を第五十四号とし、第四十五号から第四十九号までを四号ずつ繰り下げ、同条第四十四号中

「昭和四十四年法律第六十四号」を削り、同条を同条第四十八号とし、同条第四十三号を第四十七号とし、第四十二号を第四十六号とし、第四十一号の二を第四十五号とし、第三十九号から第四十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三十八号の五を第四十一号とし、第三十八号の四を第四十号とし、同条第三十八号の三中(昭和三十五年法律第百二十三号)を削り、同条を同条第三十九号とし、同条を第五條とし、同条の前に次の一条を加える。

(労働省の所掌事務)

第四條 労働省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の施行に關すること。
- 二 雇用促進事業団の監督その他雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の施行に關すること。
- 三 労働組合、労働争議その他労働問題に關する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 四 労働条件に關する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 五 賃金、給料その他給与に關する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 六 労働者生計費に關する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 七 職業に關する定期統計を作成し、及び刊行すること。
- 八 内外労働事情に關する資料の収集、整理及び分析を行ない、並びにその結果を刊行すること。
- 九 労働者の生活、給与及び雇用に關する経済問題に關する調査を行ない、及びその結果を刊行すること。
- 十 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行なうこと。
- 十一 所掌事務に係る渉外に關すること。

十二 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の施行に關すること。

十三 労働組合及び労働関係の調整に關する啓蒙宣傳を行なうこと。

十四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)に基いて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、及びこれを監督すること。

十五 日本労働協会の監督その他日本労働協会法(昭和三十三年法律第百三十二号)の施行に關すること。

十六 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督その他中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の施行に關すること。

十七 第十二号から前号までに掲げるもののほか、労働組合その他労働に關する団体及び労働関係の調整に關する事務で他省の所掌に屬しないものに關すること。

十八 賃金、労働時間及び休息に關すること。

十九 産業安全に關すること。(鉱山における保安に關することを除く。)

二十 労働衛生に關すること。(鉱山における通気及び災害時の救護に關することを除く。)

二十一 じん肺に關する労働者の健康管理の区分等の決定に關すること。

二十二 労働者災害補償に關すること。

二十三 労働者災害補償保険事業を行なうこと。

二十四 労働福祉事業団、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關すること。

十二 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の施行に關すること。

十三 労働組合及び労働関係の調整に關する啓蒙宣傳を行なうこと。

十四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)に基いて、労働金庫及び労働金庫連合会の事業を免許し、及びこれを監督すること。

十五 日本労働協会の監督その他日本労働協会法(昭和三十三年法律第百三十二号)の施行に關すること。

十六 中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合の監督その他中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の施行に關すること。

十七 第十二号から前号までに掲げるもののほか、労働組合その他労働に關する団体及び労働関係の調整に關する事務で他省の所掌に屬しないものに關すること。

十八 賃金、労働時間及び休息に關すること。

十九 産業安全に關すること。(鉱山における保安に關することを除く。)

二十 労働衛生に關すること。(鉱山における通気及び災害時の救護に關することを除く。)

二十一 じん肺に關する労働者の健康管理の区分等の決定に關すること。

二十二 労働者災害補償に關すること。

二十三 労働者災害補償保険事業を行なうこと。

二十四 労働福祉事業団、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關すること。

二十五 最低賃金及び最低工資に関するこ
と。

二十六 勤労者財産形成政策基本方針を定め
ること。

二十七 労働能率の増進を図ること。

二十八 労働者の福利厚生を図ること。

二十九 労働基準監督官の権限の行使その他
工場事業場等における労働条件及び労働者
の保護に関する監督に關すること。

三十 児童の使用禁止に關すること。

三十一 第十八号から前号までに掲げるもの
のほか、労働基準法（昭和二十二年法律第
四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二
十二年法律第五十号）、じん肺法（昭和三十
五年法律第三十号）、最低賃金法（昭和三十
四年法律第三十七号）、家内労働法（昭和
四十五年法律第六十号）、勤労者財産形成
促進法（昭和四十六年法律第 号）、労働
福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百二
十六号）、労働災害防止団体等に関する法
律（昭和三十三年法律第九十二号）及び炭鉱
災害による一酸化炭素中毒症に関する特別
措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施
行に關することその他労働条件及び労働者
の保護に關する事務で他省の所掌に屬しな
いものに關すること。

三十二 勤労青少年福祉対策基本方針を定め
ることその他勤労青少年福祉法（昭和四十
五年法律第九十八号）の施行に關すること。

三十三 家族労働問題及び家事使用人に關す
ること。

三十四 前二号に掲げるもののほか、婦人及
び年少労働者に特殊な労働問題に關するこ
と。

三十五 労働者の家族問題に關すること。た
だし、法律に基づいて他省の所掌に屬させ
られたものを除く。

三十六 婦人の地位の向上その他婦人問題の

調査及び連絡調整を行なうこと。ただし、
婦人問題の連絡調整については、他省が法
律に基づいて、その所掌に屬させられた事
務を行なうことを妨げるものではない。

三十七 雇用対策基本計画の策定に關するこ
と。

三十八 職業の紹介及び指導その他労働需給
の調整に關すること。

三十九 労働者供給事業の禁止及び労働者の
募集に關すること。

四十 中高年齢失業者等の就職促進の措置に
關する計画の作成に關すること。

四十一 身体障害者の採用又は雇入れに關す
る計画に關すること。

四十二 失業対策に關すること。

四十三 炭鉱職業者緊急就労対策事業に關す
ること。

四十四 失業保険事業を行なうこと。

四十五 沖縄居住者等に対する失業保険に關
する特別措置法（昭和四十二年法律第三十
七号）の規定に基づいて行なう沖縄法相当
給付の支給に關すること。

四十六 国家公務員その他国会の議決を経た
歳出予算によつて給与が支給される者に対
し失業保険法（昭和二十二年法律第四百十
六号）に規定する条件に従つて行なう退職
手当の支給に關すること。

四十七 駐留軍関係職業者等臨時措置法（昭
和三十三年法律第五十八号）の規定に基
づいて行なう就職指導及び就職促進手当の
支給に關すること。

四十八 第三十七号から前号までに掲げるも
ののほか、雇用対策法（昭和四十一年法律
第二百三十二号）、職業安定法（昭和二十二年
法律第四百十一号）、失業保険法、緊急失
業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）、
炭鉱職業者臨時措置法（昭和三十四年法律
第九十九号）、身体障害者雇用促進法（昭

和三十五年法律第二百二十三号）、港湾労働
法（昭和四十年法律第二百二十号）及び中高年
齢者等の雇用の促進に關する特別措置法
（昭和四十六年法律第 号）の施行に關
することその他雇用に關する事務で他省の
所掌に屬しないものに關すること。

四十九 職業訓練基本計画の策定に關するこ
と。

五十 公共職業訓練施設、事業主その他のも
のの行なう職業訓練に關すること。

五十一 職業訓練指導員の免許に關するこ
と。

五十二 技能検定に關すること。

五十三 職業訓練法人中央会及び中央技能検
定協会の監督に關すること。

五十四 第四十九号から前号までに掲げるも
ののほか、職業訓練法（昭和四十四年法律
第六十四号）の施行に關することその他労働
者の技能の向上に關する事務で他省の所
掌に屬しないものに關すること。

五十五 前各号に掲げるもののほか、法律
（これに基づいて命令を含む。）に基づき、労働
省に屬させられた事務

第六条の次に次の章名を附する。

第二章 地方支分部局

第六条から第十号までを次のように改める。

（地方支分部局）

第六条 本省に、次の地方支分部局を置く。

都道府県労働基準局

労働基準監督署

都道府県婦人少年室

公共職業安定所

（都道府県労働基準局）

第七条 都道府県労働基準局の名称、位置及び
管轄区域は労働基準法（これに基づく命令を
含む。）の、その所掌事務及び権限は同法、労働
者災害補償保険法、じん肺法、最低賃金
法、家内労働法、労働災害防止団体等に關す

る法律及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症
に關する特別措置法（これらの法律に基づく
命令を含む。）の定めるところによる。

2 都道府県労働基準局は、前項に定めるもの
のほか、労働省の所掌事務のうち次に掲げる
事務の一部を分掌する。

一 労働者災害補償保険法を施行すること。

二 労働能率の増進を図ること。

三 労働者の福利厚生を図ること。

四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費
に關する統計を作成すること。

3 前項第四号に掲げる事務についての都道府
県労働基準局長に対する指揮監督に關して
は、政令で定める。

4 都道府県労働基準局の組織は、労働省令で
定める。

（労働基準監督署）

第八条 労働基準監督署の名称、位置及び管轄
区域は労働基準法（これに基づく命令を含
む。）の、その所掌事務及び権限は同法、労働
者災害補償保険法、じん肺法、最低賃金法、
家内労働法、労働災害防止団体等に関する法
律及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關
する特別措置法（これらの法律に基づく命令
を含む。）の定めるところによる。

2 労働基準監督署の組織は、労働省令で定め
る。

（都道府県婦人少年室）

第九条 都道府県婦人少年室は、労働省の所掌
事務のうち第四号第三十号、第三十二号、第
三十三号、第三十五号及び第三十六号に掲げ
る事務、婦人及び年少労働者の保護及びこれ
らの者に特殊な労働条件の向上に關する事務
その他婦人及び年少労働者に特殊な労働問題
に關する事務の一部を分掌する。

2 都道府県婦人少年室の名称、位置及び管轄
区域は、政令で定める。

3 都道府県婦人少年室の組織は、労働省令で

定める。

(公共職業安定所)

第十条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は職業安定法(これに基づく命令を含む。)の、その所掌事務及び権限は雇用対策法、職業安定法、失業保険法、緊急失業対策法、駐留軍関係離職者等臨時措置法、炭鉱離職者臨時措置法、身体障害者雇用促進法、港湾労働法、沖縄居住者等に対する失業保険に關する特別措置法及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(これらの法律に基づく命令を含む。)並びに勤労青少年福祉法の定めるところによる。

2 公共職業安定所は、前項に定めるもののほか、労働省の所掌事務のうち第四条第四十六号に掲げる事務の一部を分掌する。

3 公共職業安定所の組織は、労働省令で定める。

4 労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。

5 出張所の名称、位置、管轄区域及び組織は、労働省令で定める。

第二十條第三項中「基く」を「基づく」に改め、「以下同じ」を削り、第三章中同条を第十一条とする。

第四章中第二十一条を第十二条とする。

附則第三項を削る。

(労働基準法の一部改正)

第百八十四條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項中「労働に關する主務省に労働基準局を」を「労働に關する主務省に労働基準主管局(労働に關する主務省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に關する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)」に改める。

第九十九條第一項中「労働基準局」を「労働基

準主管局」に、「の外を」を「ほか」に改め、同条第二項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長の局長(以下労働基準主管局長という。)」に、「以下同じ」を「もつて」に改める。

第百條第一項中「労働基準局長は」を「労働基準主管局長は」に、「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第二項中「労働基準局長の」を「労働基準主管局長の」に、「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第三項中「労働基準局長又は」を「労働基準主管局長又は」に、「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第五項中「労働基準局長」を「労働基準主管局長」に、「行い」を「行ない」に、「行わせる」を「行なわせる」に改める。

第百條の二第二項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長(労働省の内部部局として置かれる局で女子及び年少者に特殊な労働問題に關する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。)」に、「掌り」を「つかさどり」に、「労働基準局長」を「労働基準主管局長」に、「行い」を「行ない」に、「行なう」に改め、同条第二項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に、「労働基準局」を「労働基準主管局」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第三項中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に、「行い」を「行なう」に改める。

第百二十條第四号中「婦人少年局長」を「婦人少年主管局長」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第百八十五條 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出し中「職業安定局」を「職業安定主管局長」に改め、同条第一項中「労働省職業安定局長」を「職業安定主管局長(労働省の内部部局として置かれる局で職業の紹介及び指導その他雇用の安定に關する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。)」に、「掌り」を「つかさどり」に改める。

第十三條第一項、第十四條及び第十五條中「職業安定局長」を「職業安定主管局長」に改め

る。

第五十一條中「行い」を「行なう」に、「但し、職業安定局長」を「ただし、職業安定主管局長」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第百八十六條 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の二第三項中「事務局次長」を削る。

(労働組合法の一部改正)

第百八十七條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第十九項中「事務局次長二人以内」を削り、同条第二十一項中「読み替える」を「第十九項中「事務局次長及び必要職員」とあるのは「事務局次長、事務局次長二人以内及び必要職員」と読み替える」に改める。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)

第百八十八條 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

(じん肺法の一部改正)

第百八十九條 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十條を次のように改める。

第三十條 削除

(身体障害者雇用促進法の一部改正)

第百九十條 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等

に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律の一部改正)

第百九十一條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五條を次のように改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三十五條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「の施行」を「及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の施行」に改める。

第五條第二号の次に次の三号を加える。

二の二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づいて、労働保険料を徴収すること。

二の三 失業保険法に基づいて、失業保険の特別保険料を徴収すること。

二の四 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)に基づいて、労働者災害補償保険の特別保険料を徴収すること。

第五條第十九号中「保険加入又は脱退の申込」を「保険の加入又は保険関係の消滅の申請」に、「これに承諾を与えること」を「これを認可すること」に改め、同条第二十号を次のように改める。

第二十 削除

第五條第四十二号中「又は任意適用の日雇労働者が加入又は脱退」を「が保険の加入又は保険関係の消滅」に改め、同条第四十三号を次のように改める。

四十三 削除

（勤勞青少年福祉法の一部改正）

第百九十二条 勤勞青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第六条第四項及び第二十条中「婦人少年問題審議会」を「政令で定める審議会」に改める。

第十二章 建設省関係

（建設省設置法の一部改正）

第百九十三条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

「第二章 本省」を削り、第三条を次のように改める。

（所掌事務及び権限）

第三条 建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

二 所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

三 産業開発青年隊に関すること。

四 土地の測量、地図の調製その他これに附帯する事業を実施すること。

五 測量業の発達及び改善を助長し、並びに測量業者の監督に関する事務を管理すること。

六 河川、道路その他所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行なうこと。

七 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。

八 都市計画、公園に関し調査を行ない、その整備改善を図ること。

九 公共空地及び保勝地に関し調査を行ない、その整備、維持及び管理並びにこれら

の助成及び監督を行ない、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行なうこと。

十 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十一年法律第百四十二号）、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）及び都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の施行に関する事務を管理すること。

十一 首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）及び阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の施行に関する事務を管理すること。

十二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業に関する事務を管理すること。

十三 屋外広告物に関する事務を管理すること。

十四 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）による特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

十五 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三十三号）による近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

十六 下水道に関すること。

十七 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行なうこと。

十八 ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）の施行に関する事務を管理すること。

十九 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の施行に関する事務を管理すること。

二十 砂防に関する事業を実施し、助成し、及び監督し、その他砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事務を管理すること。

二十一 地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びばた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督し、その他地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の施行に関する事務を管理すること。

二十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務を管理すること。

二十三 公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立てに関する事務を管理すること。

二十四 運河（港湾内の運河を除く。）に関する事務を管理すること。

二十五 海岸保全施設に関する事業を実施し、助成し、及び監督し、その他海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の施行に関する事務を管理すること。

二十六 洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行な

うこと。

二十七 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行なうこと。

二十八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の施行に関する事務を管理すること。

二十九 日本道路公団及び本州四国連絡橋公団の業務の監督その他日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）及び本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）の施行に関する事務を管理すること。

三十 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧並びにその助成及び監督を行なうこと。

三十一 軌道及び自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

三十二 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。

三十三 公共用地取得制度に関する調査を行なうこと。

三十四 宅地制度に関する調査及び企画を行なうこと。

三十五 宅地建物取引業者の監督その他宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の施行に関する事務を管理すること。

三十六 積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

三十七 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）、地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

と。
三十八 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。
三十九 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。
四十 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の施行に関する事務を管理すること。
四十一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、北海道防犯住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）、住宅地区改良法（昭和三十三年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第九十号）及び農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第九十号）の施行に関する事務を管理すること。

四十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行なうこと。
四十三 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）及び新住宅市街地開発法（昭和三十三年法律第三十四号）の施行に関する事務を管理すること。
四十四 住宅等の建設、供給、改善、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行なうこと。

四十五 住宅金融公庫の業務の監督その他住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）及び住宅融資保険法（昭和三十三年法律第六十三号）の施行に関する事務を管理すること。
四十六 日本住宅公団及び日本労働者住宅協会の業務の監督その他日本住宅公団法（昭和三十三年法律第五十三号）及び日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）の施行に関する事務を管理すること。
四十七 勤労者財産形成促進法（昭和四十六

年法律第九十号）に基づいて、勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得に係る部分に限る。）を定めること。
四十八 地代及び家賃に関する事務を処理すること。
四十九 建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に関する事務を管理すること。

五十 公共工事に関する前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）の施行に関する事務を管理すること。
五十一 建設機械抵当に関する法律。
五十二 所管に属する建設工事用機械の貸付に関する事務を行なうこと。
五十三 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の施行に関する事務を行なうこと。

五十四 公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、労働福祉事業団、雇用促進事業団、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、国民金融公庫、農林漁業金融公庫又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会（以下「公共団体等」という。）の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計、建設工事の工事管理、土地の測量、地図の調製及び測量写真の撮影並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

五十五 公共団体等の委託に基づき、建設工事に関する調査、試験、検定及び研究を行なうこと。
五十六 第五十四号に掲げるもののほか、委託に基づき、その所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及びその所管又

は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。
五十七 第五十五号に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物について調査、試験及び研究を行ない、並びに建築物、その敷地、建設資材及び建設工事用機械について特別な調査、試験及び研究を行なうこと。

五十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。
五十九 所掌事務に係る調査、統計、試験、検定、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理し、並びに建設技術に関する指導並びに建設技術に関する試験及び研究の助成を行なうこと。
六十 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行なうこと。

六十一 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行なうこと。
六十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき建設省に属せられた事務
第四条及び第四条の二を削り、第五条の見出しを（技術）に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条を第四項とする。
第五条の二から第五条の五までを削る。

第三章 附属機関を削る。
第六条を削り、第七條第三項中「内部組織を組織」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項を同条第三項とし、同条第一項中「第三條第二項」を「第三條第四項」に、「第二項の二」を「第五項」に、「第二十六号の二」を「第五十四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第五項とする。
建設省に特別の機関として国土地理院を置く。
第八条から第十条までを削る。

「第四章 地方支分部局を削り、第十一条中「本省」を「建設省」に改め、同条を第六項とする。
第十二条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「本省」を「建設省」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号の二中「の外」を「のほかに」に改め、同条第一号の三中「行」を「行なう」に改め、同条第二号中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の二及び第二号の三中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の四中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「行」を「行なう」に改め、同条を第七項とし、同条の次に次の一項を加える。

第八条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び組織は、政令で定める。
第十三条及び第十四条を削る。
第十五条の見出しを削り、同条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び組織」に改め、同条を第九項とする。
第五章を削る。
「第六章 職員」を削り、第十八条を第十項とする。
第十九条を削る。
附則第二十條を附則第十一條とし、附則第二十一條を附則第十二條とする。
（道路法の一部改正）
第九十四條 道路法（昭和二十七年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第一項中「建設省の附属機関として」を「建設省」に改める。
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
（公営住宅法等の一部改正）
第九十五條 次に掲げる法律の規定中「住宅地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

「第四章 地方支分部局を削り、第十一条中「本省」を「建設省」に改め、同条を第六項とする。
第十二条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「本省」を「建設省」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号の二中「の外」を「のほかに」に改め、同条第一号の三中「行」を「行なう」に改め、同条第二号中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の二及び第二号の三中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の四中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「行」を「行なう」に改め、同条を第七項とし、同条の次に次の一項を加える。

第八条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び組織は、政令で定める。
第十三条及び第十四条を削る。
第十五条の見出しを削り、同条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び組織」に改め、同条を第九項とする。
第五章を削る。
「第六章 職員」を削り、第十八条を第十項とする。
第十九条を削る。
附則第二十條を附則第十一條とし、附則第二十一條を附則第十二條とする。
（道路法の一部改正）
第九十四條 道路法（昭和二十七年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第一項中「建設省の附属機関として」を「建設省」に改める。
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
（公営住宅法等の一部改正）
第九十五條 次に掲げる法律の規定中「住宅地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

「第四章 地方支分部局を削り、第十一条中「本省」を「建設省」に改め、同条を第六項とする。
第十二条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「本省」を「建設省」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号の二中「の外」を「のほかに」に改め、同条第一号の三中「行」を「行なう」に改め、同条第二号中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の二及び第二号の三中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の四中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「行」を「行なう」に改め、同条を第七項とし、同条の次に次の一項を加える。

第八条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び組織は、政令で定める。
第十三条及び第十四条を削る。
第十五条の見出しを削り、同条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び組織」に改め、同条を第九項とする。
第五章を削る。
「第六章 職員」を削り、第十八条を第十項とする。
第十九条を削る。
附則第二十條を附則第十一條とし、附則第二十一條を附則第十二條とする。
（道路法の一部改正）
第九十四條 道路法（昭和二十七年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第一項中「建設省の附属機関として」を「建設省」に改める。
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
（公営住宅法等の一部改正）
第九十五條 次に掲げる法律の規定中「住宅地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

「第四章 地方支分部局を削り、第十一条中「本省」を「建設省」に改め、同条を第六項とする。
第十二条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「本省」を「建設省」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一号の二中「の外」を「のほかに」に改め、同条第一号の三中「行」を「行なう」に改め、同条第二号中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の二及び第二号の三中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第二号の四中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第三号中「行」を「行なう」に改め、同条を第七項とし、同条の次に次の一項を加える。

第八条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び組織は、政令で定める。
第十三条及び第十四条を削る。
第十五条の見出しを削り、同条中「及び所掌事務の範囲」を「所掌事務の範囲及び組織」に改め、同条を第九項とする。
第五章を削る。
「第六章 職員」を削り、第十八条を第十項とする。
第十九条を削る。
附則第二十條を附則第十一條とし、附則第二十一條を附則第十二條とする。
（道路法の一部改正）
第九十四條 道路法（昭和二十七年法律第九十号）の一部を次のように改正する。
第七十九條第一項中「建設省の附属機関として」を「建設省」に改める。
第八十三條を次のように改める。
第八十三條 削除
（公営住宅法等の一部改正）
第九十五條 次に掲げる法律の規定中「住宅地審議会」を「政令で定める審議会」に改める。
一 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）

第十三条第三項

二 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)

第四条第一項

(土地区画整理法の一部改正)

第百九十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「都道府県知事又は市町村長の附屬機関として」を「都道府県又は市町村に、」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第百九十七条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第四十八条中「建設省の附屬機関として」を「建設省に改める。

(都市計画法の一部改正)

第百九十八条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「建設省の附屬機関として、」を「建設省に改める。

(地価公示法の一部改正)

第百九十九条 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第十三章 自治省関係

(自治省設置法の一部改正)

第二百条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「この法律を前条に、左に」を「次に、但しを

「ただし」に、「これに基く」を「これに基づく」に改め、同項中第一号から第十号の二までを削り、第十一号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(第二百六十一号を除く)の規定に

基づく内閣総理大臣の権限の行使について、内閣総理大臣に助言その他の援助をすること。

第四条第一項第十一号の二から第十三号の七までを削り、同項第十四号中「都道府県の議会の会議の結果」を削り、同項中同号を第三号とし、第十四号の二を第四号とし、同項第十四号の三(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、同号を同項第五号とし、同項第十四号の四

中「又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに関する規約の変更を許可し、及び届出を受理する」を「設置、都道府県が行なう機関の共同設置若しくは事務の委託又はこれらに係る規約の変更の届出を受理し、及び都道府県が加入する地方公共団体の組合の設立又はこれに係る規約の変更を許可する」に改め、同項中同号を第六号とし、第十四号の五を第七号とし、第十四号の六から第十四号の九までを削り、第十五号を第八号とし、第十五号の二を第九号とし、第十五号の三を削り、同項第十六号中「及び都市職員共済組合連合会」を「都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合」に改め、同項中同号を第十号とし、第十六号の二から第十六号の五までを削り、第十七号から第二十六号までを六号ずつ繰り上げ、第二十六号の二を削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十八号を第二十二号とし、同項第二十八号の二(道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百二十六号)附則第七項の規定による)を削り、同号を同項第二十三号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十四 地方公共団体の財務に關係のある事務について報告を徴取し、調査し、及び助言すること。

二十五 内閣が国会に対して行なう地方財政の状況に關する報告の原案を作成すること。

二十六 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認すること。

第四条第一項中第二十九号を第二十七号とし、同項第三十号中「及び所得税額」を削り、同項中同号を第二十八号とし、第三十一号から第三十三号までを二号ずつ繰り上げ、第三十三号の二を第三十二号とし、第三十三号の三を第三十三号とし、第三十三号の四を第三十四号とし、同項第三十五号中「の外」を「のほか」に、「法律に基く」を「これに基づく」に、「基き」を「基づき」に改め、同号を同項第四十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

四十 民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定に基つき、所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

第四条第一項中第三十三号の五を第三十五号とし、第三十三号の六を第三十六号とし、第三十四号を第三十七号とし、第三十四号の二を削り、第三十四号の三を第三十八号とし、第三十四号の四を第三十九号とし、同条第二項を削る。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(自治省の所掌事務)

第四条 自治省の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国と地方公共団体との一般的連絡に關すること。

二 地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行なうこと。

三 国家行政組織法第十六条第一項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基つき内閣総理大臣の権限の行使に關する助言その他の援助に關すること。

四 地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画、立案及び運営に關し、必要な意見を関

係行政機関に申し出ること。

五 地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。

六 地方自治に關する制度及びその運営に關する調査研究に關すること。

七 合併市町村の建設に關する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

八 地方公務員に關する制度の企画及び立案に關すること。

九 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に關すること。

十 政令で定める文教研修施設において、地方公務員に対し地方自治に關する高度の研究を行なうこと。

十一 地方職員共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、市町村職員共済組合連合会、都市職員共済組合連合会、地方議会議員共済会及び地方団体関係団体職員共済組合に關すること。

十二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)及び同法の規定を準用する法律に基つき選挙に關する制度の企画及び立案に關すること。

十三 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に係る投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

十四 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基つき投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

十五 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

十六 前四号に掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の施行準備に關すること。

十七 第十二号から第十五号までに掲げる選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査

の普及宣伝に關すること。

十八 政党その他の政治団体に関する制度。

十九 地方公共団体の財政に關する制度の企画及び立案その他地方財政に關すること。

二十 地方交付税の總額の見積りに關すること。

二十一 地方交付税の交付に關すること。

二十二 地方交付税の減額又は返還に關すること。

二十三 地方債に關すること。

二十四 地方公共団体の財政資金の調達に關してあつせんすること。

二十五 当せん金附証票を発売することができ市町村の指定及び地方公共団体の行なう当せん金附証票の発売の許可に關すること。

二十六 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行なうことができる市町村の指定に關すること。

二十七 地方公共団体の財務に關係のある事務に關する報告の徴取、調査及び助言に關すること。

二十八 交通安全対策特別交付金の交付に關すること。

二十九 地方税に關する制度の企画及び立案その他地方税に關すること。

三十 法定外普通税の新設又は変更に關すること。

三十一 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び特別とん譲与税に關する制度の企画及び立案に關すること。

三十二 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び特別とん譲与税の収入額の見積りに關すること。

三十三 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び特別とん譲与税の譲与に關すること。

三十四 特別とん譲与税を譲与すべき開港所在市町村の指定に關すること。

三十五 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する制度の企画及び立案に關すること。

三十六 国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する制度の企画及び立案並びに当該助成交付金の交付に關すること。

三十七 消防及び救急業務に關する制度の企画及び立案に關すること。

三十八 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關すること。

三十九 消防に關する試験研究に關すること。

四十 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに關する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に關すること。

四十一 所管行政に關する調査、統計の作成及び資料の収集に關すること。

四十二 公営企業金融公庫、八郎潟新農村建設事業団及び日本消防検定協会の監督に關すること。

四十三 次に掲げる法律の施行に關すること。

(一) 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）

(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

(三) 奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）

(四) 住居表示に關する法律（昭和三十七年法律第九十九号）

(五) 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に關する法律（昭和三十九年法律第六十六号）

(六) 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

(七) 小笠原諸島復興特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

(八) 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号）

(九) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第七十九号）

(十) 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

(十一) 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）

(十二) 後進地域の開発に關する公共事業に係る国の負担割合の特例に關する法律（昭和三十六年法律第十二号）

(十三) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律（昭和三十七年法律第八十八号）

(十四) 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十年法律第七十三号）

(十五) 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十一年法律第百十四号）

(十六) 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十五年法律第七号）

(十七) 公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第三号）

(十八) 消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第七号）

(十九) 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基つて命令を含む。）に基づき、自治省に属せしめられた事務

第六条から第十三条までを削り、第十四条を第六条とし、第十五条を第七条とし、第十六条を第八条とし、第十六条の二を第九条とし、第十七条第八号中「国」を「自治大臣」に改め、同条を第十号とし、第十八条から第二十二号までを

七条ずつ繰り上げ、第二十三条第一項中「自治省」の下に「、特別の機関として」を加え、同条を第十六条とし、第二十三条の二から第二十四条の二までを削り、第二十四条の三を第十七条とし、第二十五条を第十八条とする。

(自治大学設置法の廃止)

第二百一条 自治大学設置法（昭和二十八年法律第九十九号）は、廃止する。

(選挙制度審議会設置法の一部改正)

第二百二条 選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

(地方財政法の一部改正)

第二百三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四条の五中「第八条の規定に基き」を「第八条、第八条の二又は第八条の三の規定に基き」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二百四条 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十六項中「行政局」を削る。

(地方税法の一部改正)

第二百五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百八十八条の二第一項中「中央固定資産評価審議会は、」を削り、「調査審議する」を「調査審議するため、自治省に中央固定資産評価審議会を置く」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二百六条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第八条の規定に基き」を「第八条、第八条の二又は第八条の三の規定に基き」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二百七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十
七年法律第五十二号)の一部を次のように改
正する。

第二百二十二条第一項中「自治省の附属機関と
して」を「自治省に」に改める。

(小笠原諸島復興特別措置法の一部改正)

第二百八条 小笠原諸島復興特別措置法(昭和四
十四年法律第七十九号)の一部を次のように改
正する。

第十一条第一項中「小笠原諸島復興審議会
(次項及び次条において「審議会」という。は、
を削り、「調査審議する機関とする」を「調査審
議するため、自治省に小笠原諸島復興審議会
(次項及び次条において「審議会」という。を
置く」に改める。

(消防組組法の一部改正)

第二百九条 消防組組法(昭和二十二年法律第二
百二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「左に」を「次に」に、「掌る」を
「つかさどる」に改め、同条第五号中(第十二
条第一項に規定する消防職員をいう。第四条の
四第二項において同じ。を「消防吏員その他の
の職員をいう。以下同じ。に改め、同条第六
号を次のように改める。

六 消防職員及び消防団員の教育訓練に關す
る事項

第四条中第八号を削り、第九号から第十二号
までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「危
険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試験」
に改め、同条第十二号とし、同条第十四
号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条
第二十一号中「の外」を「のほか」に、「基
づく」を「基づき」に改め、同条
を同条第二十号とする。

第四条の二を次のように改める。
第四条の二 消防庁に、政令で定めるところに
より、国及び都道府県の消防の事務に従事す

る職員又は市町村の消防職員及び消防団員に
対し、幹部として必要な教育訓練を行ない、
あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員
の訓練機関の行ない教育訓練の内容及び方法
に關する技術的援助をつかさどる教育訓練機
関を置くことができる。

第四条の三及び第四条の四を削る。

第十二条第一項中「適当な階級の消防吏員及
びその他の職員(以下「消防職員」という。を
「消防職員」に改める。

第二十六条の二中「消防大学校」を「消防庁
に置かれる教育訓練機関」に改める。

第十四条 その他

(内閣法制局設置法の一部改正)

第二百十條 内閣法制局設置法(昭和二十七年法
律第二百五十二号)の一部を次のように改正す
る。

第四条を次のように改める。

(内部組織)

第四条 前条に規定する所掌事務を遂行するた
め必要な内部組織については、政令で定め
る。

第五条第五項を削る。

(会計検査院法の一部改正)

第二百十一條 会計検査院法(昭和二十二年法律
第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を次のように改める。

事務総局に官房及び局を置く。

第十二条第三項中「官房及び各局の事務の分
掌及び分課」を「局の設置並びに官房及び局の
所掌事務の範囲及び内部組織」に改める。

第十六条第一項中「各局」を「局」に改める。

附則

この法律は、国家行政組織法の一部を改正する
法律(昭和四十六年法律第 号)の施行の日
から施行する。

三月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社国家管理の立法化反対に關する請
願(第一六三七号)(第一六四二号)(第一六四
三号)(第一六四四号)(第一六四五号)(第一六
四六号)(第一六四七号)(第一六四八号)(第一
六五二号)(第一六五三三三)(第一六五四号)(第
一六五五号)(第一六五六号)(第一六五七号)
(第一六五八号)(第一六五九号)(第一六七三
号)(第一六七四号)(第一六七五号)(第一六七
六号)(第一六七七号)(第一六七八号)(第一六
七九号)(第一六八四号)(第一六八五号)(第一
六八六号)(第一六八七号)(第一六八八号)(第
一六八九号)(第一六九〇号)(第一六九一号)
(第一六九四号)(第一六九七号)(第一七〇一
号)(第一七〇二号)(第一七〇三三三)(第一七〇
四号)(第一七〇五号)(第一七〇六号)(第一
七〇七号)(第一七〇八号)(第一七一三三三)(第
一七一四号)(第一七一五号)(第一七一六号)
(第一七一七号)(第一七一八号)(第一七一九
号)(第一七二三三三)(第一七二九号)(第一七四
四号)(第一七四五号)(第一七四六号)(第一七
四七号)(第一七四八号)(第一七四九号)(第一
七五〇号)(第一七五一号)(第一七六一号)(第
一七六七号)(第一七六八号)(第一七八〇号)
(第一七八一号)(第一七八二号)(第一七八三
号)(第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八
九号)(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一七
九二二号)(第一七九三三三)(第一七九四号)(第
一七九五号)

一、元満鉄職員の恩給・共済年金通算等に關す
る請願(第一七六六号)

一、元滿洲拓殖公社員に對する恩給法等の特例
制定に關する請願(第一七七二二)

第一六三七号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願(五
通)

請願者 兵庫縣芦屋市清水町三ノ一七太田
方 山本富子外百九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四二二 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願

請願者 香川県坂出市堀江町三ノ五ノ三
七 白石忠勝外百四十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四三三 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願

請願者 兵庫縣芦屋市松浜町二ノ一八
清水保外四十五名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四四四 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願

請願者 岡山縣新見市高尾二ノ一九ノ二 内
藤善次外百四十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四四五 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願

請願者 神戸市兵庫區南五葉六ノ一一ノ一
四 香西豊外百四十九名

第一六四六号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県坂出市寿町一ノ二ノ四〇
谷口ツタエ外四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四七号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区青谷町二ノ三ノ四 岡
本葉子外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六四八号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県丸亀市田村町一、三六五ノ
五 古川洋二郎外三十六名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五二号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（四
通）
請願者 青森市筒井桜川四三四ノ一 成田
芳子外二百二十八名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五三号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区大同町一ノ一七 国
重哲郎外九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五四号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市長田区東尻池町一ノ二ノ
一 片山哲夫外九十九名
紹介議員 加藤シツエ君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五五号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市荒巻杉添四ノ五 松
坂勝司外二百九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五六号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県所沢市緑町三ノ一ノ一二
四ノ四 瀬川英子外九十三名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五七号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 千葉県市原市不入斗一三五 池田
辰信外六十九名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五八号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市灘区八幡町四ノ八ノ二五
大森進外九十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六五九号 昭和四十六年三月五日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県西宮市二見町六ノ三 地主
房子外九十九名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七三号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県入間郡富士見町大字鶴馬
一、〇一〇ノ三〇 原恵美子外七
十四名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七四号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県丸亀市幸町二六五ノ一 長
尾武則外四十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七五号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都板橋区赤塚四ノ二三ノ二
三上尚外四十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七六号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県丸亀市田村町六九九 上原
洋子外四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七七号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市西難波町一ノ二二ノ
一二 井谷道子百四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七八号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ二ノ
五 田原貞人外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六七九号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県富士市西国久保二、二二五
ノ二 望月佐一外四十五名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八四号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都杉並区和泉町三ノ二七ノ
二〇 菅原忠男外九十九名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八五号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県三木市福井二ノ三ノ三 内
橋信子外九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八六号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市生田区古瀬通一ノ一四 堀
井雅子外九十六名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八七号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県木田郡庵治町六、〇三四ノ
一 森一男外二百九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八八号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市福室寺前四三ノ一
〇 菊地征治外百十名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六八九号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 千葉県市川市市川一ノ二四ノ九
鈴木省吾外百三十七名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮崎県市権現町一六ノ二 大瀬裕
行外二百三十六名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六九一号 昭和四十六年三月六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岐阜県中津川市苗木三、七九四
峰谷仁志外八十七名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六九四号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 岩手県宮古市館合町三ノ二二 中
村季男外百九十三名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一六九七号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県坂出市福江町一ノ一ノ一六
清水保次外百二十一名
紹介議員 喜屋武真榮君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇一号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県芦屋市平田町七ノ二三 内
田誠外二十四名
紹介議員 阿貝根 登君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇二号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神戸市長田区大橋町五丁目大五ビ
ル五〇四号 尾関幸子外九十九名
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇三号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県伊丹市南野字中曾根一八九
木村二郎外九十七名
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇四号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋本町二ノ二ノ一
四 佐久間桂外二百六十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇五号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県名取市田高町二三 今野良
夫外二百九十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市八本松一ノ一三ノ二
山本虎男外九十九名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇七号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都中野区上高田一ノ二三ノ七
片山孝重外七十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七〇八号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県西都市青木住宅一〇号 渡
辺武蔵外百四十九名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七一三号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市五十人町八四垣見方
吉田哲雄外四十九名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七一四号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都中野区鷺宮三ノ二五ノ六中
場方 細谷みよ子外五十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七一五号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 静岡県曲金五ノ五 岩崎たき外百
四十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七一六号 昭和四十六年三月八日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府吹田市青山台一ノ二ノC二
六ノ一〇九 寛裕外三十七名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七二七号 昭和四十六年三月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山西六ノ二七ノ

二 浜田修二外四十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七二八号 昭和四十六年三月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都目黒区東山二ノ一七RS三

一 山本勝外四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七二九号 昭和四十六年三月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区上原一ノ四一ノ六

高井謙次外四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七三三号 昭和四十六年三月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長野県南佐久郡白田町大字三分三

〇三ノ一 吉沢英男外四十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七二九号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願 (六通)

請願者 兵庫県西宮市甲子園二番町九ノ三

六 長尾諭外百四十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四四号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市材木座三ノ一ノ三

一 山田ミヤ子外二百九十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四五号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市長田区長尾町一ノ七鷹取団

地二ノ三〇六 竹下晴子外九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四六号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市甲子園七番町一八ノ

二七 池上利次外九十九名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四七号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 香川県高松市高松町七四ノ一堤

陽子外九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四八号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 三重県松阪市船江町四七七 山本

信行外二百九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七四九号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市長町字二ツ沢一四

新海進外百九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七五〇号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 千葉県市川市真間三ノ一〇ノ一

六 阪上マリ外五十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七五一号 昭和四十六年三月九日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台一ノ四八五ノ

二〇一 鈴木光子外九十八名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七六一号 昭和四十六年三月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市灘区五毛通四ノ一ノ二九

黒田晴雄外二十四名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七六七号 昭和四十六年三月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 長野県佐久市大字前山五一九ノ

四 仁科清次外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七六八号 昭和四十六年三月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 北海道芦別市中之丘美山町 中浜

和夫外百四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八〇号 昭和四十六年三月十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 宮崎市松橋一ノ一〇ノ三 中川光

子外二百九十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八一号 昭和四十六年三月十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市兵庫区関屋住宅四、四〇

二 尾崎幸外百四名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八二号 昭和四十六年三月十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市見島田ノ口三ノ一三

ノ二四 寺西順子外九十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八三号 昭和四十六年三月十一日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岡山県倉敷市玉島上成上吉浦 坂

本松造外二百九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八四号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 千葉県船橋市三山町七八三ノ二九
梁瀬雅子外七十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八五号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市原の町小田原中八合
幸町団地B〇三ノ四〇八 大野泰
治外百九名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七八九号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市植竹町植竹団地一八
ノ三〇四 網川裕子外四十七名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九〇号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都大田区東馬込一ノ五ノ五馬
込寮内 吉田峰雄外四十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九一号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 千葉県流山市江戸台東四ノ二六
〇 鶴谷俊之外七十四名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九二号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 京都市左京区田中門前町一〇三
山岡和子外四十九名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九三号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市浜田町二ノ一二三
中井登志子外四十九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九四号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪三ノ七七
五ノ一四 森茂孝子外四十九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七九五号 昭和四十六年三月十一日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 香川県大川郡大内町三本松 友国
信行外百八名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第一七六六号 昭和四十六年三月十日受理
元満鉄職員恩給・共済年金通算等に関する請願
(七通)
請願者 宮崎市中津瀬町四〇ノ一 生駒ホ
ヅミ外六名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇八号と同じである。

第一七七二号 昭和四十六年三月十日受理
元満洲拓殖公社員に対する恩給法等の特例制定に
関する請願
請願者 島根県松江市西津田町一、〇九四
榎木保外二名
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第八七一号と同じである。

昭和四十六年四月十五日印刷

昭和四十六年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局